REPORT SUMISEI 2023

SUMITOMO LIFE INSURANCE COMPANY DISCLOSURE

住友生命［統合報告書］2023年度 ディスクロージャー誌 資料編

あなたの未来を強くする

住友生命

組　織　の　概　要

102 住友生命グループのあゆみ（沿革）
104 主要な事業の内容及び組織の構成
105 子会社等に関する事項
106 組織図
107 組織の概況
108 教育研修制度
109 住友生命サービス網
112 総代・総代候補者選考委員・審議員
115 総代会の主な質疑応答
117 ご契約者懇談会でのご意見・ご要望の例
118 商品一覧
120 お客さま満足の向上
123 生命保険の知識と制度
124 ご契約者に対する情報提供
125 反社会的勢力への対応
125 個人情報保護に関する考え方
127 生命保険契約者保護機構
129 生命保険業務に関する指定紛争解決機関

会社の目的

当社は次の業務を行うことを目的としています。

①生命保険業
②他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

業務の概要

生命保険業

当社が実施している業務の概要は次のとおりです。

①生命保険業免許に基づく保険の引受け
　＜主に取り扱う保険＞
　（ア）個人保険
　（イ）個人年金保険
　（ウ）団体保険
　（エ）団体年金保険
②資産の運用
　保険料として収受した金銭その他の運用は、次のような方法で行っております。
　（ア）有価証券の取得
　（イ）不動産の取得
　（ウ）金銭債権の取得
　（エ）金銭の貸付（コールローンを含む）
　（オ）有価証券の貸付
　（カ）預貯金
　（キ）金銭、金銭債権、有価証券または不動産等の信託
　（ク）デリバティブ取引

付随業務・その他の業務

①他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
②投資信託の販売
③確定拠出年金制度における運営管理業務

P1～ P100については、住友生命［統合報告書］（2023年度 ディスクロージャー誌 本編）をご参照ください。

住友生命グループのあゆみ（沿革）

「理想の会社を創ろう」。創業者岡本敏行のこの志に基づいて、当社は1907年（明治40年）5月に創業しました。

それから100年の時を超えて、当社はこれからも生命保険事業を通じて「豊かで明るい健康長寿社会の実現に貢献する」という社会的使命をしっかりと果たせるよう、研鑽努力を続けて「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない生命保険会社グループ』」を目指していきます。

日之出生命保険株式会社の創業（1907年）

「理想の会社」を目指し岡本敏行が創業。当時優れた経営内容を「業界のダイヤモンド」と評される。

日之出生命本店社屋（東京市京橋区、大正2年12月完成）

住友生命保険株式会社の発足（1926年）

社名を「住友生命保険株式会社」と改称し、社会公共の利益のために住友の生保事業がスタート。

住友ビルディング（大阪市東区北浜）

国民生命保険相互会社の設立（1947年）

戦後の財閥解体により新会社「国民生命保険相互会社」を設立し、「積極的健全経営」方針のもと出発。

国民生命本店（大阪市東区安土町）

「住友」への社名復帰（1952年）

「住友生命保険相互会社」の新社名のもとで再出発。現在の「経営の要旨」を制定。

ラジオ放送を通じ社名改称挨拶をする芦田社長

中国人民人寿保険設立（2005年）

中国最大手損害保険会社を傘下に持つ中国人民保険集団股份有限公司と共にPICC生命を設立し中国市場へ参入。

PICC 中国人民人寿保险股份有限公司
PICC LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED

メディケア生命設立（2010年）

様々なお客さまニーズに的確に対応し、商品を機動的に提供していくことを目的として設立。

メディケア生命
住友生命グループ

イメージキャラクター「メディくん一家」

1907（明治40）年	5月	**日之出生命保険株式会社設立** （当社の創業年月）
1926（大正15）年	5月	**住友生命保険株式会社に社名変更**
1947（昭和22）年	8月	**国民生命保険相互会社設立**
1952（昭和27）年	6月	**住友生命保険相互会社に社名変更**
1960（昭和35）年	10月	住友生命社会福祉事業団（現住友生命福祉文化財団）設立
1977（昭和52）年	12月	「スミセイ絵画コンクール」がスタート
1985（昭和60）年	6月	住友生命健康財団設立
1986（昭和61）年	2月 4月	「スミセイ安心だより」送付開始 「全国縦断チャリティコンサート」がスタート
1990（平成2）年	4月 10月	「いずみホール」（現住友生命いずみホール）をオープン 「創作四字熟語」スタート
2001（平成13）年	4月 7月 10月	「LIVE ONE」発売 本社ビル竣工 生保8社による企業年金事務・システム受託会社ジャパン・ペンション・サービス（現日本企業年金サービス）設立
2002（平成14）年	10月 12月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始 三井住友アセットマネジメント（現三井住友DSアセットマネジメント）営業開始
2003（平成15）年	9月	「Qパック」発売
2004（平成16）年	10月	アリコジャパン（現メットライフ生命）との業務提携
2005（平成17）年	4月 11月	「スミセイの千客万頼」発売 **中国人民保険と合弁で中国人民人寿保険を設立**
2006（平成18）年	4月 7月 9月	「指定代理請求特約」発売 外部専門家で構成する「保険金等支払審議会」設置 スミセイダイレクトサービス開始
2007（平成19）年	1月 5月 11月	保険金等の支払に関する「相談窓口」および「社外弁護士による無料相談制度」開設 創業100周年 「未来を築く子育てプロジェクト（現未来を強くする子育てプロジェクト）」開始 「がん長期サポート特約」発売
2008（平成20）年	3月	社外有識者で構成する「CS向上アドバイザー会議」設置
2009（平成21）年	1月 10月	「入院保障充実特約」発売 三井住友海上の個人向け・企業向け損保商品の全面販売開始 保険代理店子会社を合併し、いずみライフデザイナーズに改称
2010（平成22）年	4月 10月	**生命保険子会社メディケア生命営業開始** エンベディッド・バリューを開示

2011（平成23）年	3月	ブランド戦略の開始 **新コーポレートブランドの展開** 「スミセイ未来応援活動」開始
2012（平成24）年	3月 12月	「スミセイ未来応援活動」拡充 **バオベト・ホールディングス（ベトナム）と戦略的業務提携**
2013（平成25）年	3月 8月 12月	「がんPLUS」「救Q隊GO」「ドクターGO」発売、「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」開始 「バリューケア」発売、「スミセイ　ケア・アドバイス・サービス」開始 **バンク・ネガラ・インドネシア、BNIライフ・インシュアランスと戦略的業務提携** 「たのしみワンダフル」「たのしみ未来」発売
2014（平成26）年	3月 6月 9月	「スミセイアフタースクールプロジェクト」開始 先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス開始 メディケア生命を完全子会社化 「スミセイ健康相談ダイヤル」開設
2015（平成27）年	7月 9月	指名委員会等設置会社へ移行 「1UP」発売
2016（平成28）年	2月 7月 10月	**米国生命保険グループ「シメトラ」の完全子会社化** 「Japan Vitality Project」開始 エヌエヌ生命と業務提携
2017（平成29）年	3月 5月 7月	「プライムフィット」発売 住友生命創業110周年社会貢献事業「スミセイバイタリティアクション」がスタート 株式会社保険デザインを子会社化
2018（平成30）年	4月 7月 10月 11月	「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」開設 **“住友生命「Vitality」”発売** ソニー生命と業務提携 アクサ生命と業務提携 アクサ生命と「ウェルエイジング共創ラボ」開設
2019（令和元）年	4月 6月 8月 10月	「parkrun」日本初開催 **シングライフへ出資** **アイアル少額短期保険を子会社化** “住友生命「Vitality」プラザ”の展開
2020（令和2）年	3月 11月	「認知症PLUS」発売 「SUMISEI INNOVATION FUND」を設立
2021（令和3）年	1月 3月 4月	給付金請求手続きのデジタル化開始 「がんPLUS ALIVE」発売 温室効果ガス排出量ネットゼロに向けた削減目標の設定
2022（令和4）年	3月 5月	“住友生命「Vitality」”累計 100 万件突破 「スミセイの認知症保険」発売 サステナビリティ経営方針の制定
2023（令和5）年	2月 3月	**東京本社を東京ミッドタウン八重洲に移転** **「住友生命グループVision2030」策定** 住友生命グループGHG排出量削減目標の設定

新コーポレートブランドの展開（2011年）

「理想の会社を創ろう」という創業の想いを、“あなたの未来を強くする”というメッセージに託して、新たなブランド戦略を展開。

あなたの未来を強くする
住友生命

バオベトHDと戦略的業務提携（2012年）

ベトナム社会主義共和国最大手保険・金融グループのバオベト・ホールディングスへ出資し、ベトナム市場へ参入。

BAOVIET
TẬP ĐOÀN BẢO VIỆT

BNIライフと戦略的業務提携（2013年）

インドネシア共和国の大手国営商業銀行バンク・ネガラ・インドネシア(BNI)の生命保険子会社BNIライフへ出資しインドネシア市場へ参入。

BNI Life

米国生命保険グループ「シメトラ」完全子会社化（2016年）

収益基盤の強化やリスク分散、米国市場の成長性の享受等を通じ長期的な契約者利益の向上を目指し米国に進出。

SYMETRA
RETIREMENT | BENEFITS | LIFE

“住友生命「Vitality」”発売（2018年）

加入時またはある一時点の健康状態を基に保険料を決める従来の生命保険とは一線を画し、加入後毎年の健康診断や日々の運動等、継続的な健康増進活動を評価することにより、「リスクそのものを減少させる」ことを目的とした商品。Vitalityの理念・目的に共感していただいたパートナー企業から特典（リワード）を提供。

住友生命
Vitality

シングライフへ出資（2019年）

世界最先端のデジタル技術やビジネスモデルを取り入れていくことを目指し、シングライフに出資。

Singlife

アイアル少短を子会社化（2019年）

特定のマーケットニーズに対応した商品を機動的に開発・販売するアイアル少額短期保険を通じて、「マルチチャネル・マルチプロダクト戦略」を推進。

東京本社を東京ミッドタウン八重洲に移転（2023年）

「つながる、ひろげる、先へいく。」をコンセプトに、先進のオフィススタイルを導入。新しい働き方を実現することを通じて、お客さま・社会へ「住友生命ならでは」の価値を提供していく。

「住友生命グループVision2030」策定（2023年）

サステナビリティ経営方針の実現に向け、「住友生命グループVision2030」を策定。2030年に向けたグループの目指す姿を「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」と定め、1人でも多くのステークホルダーにウェルビーイングの価値を提供していく。

◆主要な事業の内容及び組織の構成

当社および子会社等において行っている主要な事業の内容および組織の構成は次のとおりです。

1. 主要な事業の内容

a.保険業および保険関連事業

保険業としては、当社およびメディケア生命保険株式会社ほか1社が生命保険業を、アイアル少額短期保険株式会社が少額短期保険業を行っております。国内の保険関連事業としては、いずみライフデザイナーズ株式会社ほか4社が保険募集業を、ほかに2社が確定拠出年金運営管理業・生保確認業を行っております。また、Symetra Financial Corporationほか2社が金融持株会社として、海外の保険関連事業を行っております。

b.資産運用関連事業

スミセイ・アセット・マネジメント株式会社ほか6社が投資運用業を行っております。また、所有する不動産の維持管理業務を株式会社スミセイビルマネージメントほか1社が行っております。

c.総務関連事業等

住生物産株式会社ほか3社が総務関連事業、スミセイ情報システム株式会社がシステム関連事業を行っております。また、株式会社シーエスエスが収納代行業を行っております。

2. 事業系統図

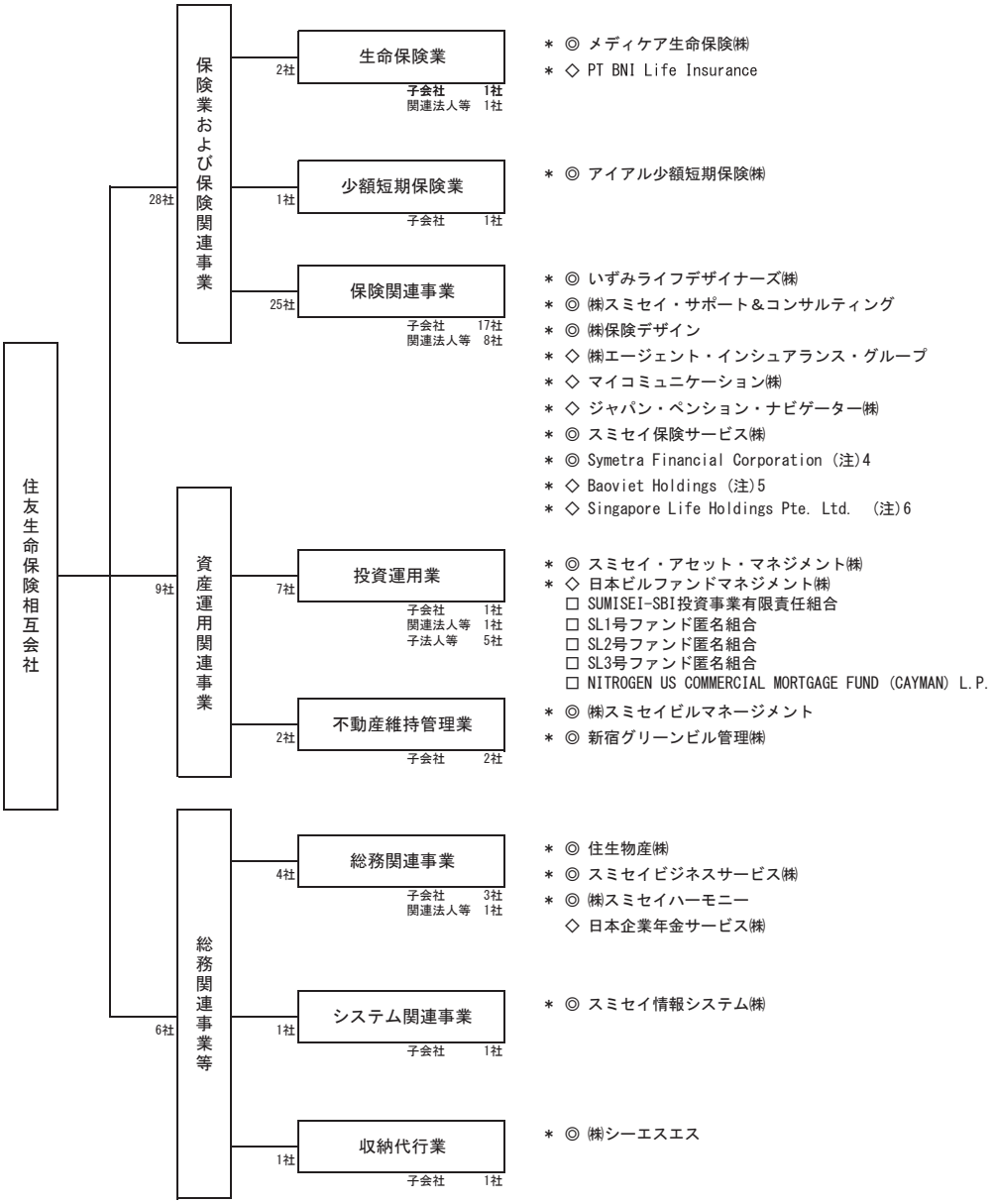

(注) 1. 本図は2023年3月31日現在の状況です。
2. 「◎」を表示した会社は子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)、
「◇」を表示した会社は関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)、
「□」を表示した会社は子法人等(保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等)です。
3. 「＊」を表示した会社は、2023年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。
4. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど12社も、当社の子会社となります。
5. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationも、当社の関連法人等となります。
6. Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の子会社であるSingapore Life Ltd. など2社も、当社の関連法人等となります。

◆子会社等に関する事項

【国内】

2023年3月31日現在

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額（単位：百万円）	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合(%)	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合(%)
メディケア生命保険(株)＊	東京都江東区深川1-11-12	80,000	生命保険業	2009/10/ 1	100.00	—
アイアル少額短期保険(株)＊	東京都中央区日本橋小伝馬町15-18	299	少額短期保険業	1984/ 4/25	100.00	—
いずみライフデザイナーズ(株)＊	東京都港区赤坂3-3-5	100	保険募集業	1983/ 1/ 4	100.00	—
㈱スミセイ・サポート&コンサルティング＊	東京都新宿区西新宿6-14-1	100	保険募集業	1995/ 4/ 3	100.00	—
(株)保険デザイン＊	大阪府大阪市西区西本町2-3-10	20	保険募集業	2008/ 7/ 1	95.00	—
㈱エージェント・インシュアランス・グループ＊	東京都新宿区市谷本村町3-29	336	保険募集業	2001/ 6/ 1	37.94	—
マイコミュニケーション(株)＊	愛知県名古屋市東区葵3-19-3	76	保険募集業	2000/ 5/ 1	43.00	—
ジャパン・ベンション・ナビゲーター(株)＊	東京都中央区八重洲1-3-4	1,600	確定拠出年金運営管理業	2000/ 9/21	15.95	—
スミセイ保険サービス(株)＊	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	15	生保確認業	1978/ 5/ 1	80.00	20.00
スミセイ・アセット・マネジメント㈱＊	東京都新宿区西新宿6-14-1	100	投資運用業	2022/ 4/ 1	100.00	—
日本ビルファンドマネジメント(株)＊	東京都中央区日本橋室町2-3-1	495	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000/ 9/19	35.00	—
(株)スミセイビルマネージメント＊	東京都中央区日本橋小網町14-1	100	不動産維持管理業	1967/ 6/ 1	100.00	—
新宿グリーンビル管理(株)＊	東京都新宿区西新宿6-14-1	20	不動産維持管理業	1985/10/30	3.52	61.17
住生物産(株)＊	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	10	物品販売業	1969/ 1/13	100.00	—
スミセイビジネスサービス(株)＊	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	70	事務処理代行業	1985/ 1/ 4	100.00	—
(株)スミセイハーモニー＊	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	50	事務受託業	2001/ 2/ 1	100.00	—
日本企業年金サービス(株)	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	2,000	企業年金事務代行業	1988/ 4/ 1	39.67	—
スミセイ情報システム(株)＊	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-14	300	コンピューター関連業務	1971/ 5/12	100.00	—
(株)シーエスエス＊	大阪府大阪市中央区備後町3-6-2	10	収納代行業	1976/ 2/16	100.00	—

(注) 1.「＊」を表示した会社は、2023年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
2. 投資運用業を行うSUMISEI-SBI投資事業有限責任組合ほか3社も、当社の子法人等となります。

【海外】

2023年3月31日現在

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合(%)	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合(%)
PT BNI Life Insurance ＊	Centennial Tower 9th Floor Jl. Jend. Gatot Subroto Kav 24-25 Jakarta Selatan 12930, Indonesia	300,699百万インドネシアルピア	生命保険業	1996/11/28	39.99	—
Symetra Financial Corporation＊	777 108th Avenue NE,Suite 1200,Bellevue,Washington,USA	1米ドル	金融持株会社	2004/ 2/25	100.00	—
Baoviet Holdings ＊	No. 8, Le Thai To Street, Hang Trong Ward, Hoan Kiem District, Hanoi	7,423,227百万ベトナムドン	金融持株会社	2007/10/15	22.08	—
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.＊	4 Shenton Way, #01-01 SGX Centre II Singapore 068807	2,078百万シンガポールドル	金融持株会社	2020/ 7/17	23.22	—

(注) 1.「＊」を表示した会社は、2023年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
2. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど12社も、当社の子会社となります。
3. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationも、当社の関連法人等となります。
4. Singapore Life Holdings Pte. Ltd.の子会社であるSingapore Life Ltd.など2社も、当社の関連法人等となります。

◆組織図（2023年4月1日現在）

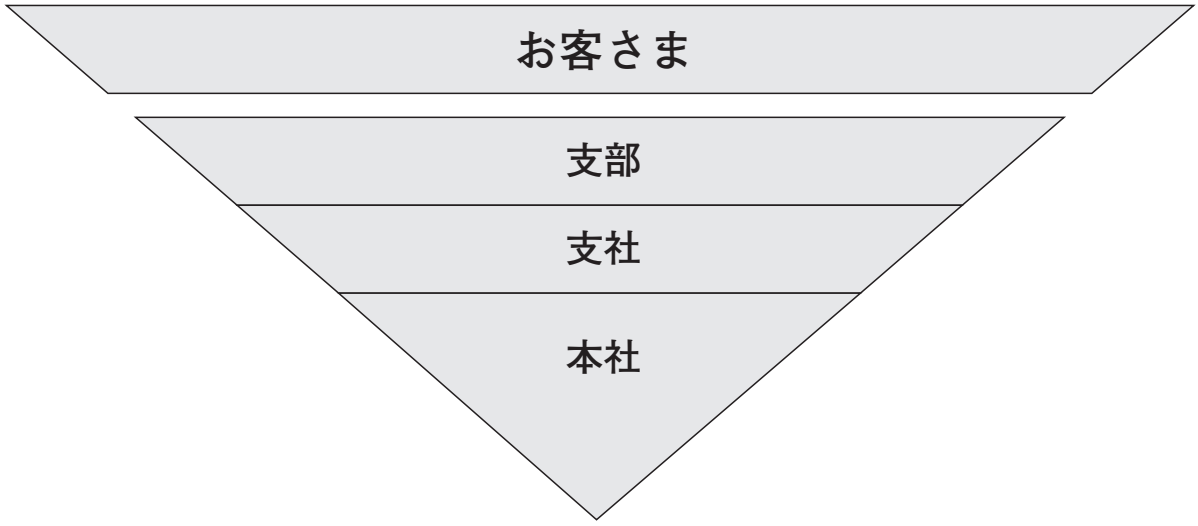

●経営組織

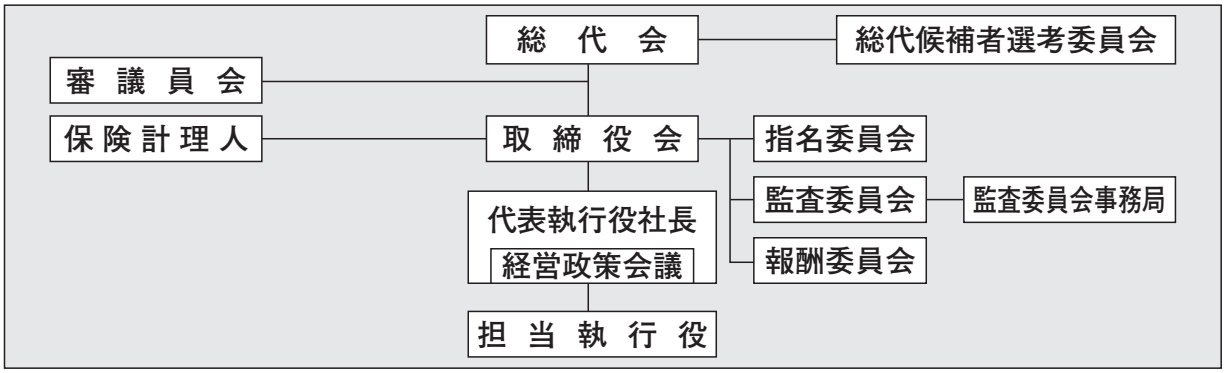

●本社

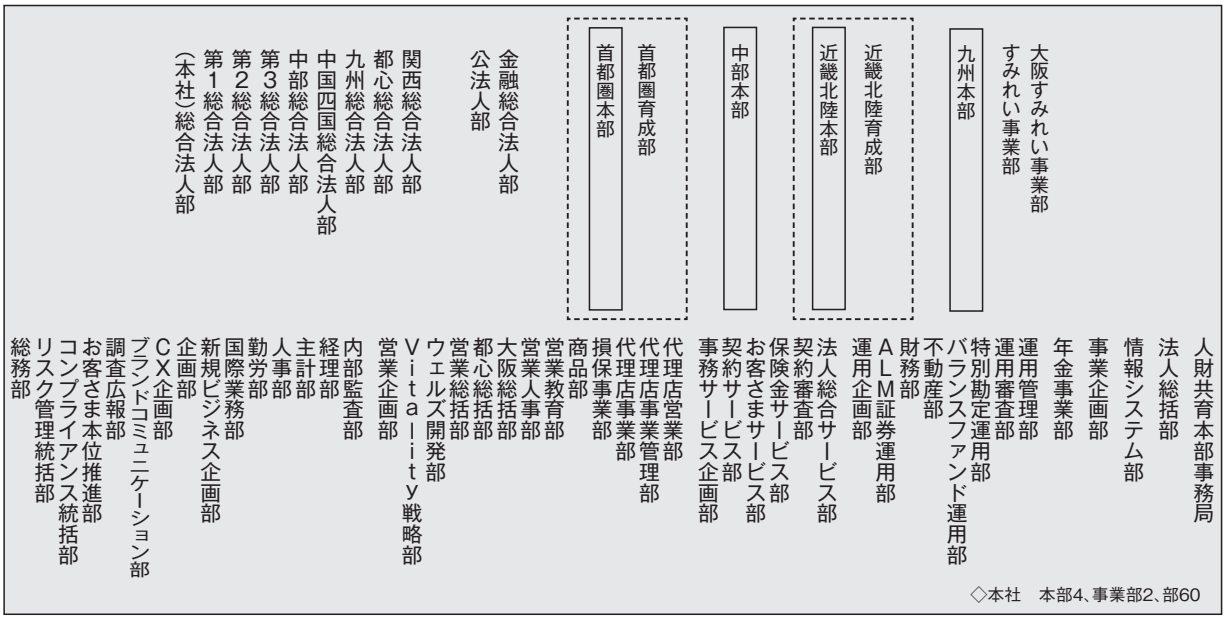

●支社・海外駐在員事務所

◇支社90

◇海外駐在員事務所3（ニューヨーク、ハノイ、北京）

◆組織の概況

支社等及び海外駐在員事務所の状況

区分	2021年度末	2022年度末
支社	90	90
事業部	2	2
支部	1,497	1,528
海外駐在員事務所	3	3
合計	1,592	1,623

従業員の在籍・採用状況

区分	2021年度末 在籍数	2022年度末 在籍数	2021年度 採用数	2022年度 採用数	2022年度末	
					平均年齢	平均勤務年数
職　　員	10,672名	10,511名	328名	345名	46歳11ヶ月	16年 9ヶ月
（男　　性）	4,205	4,120	96	66	47歳 3ヶ月	21年 7ヶ月
（女　　性）	6,467	6,391	232	279	46歳 9ヶ月	13年 7ヶ月
（総合キャリア職員）※1	3,986	3,968	89	55	45歳 3ヶ月	21年 8ヶ月
（ビジネスキャリア職員）※2	4,325	4,299	133	115	44歳10ヶ月	14年 4ヶ月
営業職員	34,664	33,538	6,118	5,410	46歳 7ヶ月	12年 7ヶ月
（男　　性）	386	367	28	29	49歳 5ヶ月	16年11ヶ月
（女　　性）	34,278	33,171	6,090	5,381	46歳 6ヶ月	12年 7ヶ月
（定地型支部長・総合営業職員・営業管理職）	2,975	3,081	381	269	38歳 3ヶ月	12年 0ヶ月
（上記以外の営業職員）	31,689	30,457	5,737	5,141	47歳 5ヶ月	12年 8ヶ月

※1　職種体系変更に伴い総合職員から名称変更（2021年4月～）
※2　職種体系変更に伴い一般職員から名称変更（2021年4月～）

平均給与（職員）

（単位：千円）

区分	2021年度末	2022年度末
職　　員	353	356

（注）平均給与月額は、各年度末3月中税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区分	2021年度	2022年度
営業職員	260	259

（注）平均給与月額は、各年度の税込定例給与であり、賞与は含みません。

男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全　労　働　者	40.3％
正　規　労　働　者	39.5％
（総合キャリア職員）	74.3％
（ビジネスキャリア職員）	123.1％
（定地型支部長・営業管理職・総合営業職員）	80.0％
（上記以外の営業職員）	93.4％
パ ー ト・有 期 労 働 者	62.7％

（注）対象期間　　：2022事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
賃金　　：基準給与・基準外給与（時間外手当等）・賞与・通勤費等の合計。ただし、退職給与・転居手当・自己賃借住宅補助金等を除きます。
正規労働者　　：出向者については、当社から社外への出向者・社外から当社への出向者のいずれも含みません。
パート・有期労働者：オフィスパートナー、エキスパート、コンサルティングスタッフ等を含み、派遣スタッフ等を含みません。
パート労働者については、正規労働者の所定労働時間（１日８時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しています。
補足説明：
・就業規則その他の社内規程において男女による差はなく、男女の賃金の差異は主に職種別の男女構成比の差によって生じています。
・女性活躍推進に関する行動計画を策定し、2025年度末の女性管理職比率50％を目標とする等、女性の賃金向上に資する施策を推進しています。

◆教育研修制度

住友生命では、一人ひとりがやりがいを持って働けるよう、職員の能力開発およびキャリア形成に、積極的に取り組んでいます。ここでは、職種ごとに用意された、それらの研修制度をご紹介します。

【営業職員の教育・研修制度】

個人の成長ステップに応じたきめ細かな研修、各種試験に対応した研修等の充実した教育システムを用意しています。これにより、保険の社会的意義の理解、社会保障制度・生活設計・企業福祉・税務・相続・金融商品といった幅広い知識に加え、お客さまの健康増進に寄与するための健康知識の習得を通じて、お客さま・社会の「ウェルビーイング（よりよく生きる）」に貢献できる（豊富な知識と高いスキルを兼ね備えた）人財の育成を目指しています。とりわけ、国家資格であるFP技能資格については全社をあげて取得推進に向けて取り組んでいます。

【ビジネスキャリア職の教育・研修制度】

お客さま本位の仕事と組織貢献を目指して、担当職務の事務責任者として効率的な業務遂行・対人対応力をはじめ様々なスキルが求められます。その能力開発に対する支援をはじめ、OJTを補完する実務研修、キャリア開発という視点での研修を実施しています。

＜更なるステップアップへ向けて＞

自身のキャリアプランに合わせて、総合キャリア職へ職種変更することも可能です。より高度な専門性やマネジメント力を発揮できるように、各種研修でフォローを実施しています。

【総合キャリア職の教育・研修制度】

変革への推進力を持ち、高度な専門性やマネジメント能力を備えた人財を早期に育成するための教育制度を整備しています。また、職員の自律的な成長を支援するために、多様な能力開発プログラムを提示しています。

また、若手職員を対象に、自らの意思でキャリアエリアを選択・申告し、各領域における将来の活躍を目指し、所属長や人事部は、本人希望を踏まえた職務・役割付与ならびに人事運用を行う「マイキャリア運営」も実施しています。

【総合営業職の教育・研修制度】

入社後3年間は、法人・個人を問わず、保険のコンサルティング営業力を身につけ、実践する期間と位置付けた教育育成制度を設けています。

具体的には、保険コンサルティングのプロとして、真にお客さまのご要望にお応えするために、OJTによる金融知識・コミュニケーションスキル・人間力向上のための、きめ細やかな指導、Off-JTによるキャリアアンカー形成機会提供を行っています。

4年目以降は、指導スキルやマネジメントスキルの向上、キャリア形成のための研修も用意しています。

◆住友生命サービス網(2023年7月1日現在)

本社・東京本社

	所在地		電話番号
本社	〒540-8512	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1435
東京本社	〒104-8430	東京都中央区八重洲2-2-1	(03) 3273-8000

法人取引関係部門

	所在地		電話番号
(本社)総合法人部	〒540-0001	大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6937-1851
関西総合法人部	〒540-0001	大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6937-1851
第1総合法人部	〒104-8430	東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
第2総合法人部	〒104-8430	東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
第3総合法人部	〒104-8430	東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
中部総合法人部	〒460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル18F	(052) 265-8114
中国四国総合法人部	〒730-0037	広島市中区中町7-22 住友生命広島平和大通りビル4F	(082) 236-8390
九州総合法人部	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル8F	(092) 409-6128
都心総合法人部	〒104-8430	東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
公法人部	〒104-8430	東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
金融総合法人部	〒104-8430	東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
法人総括部	〒104-8430	東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8580
法人総合サービス部	〒540-0001	大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6947-3381
年金事業部	〒104-8430	東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8650
代理店事業部	〒104-8430	東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8340
代理店営業部	〒104-8430	東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8350

コールセンター

スミセイコールセンター	0120-307506

支社・ご来店サービスセンター（SC）・本部・すみれい事業部・海外駐在員事務所（2023年7月1日現在）

※ご加入の生命保険に関するお問合わせ、お手続きは前ページに記載のスミセイコールセンターまでお願いします。

支社・ご来店サービスセンター（SC）

名称	〒	所在地	電話番号
＊札幌支社	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル5F	(011) 222-3379
＊旭川支社	070-0033	旭川市三条通9-1704-1 TKフロンティアビル4F	(0166) 23-4778
＊釧路支社	085-0015	釧路市北大通10-1-4 北陸銀行住友生命ビル4F	(0154) 23-6382
＊北見支社	090-8722	北見市大通西4-4-1 住友生命北見ビル2F	(0157) 24-8032
＊青森支社	030-0823	青森市橋本1-9-22 SS青森ビル8F	(017) 723-1513
＊盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-2-5 甲南アセット盛岡ビル4F	(019) 651-6713
＊仙台支社	980-6088	仙台市青葉区中央4-6-1 SS30　13F	(022) 222-3982
＊秋田支社	010-0001	秋田市中通2-2-32 山ニビル1F	(018) 833-4179
＊山形支社	990-0031	山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル4F	(023) 622-1444
＊福島支社	963-8513	郡山市清水台1-4-7 住友生命郡山清水台ビル4F	(024) 922-5802
＊栃木支社	320-0811	宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル7F	(028) 622-6545
＊小山支社	323-0022	小山市駅東通り2-37-3 三共小山ビル4F	(0285) 25-9984
＊群馬支社	371-8539	前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル9F	(027) 289-8430
＊水戸支社	310-0021	水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル4F	(029) 224-9113
＊新潟支社	950-8505	新潟市中央区東大通1-2-30 第3マルカビル8F	(025) 243-1143
＊長岡支社	940-8511	長岡市東坂之上町2-5-11 グラン長岡6F	(0258) 33-5518
＊東京ご来店SC	103-0025	中央区日本橋茅場町2-10-5 住友生命茅場町ビル6F	(03) 3527-2571
東京中央支社	103-0027	中央区日本橋2-1-10 柳屋ビル6F	(03) 3272-8022
東京東支社	101-0033	千代田区神田岩本町1 住友生命千代田ビル6F	(03) 5296-2052
江東臨海支社	136-0071	東京都江東区亀戸2-18-10 住友生命亀戸駅前ビル4F	(03) 5875-1802
新宿支社	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル17F	(03) 3348-6833
渋谷支社	150-0031	東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスタワー14F	(03) 6416-5707
東京北支社	170-0013	豊島区東池袋3-4-3 NBF池袋イーストビル3F	(03) 5992-5670
都北支社	115-0055	東京都北区赤羽西1-7-1 パルロード3　11F	(03) 5948-8523
東京南支社	108-0014	港区芝4-10-3 住友生命三田ビル5F	(03) 5232-1314
千住支社	120-0036	足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル5F	(03) 3882-1072
＊東京西支社	190-0022	立川市錦町2-4-6 立川錦町SSビル3F	(042) 529-4505
武蔵野支社	180-0006	武蔵野市中町2-2-3 住友生命武蔵野ビル9F	(0422) 55-9677

名称	〒	所在地	電話番号
＊山梨支社	400-0031	甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル7F	(055) 224-4313
＊千葉支社	260-8621	千葉市中央区中央1-1-3 住生・りそな千葉ビル6F	(043) 227-3299
＊柏常総支社	277-8507	柏市柏2-5-7 住友生命柏ビル2F	(04) 7167-3533
＊埼玉中央支社	330-0845	さいたま市大宮区仲町3-13-1 住友生命大宮第2ビル4F	(048) 641-2223
熊谷支社	360-0044	熊谷市弥生2-44 日進熊谷ビル5F	(048) 521-4045
＊埼玉西支社	350-1193	川越市脇田本町23-1 住友生命川越ビル6F	(049) 247-0501
＊越谷支社	343-0816	越谷市弥生町14-22 住友生命越谷ビル5F	(048) 963-0703
＊横浜支社	220-8530	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル13F	(045) 325-0012
川崎支社	212-0014	川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー6F	(044) 280-6233
南神奈川支社	247-0056	鎌倉市大船2-18-26 住友生命大船ビル2F	(0467) 38-5366
湘南支社	254-0035	平塚市宮の前1-13 甲南アセット平塚ビル4F	(0463) 21-1624
＊町田支社	194-0021	町田市中町1-25-14 武藤ビル3F	(042) 726-4314
＊長野支社	380-8557	長野市中御所岡田180-2 住友生命長野岡田町ビル5F	(026) 228-7194
＊松本支社	390-0811	松本市中央2-6-1 リーガル松本ビル4F	(0263) 32-0355
＊岐阜支社	500-8524	岐阜市金町5-24 G-frontⅡ4F	(058) 265-1423
＊静岡支社	420-0837	静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル2F	(054) 254-5496
＊浜松支社	430-0946	浜松市中区元城町115-1 浜松元城町ビル2F	(053) 454-4463
＊沼津支社	410-0801	沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル4F	(055) 962-7324
＊名古屋支社	450-8615	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル18F	(052) 582-4863
愛知中央支社	460-0008	名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル2F	(052) 265-6541
＊愛知東支社	444-8517	岡崎市康生通南3-5 アドバンス・スクエア岡崎西館4F	(0564) 21-2143
＊三重支社	514-8566	津市栄町2-309 住友生命津ビル1F	(059) 227-0113
＊富山支社	930-8504	富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル2F	(076) 441-2373
＊金沢支社	920-0869	金沢市上堤町1-18 住友生命金沢上堤町ビル7F	(076) 231-1283
＊福井支社	910-0005	福井市大手3-4-7 住友生命福井ビル4F	(0776) 22-7469
＊滋賀支社	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5F	(077) 522-5303
＊京都支社	600-8492	京都市下京区四条通新町東入 月鉾町62 住友生命京都ビル5F	(075) 221-1845
＊大阪ご来店SC	540-0001	大阪市中央区城見1-4-24 OBPキャッスルタワービル1F	(06) 6937−2121

＊にはお客さまサービスカウンターがございます。

名称	〒	所在地	電話番号
大阪中央支社	541-0053	大阪市中央区本町4-4-24 住友生命本町第2ビル4F	(06) 6244-9066
大阪団体支社	542-0073	大阪市中央区日本橋2-9-16 日本橋センタービル3F	(06) 6632-3162
＊天王寺支社	545-0051	大阪市阿倍野区旭町1-1-17 サンビル阿倍野7F	(06) 6647-7733
新大阪支社	564-0052	吹田市広芝町9-28 江坂三生ビル6F	(06) 6369-7930
＊茨木支社	567-0829	茨木市双葉町2-25 現代茨木ビル3F	(072) 633-1442
南大阪支社	583-0024	藤井寺市藤井寺1-5-26 住友生命藤井寺ビル4F	(072) 952-3660
京阪支社	573-0027	枚方市大垣内町1-4-5 住友生命枚方ビル3F	(072) 843-7807
＊堺支社	590-0076	堺市堺区北瓦町1-3-17 堺東センタービル7F	(072) 238-7062
＊岸和田支社	596-0053	岸和田市沼町35-22 住友生命岸和田ビル4F	(072) 423-4142
＊東大阪支社	577-0056	東大阪市長堂1-11-22 住友生命布施ビル3F	(06) 6787-0232
＊奈良支社	630-8543	奈良市油阪町出口1-14 住友生命奈良ビル2F	(0742) 26-5013
＊和歌山支社	640-8540	和歌山市本町4-61 住友生命和歌山ビル3F	(073) 431-3474
＊神戸支社	651-0185	神戸市中央区東町126 神戸シルクセンタービル7F	(078) 391-3229
＊姫路支社	670-8552	姫路市東延末1-1 姫路NKビル2F	(079) 224-1883
＊明石支社	673-0898	明石市樽屋町1-29 エヌグラン明石8F	(078) 917-1495
＊鳥取支社	680-8510	鳥取市今町1-103 住友生命鳥取ビル4F	(0857) 23-1823
＊松江支社	690-0003	松江市朝日町484-16 甲南アセット松江ビル4F	(0852) 22-2257
＊岡山支社	700-0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル12F	(086) 225-3210

＊にはお客さまサービスカウンターがございます。

名称	〒	所在地	電話番号
＊広島支社	732-0827	広島市南区稲荷町4-1 広島稲荷町NKビル8F	(082) 261-5283
福山支社	720-0812	福山市霞町1-1-24 福山ビル8F	(084) 924-1168
＊山口支社	750-8502	下関市細江町1-2-7 住友生命下関ビル5F	(083) 231-3445
＊徳島支社	770-0911	徳島市東船場町2-21-2 阿波銀住友生命ビル5F	(088) 654-1503
＊高松支社	760-8566	高松市番町1-6-1 両備高松ビル7F	(087) 821-4443
＊松山支社	790-0003	松山市三番町4-11-1 住友生命松山三番町ビル6F	(089) 941-4423
＊新居浜支社	792-8575	新居浜市北新町9-16 住友生命新居浜ビル2F	(0897) 37-1133
＊高知支社	780-8559	高知市本町4-2-52 オカバ高知ビル8F	(088) 822-2103
＊福岡支社	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル11F	(092) 409-6120
久留米支社	830-8540	久留米市日吉町14-33 住友生命久留米ビル2F	(0942) 33-9582
＊北九州支社	802-8550	北九州市小倉北区堺町1-9-10 アースコート堺町BLDG 9F	(093) 531-2883
＊佐賀支社	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 日進佐賀ビル7F	(0952) 24-2373
＊長崎支社	850-8518	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル9F	(095) 826-3276
＊熊本支社	860-8587	熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル8F	(096) 355-2303
＊大分支社	870-0034	大分市都町1-1-23 TKフロンティアビル9F	(097) 535-1779
＊宮崎支社	880-8508	宮崎市高千穂通1-6-35 オーシャン高千穂通り4F	(0985) 26-1613
＊鹿児島支社	892-8546	鹿児島市山之口町3-31 住友生命鹿児島ビル5F	(099) 226-7268
＊沖縄支社	900-8513	那覇市久茂地2-9-7 住友生命那覇久茂地ビル4F	(098) 866-3023

本部

首都圏本部	160-0003	新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル8F・11F	
中部本部	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル17F･18F	
近畿北陸本部	541-0041	大阪市中央区北浜1-9-11 住友生命大阪北浜ビル3F	
九州本部	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル8F	

すみれい事業部

すみれい事業部	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル13F	(03) 3349-7762
大阪すみれい事業部	541-0053	大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル14F	(06) 6262-5345

海外駐在員事務所

ニューヨーク駐在員事務所	142 West 57th Street, 11th Floor, New York, NY 10019, U.S.A.	(212) 521-8340
ハノイ駐在員事務所	3F, No. 8 Le Thai To, Hang Trong Ward, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam	(24) 3946-0444
北京駐在員事務所	100004 中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号北京発展大厦1幢7階719室	(10) 6561-6120

◆総代の数および選出方法について

総代の数

当社定款の規定により、総代の定数は180名、任期は4年（重任限度2期8年）となっています。

総代の定数については、総代会において社員の意思が適切に反映され、かつ総代会が十分な審議を行ったうえで決議を行う意思決定機関として機能するといった観点から、適正な数と考えています。

総代の選出方法

総代の選出方法には、社員の選挙による方法と総代候補者選考委員会*が推薦した候補者に対して全社員による信任投票を行うことによって選出する方法があります。

当社では、全国の多数の社員の中から偏りのない適切な総代選出を行うという点や実効性のある選出手段という点などから、いずれの方法が適当かということを勘案したうえで、信任投票制度を採っています（立候補の制度は採用していません）。

総代の選出は、2年ごとに定数の半数について行います。

総代候補者選考委員会では、総代会に社員各層の意思が適正にかつ幅広く反映されるよう、「総代候補者選考基準」を制定しており、改選の都度、この選考基準に従い、定数の割当てと職業別・年齢別・性別の構成比率等の選考方針を定めたうえで、これに沿った具体的候補者の選考を行います。

総代候補者選考委員会は、総代候補者を選考した後、当社のホームページにおいて推薦に関する公告を行います。その後、社員の皆さまに就任の可否を伺う信任投票を実施します。

不信任の投票数が全社員の10分の1に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

＊総代候補者選考委員会…総代会において社員の中から選任された10名以内の委員で構成されます。なお、総代選出過程における公正の確保、および総代候補者選考委員会の独立性確保の観点から、総代候補者選考委員会の事務局長については、社外人材を任用することとしています。

総代候補者選考基準

1.総代候補者の資格基準	a.当会社の社員である人 b.総代としての重任期間が2期を超えない人 c.他の生命保険会社の総代に就任していない人 d.当会社の現職役員または従業員でない人
2.総代候補者に求められる要件	a.生命保険事業に認識と関心を有し、総代たるにふさわしい見識を有する人 b.総代会への出席等、総代としての十分な活動が可能である人 c.当会社社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能である人 d.以下の観点から当会社の事業や経営をチェックし、有意義な提言等を行うことが可能である人 （1）保険契約者の観点から提言等を行うことが可能である人 （2）専門的な観点から提言等を行うことが可能である人 （3）会社経営（マネジメント）の観点から提言等を行うことが可能である人
3.総代の地域別定数割当基準	総代の地域別定数は、社員の地域別割合に比例するように定め、かつ地域別割合に基づいて算出した定数が1に満たない場合はこれを1とする。ただし、定数の一部については地域および社員数に関係なく定めることができる。
4.総代の構成基準	多様性とそのバランスに配慮し、幅広い層から選出を行う。

◆総代〈都道府県別五十音順、敬称略　2023年7月4日現在〉

都道府県	氏　名	職　業
北海道	天内　健吾	株式会社天内工務店 代表取締役
同	井上　雄樹	弁護士
同	鎌田真梨子	農家手伝い
同	喜多美千代	日本郵便株式会社 勤務
同	栗山佐也香	株式会社Ciel 常務
同	齊藤　勝	株式会社北海道銀行 取締役副頭取執行役員
同	豊島　佳郎	株式会社ナカジマ薬局 勤務
同	東野有希子	株式会社ホクレン商事 勤務
同	日野　輝生	株式会社緑化産業 専務取締役
同	森本　千晶	日成工機株式会社 代表取締役
同	若狭　牧子	株式会社オールフォー 代表取締役
青森県	坂本　朋子	興陽電設株式会社 代表取締役社長
同	原　真紀子	医療法人アンド・アイ 理事・事務長
岩手県	加藤　裕一	共益商事株式会社 代表取締役社長
宮城県	五十嵐　信	株式会社仙台ビルディング 顧問
同	菊地　綾乃	株式会社あいあーる 相談役
秋田県	奥　真由美	一般社団法人セイルオン・ジャパン 代表理事
山形県	髙橋　修	ネッツトヨタ山形株式会社 代表取締役社長
福島県	竹内　誠司	福島商事株式会社 取締役会長
茨城県	岡田　幸彦	筑波大学システム情報系社会工学域 教授
同	勢子　映美	主婦
同	中庭　芳子	主婦
同	森田　慶一	社会福祉士
栃木県	伊原　修	株式会社大高商事 代表取締役社長
同	梶原　義之	株式会社ポラリス 勤務
同	郡司　成江	総美有限会社 代表取締役社長
同	佐橋　智美	ＴＣＢ観光株式会社 取締役副社長
群馬県	相川　愛	株式会社アイ・ティ・エス 常務取締役
同	住吉麻由子	株式会社グランティーナ 代表取締役社長
同	堀江　信之	株式会社群馬銀行 代表取締役会長
埼玉県	大熊　香織	カイロプラクティック&ビューティーサロンＯＨＡＮＡ川越店 経営
同	大友　謙	株式会社武蔵野銀行 常務取締役
同	小笠原伸恭	株式会社ゲートオンロジスティクス 代表取締役
同	寺田　俊行	日本税理士協同組合連合会 勤務
同	村田小百合	社会保険労務士
千葉県	東　敏広	セブンイレブン君津中富店 オーナー
同	稲村　幸仁	ちばぎん証券株式会社 取締役社長
同	戎井　昌彦	住友大阪セメント株式会社 勤務
同	木南　美穂	株式会社共立工機 専務取締役
同	髙島　誠	株式会社三井住友銀行 取締役会長
同	武居　秀治	株式会社キッツ 執行役員

都道府県	氏　名	職　業
千葉県	徳竹　文子	株式会社日産クリエイティブサービス 勤務
東京都	青柳　英子	東京ビジネスサービス株式会社 勤務
同	石川　隆道	マネックス証券株式会社 勤務
同	上野　善	上野グループホールディングス株式会社 取締役
同	小泉　博和	株式会社平沢商会 取締役
同	琴浦　諒	弁護士
同	田中　美樹	ティーコム株式会社 代表取締役社長
同	仲井間華奈	看護師
同	新野　隆	日本電気株式会社 取締役会長
同	錦野　裕宗	弁護士
同	野澤　康隆	株式会社浜銀総合研究所 代表取締役会長
同	浜本健太郎	アサヒグループホールディングス株式会社 勤務
同	原田　毅	不動産鑑定士・株式会社ティーマックス 代表取締役
同	原田　直幸	原田会計士事務所 代表
同	福田　有子	福田一弘税理士事務所 勤務
同	渕邉　博子	医療メガネ専門店 経営
同	町田　公志	元ＳＧホールディングス株式会社取締役
同	南　章行	株式会社ココナラ 取締役会長
同	宮﨑　裕士	弁護士
同	森本　雄司	公益財団法人鉄道弘済会 代表理事 会長
同	横塚　昌子	主婦
神奈川県	秋山　栄二	鎌倉エフエム放送株式会社 取締役副社長
同	浅井　宏行	住友金属鉱山株式会社 顧問
同	伊藤　彰一	株式会社和キャピタル 専務取締役
同	大谷　未菜	株式会社ＮＴＴファシリティーズ 勤務
同	川本　敏之	川本工業株式会社 専務取締役
同	木住野　薫	カルチャー日吉 勤務
同	河野　力	株式会社東急コミュニティー 勤務
同	坂井　満	株式会社アイネット 取締役相談役
同	玉井　光一	元富士フイルムビジネスイノベーション株式会社社長
同	津田　博之	アマノ株式会社 代表取締役会長
同	中村　行宏	株式会社テレビ神奈川 相談役
同	野上　麻子	医師
同	東野　正嗣	元日本アイ・ビー・エム株式会社勤務
同	前川　達哉	蝶理株式会社 勤務
新潟県	小原　清文	新潟県立歴史博物館 館長
同	新貝広太郎	新貝工業株式会社 代表取締役社長
同	髙橋　幸	株式会社長生園 代表取締役
富山県	大野　千晶	有限会社大野クレーン興業 取締役
石川県	山﨑　勝	株式会社北國銀行 執行役員
福井県	山内真由美	株式会社山内工業 取締役

都道府県	氏　名	職　業
山梨県	長澤　泰史	株式会社早野組 執行役員
長野県	清水　秋雄	株式会社センデン 勤務
同	堤　由紀子	株式会社グレート長野 取締役
岐阜県	井上慎一郎	太陽電機工業株式会社 代表取締役社長
同	海老　千鶴	岐阜県立東濃実業高等学校 教員
同	下村　珠希	主婦
静岡県	青木　正亘	株式会社マルエ製作所 代表取締役
同	伊藤　公保	静岡県楽器製造協会 顧問
同	遠藤奈穂子	富士コミュニティエフエム放送株式会社 勤務
同	町田　直弥	株式会社ノーベル 代表取締役
愛知県	岡田かよ子	株式会社刈谷ホーエー家電 取締役
同	奥岡　克仁	ＣＫＤ株式会社 代表取締役社長
同	加藤　英典	株式会社三省工房 代表取締役
同	佐藤　聡哲	ソフトバンク株式会社 勤務
同	塩谷　豊久	鹿島建設株式会社 勤務
同	田口　千代	株式会社三龍社 取締役常務執行役員
同	森田　剛司	株式会社トウチュウ 代表取締役社長
同	渡部由美子	リ・ライフ株式会社 代表取締役
三重県	岸邊　均	元株式会社オリバー常務取締役
同	東海　悟	株式会社三十三カード 社長
滋賀県	魚住かおり	有限会社佐水板金工業 役員
同	丹波　卯子	株式会社うさぎメディケア 代表取締役
同	藤川　康二	株式会社ＮＴＳ 勤務
京都府	尾池　均	尾池工業株式会社 代表取締役社長
同	大森　剛	弁護士
同	小原紗矢香	株式会社レオパレス２１ 勤務
同	中川　雅美	株式会社キューベル 勤務
同	中村　恭将	MS&ADインターリスク総研株式会社 勤務
大阪府	上田　麗子	株式会社城南開発興業 取締役
同	笠井　実	笠井産業株式会社 代表取締役社長
同	加藤　保宣	エア・ウォーター株式会社 理事
同	香曽我部武	大和ハウス工業株式会社 代表取締役副社長ＣＦＯ
同	佐野　友亮	丸大食品株式会社 勤務
同	竹中佐江子	株式会社竹中製作所 代表取締役社長
同	竹野　英祥	ダイゴー株式会社 代表取締役社長
同	田崎　一人	株式会社交野運送 代表取締役
同	近澤　佳之	三協塗装工業株式会社 代表取締役
同	西村真喜子	株式会社住友倉庫 勤務
同	橋本　貞子	主婦
同	橋本　直子	主婦
同	濵中　陽子	株式会社ハマキャスト 代表取締役
同	南　篤子	株式会社和泉食品 取締役
同	諸岡　加奈	TOPPANエッジ株式会社 勤務
同	山崎　宏信	レンゴー株式会社 執行役員
同	山平　恵子	上新電機株式会社 取締役
同	和田　祐一	日本ペイント・インダストリアルコーティングス株式会社 取締役常務執行役員
兵庫県	鍛治　竜也	キヤノンマーケティングジャパン株式会社 勤務
同	澤田　拓子	塩野義製薬株式会社 取締役副会長
同	澤田　洋明	サワダ精密株式会社 代表取締役社長

都道府県	氏　名	職　業
兵庫県	髙橋　孝一	ダイキン工業株式会社 専務執行役員
同	田島　乾	株式会社服部 代表取締役社長
同	津賀　一宏	パナソニック ホールディングス株式会社 取締役会長
同	堀井　安理	株式会社ドコモビジネスソリューションズ 勤務
同	前田　直子	株式会社ラングェジ・リソーシズ 勤務
奈良県	田坂　隆之	大阪瓦斯株式会社 代表取締役 副社長執行役員
同	蔦田　守弘	元株式会社鴻池組代表取締役会長
同	橋本　隆史	株式会社南都銀行 取締役頭取
和歌山県	平根　愉美	有限会社プラスケア 勤務
同	御前　貴久	株式会社シュテルン和歌山 取締役
鳥取県	山下　弥生	株式会社ＦＭ鳥取 取締役
島根県	山口いずみ	株式会社彩雲堂 監査役
岡山県	大野佐智恵	有限会社共和熱研 取締役
同	金澤　右	川崎医科大学総合医療センター 特任教授
同	佐藤　哲子	さとうファミリークリニック 勤務
広島県	奥本　則子	株式会社オクモト 取締役
同	菅坂　典子	税理士
同	谷本しのぶ	主婦
同	楢原　勇作	株式会社アルカンシエル 代表取締役
山口県	篠田　義仁	株式会社しのだ住研 代表取締役社長
同	野村　房代	ＣＯＳＭＥ ＣＨＡＲＭ 経営
徳島県	上原　英二	税理士
同	松﨑美穂子	特定非営利活動法人子育て支援ネットワークとくしま 理事長
香川県	田中　理	ケアドゥ株式会社 代表取締役
同	藤田　徳子	株式会社フェアリー・テイル 代表取締役
愛媛県	大下　宗亮	愛媛大学医学部附属病院 医療安全管理部助教
同	岡村　美鈴	株式会社タイキハウジング 代表取締役
同	本田　元広	株式会社愛媛銀行 取締役会長
高知県	斉藤　嘉一	株式会社高知事務機 代表取締役
福岡県	猪口　淳	株式会社ツルク 代表取締役
同	上村　徹	株式会社福岡銀行 執行役員
同	小原　尚利	医療法人清陵会南ヶ丘病院 院長
同	佐々木　夢	住友林業株式会社 勤務
同	中村美樹夫	株式会社北洋建設 取締役常務
同	平岡　道代	有限会社平岡モータース 勤務
同	松本　美枝	株式会社イノウエ設備 勤務
同	渡邉　剛	渡辺鉄工株式会社 代表取締役社長
佐賀県	原田　烈	株式会社バイオテックス 代表取締役
長崎県	岡村　康司	税理士
熊本県	中村　光宏	株式会社肥後ポリエチレン 代表取締役
同	宮本　律夫	税理士
大分県	織田　晃子	株式会社九州システム商会 代表取締役
同	下田　憲雄	大分大学教授・学長特命補佐・ＩＲセンター長
宮崎県	川野美奈子	宮崎県代表監査委員
鹿児島県	辻　み咲	株式会社勇晃建設 取締役
沖縄県	山城　正保	株式会社沖縄銀行 代表取締役会長兼頭取
同	湧川　直明	沖縄ガス株式会社 代表取締役社長

◆総代候補者選考委員〈五十音順、敬称略　2023年7月4日現在〉

青木　博昭　弁理士
江口　忍　名古屋学院大学現代社会学部 教授
大宮　克己　高周波熱錬株式会社 代表取締役社長執行役員
髙山　完圭　司法書士
田村　直樹　株式会社タムラ製作所 エグゼクティブアドバイザー
鶴田　直之　福岡大学工学部電子情報工学科 教授
山川　敦子　野村證券株式会社 取締役
山川　悦子　トランスコスモス株式会社 勤務
横山　亜衣　株式会社スマイルプロデュース 代表取締役
渡辺　昭典　弁護士

◆審議員〈五十音順、敬称略　2023年7月4日現在〉

石川　千晶　公認会計士
市川　晃　住友林業株式会社 代表取締役会長
江川　昌史　アクセンチュア株式会社 代表取締役社長
金倉　譲　一般財団法人住友病院 院長
金髙　雅仁　元警察庁長官
國部　毅　株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長
菰田　正信　三井不動産株式会社 代表取締役会長
玉木林太郎　公益財団法人国際金融情報センター 理事長
土居　丈朗　慶應義塾大学経済学部 教授
名和　高司　一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻 客員教授
古川　柳子　明治学院大学文学部 教授

◆総代の構成(2023年4月1日現在)

① 年齢別構成

年　齢	構成比率
～29(歳)	0.6(%)
30～39	8.4
40～49	27.4
50～59	34.1
60～69	27.9
70～	1.7

② 地域別構成

地　域	構成比率
北海道	6.1(%)
東　北	4.5
関　東	31.8
中　部	13.4
近　畿	23.5
中　国	6.1
四　国	4.5
九　州	10.1

③ 保険種類別構成(契約件数)

保険種類			構成比率
個人保険	死亡保険	終身保険	14.0(%)
		定期付終身保険	4.0
		利率変動型積立終身保険	22.1
		定期保険	0.0
		その他	21.8
	生死混合保険	養老保険	0.6
		定期付養老保険	0.0
		生存給付金付定期保険	3.2
		その他	2.6
	生存保険		0.0
個人年金保険			31.8

(注)剰余金の分配(社員配当金)のない保険契約を除いております。

④ 職業別構成

職　業	人　数	構成比率
会社員	35	19.7(%)
主婦	7	3.9
大学教授	3	1.7
言論界・ジャーナリスト	0	0.0
弁護士・医師	7	3.9
自営業	64	36.0
会社役員	36	20.2
その他	26	14.6

(注1)職業別の構成比率は金融庁あて報告基準に基づいて算出しております。
(注2)2023年7月4日現在の内容です。

⑤ 社員資格取得時期別構成

社員資格取得時期	構成比率
～2002年度	29.6(%)
2003年度～2007年度	7.8
2008年度～2012年度	15.1
2013年度～2017年度	35.8
2018年度～	11.7

◆審議員の構成(2023年7月4日現在)

年齢別構成

年　齢	人　数
～59(歳)	2(名)
60～69	9
合　計	11(名)

◆社員の構成(2023年3月31日現在)

① 年齢別構成

年　齢	構成比率
～29(歳)	5.0(%)
30～39	10.4
40～49	16.8
50～59	23.3
60～69	19.1
70～	25.4

② 地域別構成

地　域	構成比率
北海道	3.0(%)
東　北	7.7
関　東	28.9
中　部	17.2
近　畿	21.7
中　国	6.3
四　国	4.4
九　州	10.7

③ 保険種類別構成(契約件数)

保険種類			構成比率
個人保険	死亡保険	終身保険	15.4(%)
		定期付終身保険	10.5
		利率変動型積立終身保険	23.6
		定期保険	0.6
		その他	14.8
	生死混合保険	養老保険	1.3
		定期付養老保険	0.1
		生存給付金付定期保険	1.1
		その他	1.8
	生存保険		0.0
個人年金保険			30.7

(注)剰余金の分配(社員配当金)のない保険契約を除いております。

※社員の職業別構成及び社員資格取得時期別構成に関するデータは保有していません。

◆総代会の主な質疑応答

中流層の変化について

少子化が予想以上のスピードで進む中、経済格差が教育にも影響し、格差の再生産と言った指摘もあります。かつての一億総中流と言っていた時代からは大きく変わっていますが、この中流層は保険会社にとってコアとなるお客さまだと思います。中流層の変化に対する認識と取組み方針をお聞かせいただきたい。

回　答

●中流層の生活責任世代は、もっとも保険が必要となるお客さまであるとともに、格差の拡大等に伴う独身の増加や、世帯構成・人口構成の変化、購買行動や嗜好の多様化・分散化がさらに進んでいくものと認識しております。このような想定のもと、お客さまの幅広いニーズに一層お応えすべく、マルチチャネル・マルチプロダクト戦略を進めており、子会社を含めグループ一体でのお客さま接点の拡大、商品・サービスの開発・提供を行ってまいります。

●具体的には、営業職員チャネルでは、健康増進や医療、介護・就労不能、資産形成等の総合保障ニーズに対して、コンサルティングに基づく商品やサービスを提供しており、一方、金融機関や保険ショップ等の代理店チャネルでは、生涯にわたる安定的な資産形成ニーズやシンプルで分かりやすい医療ニーズに対しての商品、サービスを提供しております。

●また、経済格差等の拡大は大きな社会課題の１つであると認識しており、格差解消に向けた取組みとして、特に金融リテラシーを高めるための教育の重要性が高まっております。こういった中で、２０２２年度からの高等学校の家庭科における金融教育必修化の一環として、当社ではこれまで約４０校の中学校や高等学校における出張授業、立命館大学および九州大学にて保険に関わる講義を実施するなど、次世代の教育も支援してきております。

●若年層に向けた金融リテラシー教育の推進と合わせて、一人ひとりのニーズに合った魅力的で分かりやすい商品の開発を進め、お客さまに寄り添ったコンサルティングを通じて適切な商品・サービスをご案内するという生命保険会社としての使命を果たすことで、経済格差の拡大の緩和に貢献し、ひいては、中流層といわれる方々にも寄与していきたいと考えております。

●今後、デジタルや、さらなるイノベーションへの挑戦も行いながら、さらに多様化が進むお客さまニーズに的確にお応えし続けてまいります。

子育て支援について①

現在、政府による子ども・子育て支援が話題ですが、御社における「未来を強くする子育てプロジェクト」の方針をお伺いします。

御社従業員には一人親世帯、障がい児を育てている世帯があると思います。子育てを社会全体で行う、また、会社が社員を支援する福利厚生的な具体策があれば、お伺いしたいと思います。

子育て支援について②

住友生命様の封筒に「くるみんマーク」が印刷されているのを見たのですが、どのようなものなのか。今後どんな子育てサポートをされるのか詳しく教えてください。

回　答

●当社の子育て支援の取組みは大きく分けて、社会全体に向けたものと当社職員に向けたものがございます。

●まず、社会全体に向けた取組みとしては、子育て支援活動の表彰や、子育て支援団体への助成等を行う「未来を強くする子育てプロジェクト」、全国展開の学童保育支援事業として企業初となる「スミセイアフタースクールプロジェクト」、子供たちの情操教育支援を目的とした「こども絵画コンクール」といった活動に取り組んでおります。加えて、子育て応援サービスや、プレコンセプションケア、つまり、女性やカップルが、将来の妊娠やからだの変化に備え自分たちの生活や健康に向き合うためのサービスについて、他企業や自治体と知識、技術を共有のうえ、新たなサービスを創出するための取組みも進めております。

●次に、当社職員に向けた取組みとしては、育児休業を子どもが３歳になるまで取得可能とするなど、法令で義務付けられている内容を上回る福利厚生制度を整備しているほか、２０２３年４月からは、不妊治療を受ける場合に利用可能な休暇・休職制度を導入しております。

●これら諸制度の定着・利活用促進に向けて、ハンドブック等の作成や、仕事と育児の両立に向けたセミナーなどを実施することで、子育て中の職員がより活躍しやすい環境づくりや職場風土の醸成にも取り組んでおります。

●このような取組みを通じて、当社は、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定する「くるみん」の中でも、より高い水準の取組みを行った企業を対象とする「プラチナくるみん認定」を受けております。

●引き続き、「サステナビリティ経営方針」に掲げた「豊かで明るい健康長寿社会の実現に貢献する」という理念のもと、子育て支援を積極的に推進してまいります。

“住友生命「Vitality」”の保険料の払込方法について

Vitalityの保険料の払込方法は、団体扱いを除きクレジットカード払いに限定されていると聞きました。
多種多様なお客さまのニーズに応えるためには、口座振替等他の払込方法も必要であると考えますが、なぜ、クレジットカード払いに限定されているのですか。

回　答

● “住友生命「Vitality」”の保険料の払込方法は、クレジットカード払いおよび団体扱い、つまり給与引き去りの２通りとしており、ご指摘のとおり、口座振替について現在は対象外としております。

● “住友生命「Vitality」”は、他の保険と異なる特性が２点ございます。
１点目は、保険料を払込みいただく保険契約と、利用料を払込みいただくVitality健康プログラム契約の２つで構成される商品であるということです。
２点目は、Vitality健康プログラムのステータスに応じて毎年保険料が変動するということです。

●このような特性を踏まえ、毎月この２つの契約の保険料等を確実に収納することを前提に口座振替を行うにあたっては、お引き去りができなかった場合を想定した事務対応やシステム構造が複雑化してしまうといった側面がございました。また、新たに構築が必要となったVitality利用料の収納システムについても、口座振替に比べて、クレジットカード払いの方がコスト面で優位性がございました。

●そこで、“住友生命「Vitality」”発売当初は、より安定的かつ確実な保険料収納を実現するために、払込方法をクレジットカード払い等に限定して口座振替は取り扱わないこととさせていただきました。

●一方で、ご意見を頂戴しましたとおり、“住友生命「Vitality」”発売以降、デジタル決済も含め、決済手段の進化、多様化が加速度的に進んでおり、それとともにお客さまのニーズも多様化しているものと認識しております。

●そのような環境変化も踏まえつつ、よりよい商品・サービスを検討する中で、“住友生命「Vitality」”の保険料の払込方法に関するお客さまの利便性向上につきましても、引き続き研究・検討を重ねてまいります。

各種リスクへの対応について

新型コロナウイルス感染症が５類扱いとなったことが経営にどのような影響を与えると認識されているか。また、今後どのようなリスクが生じると認識されており、対応策の用意はあるのでしょうか。また、自然災害、感染症、サイバー各々のリスクに対するＢＣＰの取組みはできているのでしょうか。

回　答

●新型コロナウイルス感染症については、入院給付金等のお支払い増加に伴う財務面での影響もありましたが、５類相当への分類変更に伴い、今後の影響は限定的になっていくものと考えております。

●一方で、２０２０年以降のコロナ禍において、人々の生活様式が大きく変化したことにより、デジタルツール等を活用した非対面営業を可能とするなどの様々な取組みを行ってまいりましたが、ポストコロナにおいても、コロナ禍において構築した非対面インフラや各種デジタル化の整備等については、今後の社会環境に適合させる形で、さらに発展させていく必要があると考えております。

●大規模な自然災害や感染症、サイバー攻撃等のリスク発生時の備えとしましては、各種対策マニュアルやＢＣＰ（業務継続計画）を策定しており、さらには、事象が起こった際を想定した訓練を定期的に実施するなど、迅速かつ適切な対応を行いうる態勢を整備しております。

●今後発生しうるリスクにつきましては、少子高齢化や人口減少などに加え、気候変動、雇用環境や働き方の変化、デジタル技術の更なる進展など、様々なリスクが当社事業に影響を及ぼしうると認識しております。

●このような環境変化に対応し続けていくため、「サステナビリティ経営方針」に基づき、保険や健康増進という領域に加え、地域創生や地球環境といった社会課題の解決にも積極的に取り組んでまいります。

◆ご契約者懇談会でのご意見・ご要望の例

Vitalityアプリの利用頻度向上に向けた施策を検討されていますか。多くのヘルスケアアプリにあるような運動データの分析や、保険料割引率・特典（リワード）の獲得状況の表示など、モチベーションアップにも繋がるような内容だとありがたいです。

“住友生命「Vitality」”に継続してお取り組みいただくため、アプリの利用頻度の向上は重要であると考えており、その施策の一環として、2023年2月に「パーソナル健康増進サポート&パーソナル疾病リスクレポート」（Vitalityアプリ内名称:ペース管理&疾病リスク）機能の提供を開始いたしました。この機能は、健康増進活動を習慣化していただくため、目標とするステータスまでのポイント獲得ペースを管理する機能や、“住友生命「Vitality」”の取組み状況や利用者の性格等に応じた個別のアドバイス、健康診断結果や運動状況に基づいて毎週更新される疾病リスク評価を確認できる機能です。

また、2023年3月に「Vitalityフレンズ」機能の提供を開始いたしました。この機能は、家族や友人、職場の皆さまなどと一緒にチームを作成し、アクティブチャレンジの取組み状況や運動データを共有できる機能です。運動の習慣化に向けて皆さまで“住友生命「Vitality」”をお楽しみください。

引き続き、ご意見・ご要望、他のヘルスケアアプリに搭載されている機能なども踏まえて、より一層皆さまの健康増進に資するアプリとなるようレベルアップを図ってまいります。

脱炭素に向けた取組みを教えてほしい。

当社は、生命保険事業者であると同時に、将来にわたってお客さまに保険金等をお支払いするために安心・確実を旨とする資産運用に取り組む機関投資家という立場でもあります。

この事業の公共性、規模、社会への影響の大きさを踏まえ、地球環境保護への取組みを重要な経営課題の一つであると考えており、脱炭素社会への移行を促すことでカーボンニュートラル社会の実現に貢献することをサステナビリティ経営方針に明記しております。2021年4月には、その実現に向けて、2050年の温室効果ガス（GHG）排出量ネットゼロ達成を掲げました。また、2023年3月には、2030年削減目標についても、2019年度対比50%削減に引き上げを行うなど、生命保険事業者および機関投資家の双方の立場から取組みを進めております。

生命保険事業者としては、電気使用量の削減や、給付金請求手続きのオンライン化などによる環境負荷の大きい紙使用量の削減といった、省エネルギーや省資源の取組みを中心に、職員の環境意識を高めながら全社的な取組みを推進しております。

機関投資家としては、脱炭素化に向けた企業努力を後押しすべく、スチュワードシップ活動を通じた投資先との対話や、グリーンボンド等を活用した企業の資金調達に積極的に応えることに注力しており、また、太陽光発電などの再生可能エネルギー向けプロジェクトファイナンスにも積極的に取り組んでおります。

このような取組みを通じ、気候変動という世界共通の社会課題の解決に貢献し、社会に「なくてはならない」生命保険会社の実現を目指してまいります。

大阪府と共同で取り組んでいる「次世代スマートヘルスに関する共同プロジェクト」のような取組みを今後他の自治体へ展開する予定はありますか。

大阪府と共同で「次世代スマートヘルスに関する共同プロジェクト」として、府民の皆さまにVitality健康プログラムを12週間無料で提供する取組みを行っており、この大阪府以外でも、これまでに茅ヶ崎市、山形市、函館市とも連携してVitality健康プログラムを一定期間無料で提供する取組みを実施しております。今後は自治体と連携したVitality健康プログラムの提供を「Vitalityウオーク」と称し、2025年度末までに100の自治体での実施を目指して取り組んでまいります。

また、こうしたVitality健康プログラムの提供を通じた取組み以外にも、当社ではかねてから自治体との連携強化を進めており、2023年4月時点で44の都道府県および全国多数の市町と協定締結・事業連携等を行っております。

２０２３年３月に策定した「住友生命グループVision2030」においては、充実したくらしを支え、地域に根付いたウェルビーイングサービスを提供することを掲げており、こうした取組みにより、自治体との関係性をより強固にし、お客さま・地域・社会へのウェルビーイングに貢献してまいります。

営業職員が子育てをしながら長く働き続けることができるような環境を整えてほしい。

当社では、育児支援として、育児に関連した休業や休暇、勤務時間の短縮措置等を設けておりますが、育児休業を子どもが3歳になるまで取得可能とするなど、法令で義務付けられている内容を上回る制度としております。さらに、産前産後休暇・育児休業から復職した場合、そのお子さまが小学校に入学するまでの間、毎月1万円相当の育児費用補助も行っております。

これらの取組みの結果、当社は「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から「プラチナくるみん」認定を受けました。「プラチナくるみん」は2015年4月に創設され、「くるみん」認定を受けた企業のうち、より高い水準の取組みを行った企業が認定を受けられる制度です。

また、育児と関連して、2023年4月からは、世間の動向や職員の声を踏まえ、不妊治療を受ける場合に利用可能な休暇・休職制度を新たに導入しております。

このように、これまでも営業職員が出産や育児をしながら、長く働き続けられるような環境づくりに努めてまいりましたが、今後も世間や職員の声に耳を傾け、一層働きやすい環境づくりに努めてまいります。

◆商品一覧

保険種類一覧

（2023年7月時点）

被保険者契約年齢範囲

ご契約の目的	保険種類	愛称・被保険者契約年齢範囲※1（0歳～90歳）
「就労不能・介護保障」「死亡保障」「認知症保障」「医療保障」「資産形成」の中から必要な保障を組み立てて準備されたい方に	特約組立型保険 利率変動型積立（終身）保険	［プライムフィット・ライブワン］未来デザイン（1UP）（SP）Vitality［18～65歳］
		［プライムフィット・ライブワン］スクエアライン（1UP）（SP）Vitality［18～75歳］
		［プライムフィット・ライブワン］未来デザイン（1UP）（SP）［15～65歳］
		［プライムフィット・ライブワン］スクエアライン（1UP）（SP）［15～75歳］
		［3～14歳］――［プライムフィット・ライブワン］わんぱっく
最新の医療保障等をお望みの方に	利率変動型積立（終身）保険	Qパック Vitality［18～75歳］
		Qパック［3～75歳］
充実した医療保障をお望みの方に	医療保険	ドクターGO（ジーオー） Vitality 定期タイプ［18～70歳］
		ドクターGO（ジーオー） Vitality 終身タイプ［18～80歳］
		ドクターGO（ジーオー） 定期タイプ［0～70歳］
		ドクターGO（ジーオー） 終身タイプ［15～80歳］
健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険	スミセイの千客万頼［20～85歳］
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	バラ色人生［15～75歳］
		バリューケア［15～75歳］
		スミセイの認知症保険［50～85歳］
		終身保険※2［15～80歳］
		5年つみたて終身保険※2［15～80歳］
		ロングジャーニー※2［15～90歳］
死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレム［18～74歳］
		エンブレム新長期プラン［18～75歳］
		エンブレムGP［18～75歳］
		グランド パスポート［15～75歳］
教育・結婚・レジャー等の資金準備に加えて死亡保障もお望みの方に	生存給付金付定期保険	記念日宣言［0～70歳］
積立も保障もお望みの方に	養老保険	自由保険※2［0～70歳］
セカンドライフのための資金をお望みの方に	個人年金保険	たのしみワンダフル［0～75歳］
		新たのしみ年金※2［15～80歳］
お子さまの教育資金の準備をお望みの方に		［0～8歳］――たのしみキャンバス
	こども保険	［0～9歳］――スミセイのこどもすくすく保険
住宅資金、セカンドライフのための資金、お子さまの教育・結婚資金などの準備をお考えの勤労者の方に	財形貯蓄積立保険 財形住宅貯蓄積立保険 財形年金積立保険	財形貯蓄プラン［15～80歳］
		財形住宅貯蓄・財形年金［15～54歳］

●金融機関の窓口でお取り扱いしている商品※4

就労不能・介護保障をお望みの方に	健康増進型保険（円建）	1UP Vitality［18～65歳］
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険（円建）	ふるはーとJロードプラス※2［15～90歳］
		ふるはーとSアドバンス※2［15～90歳］
		ふるはーとWステップ※2［15～90歳］
		ふるはーとF［15～80歳］
		ふるはーとL<介護プラン>［15～75歳］
		ふるはーとL［15～75歳］
	終身保険（円建・外貨建）	プラスつみたて終身保険（円建・米ドル建）※2［15～80歳］
	終身保険（外貨建）	ふるはーとJロードグローバルⅡ※2［30～90歳］
死亡保障をお望みの方に	定期保険（円建）	ふるはーとプレミアム［18～75歳］
セカンドライフのための資金をお望みの方に	定額年金保険（円建）	たのしみ未来［0～75歳］
	個人年金保険（円建・外貨建）	たのしみグローバルⅢ　（指数連動プラン・定率増加プラン）※2［0～90歳］
	個人年金保険（外貨建）	たのしみ未来グローバル※2［0～75歳］
お子さまの教育資金の準備をお望みの方に	定額年金保険（円建）	［0～8歳］――たのしみ未来<学資積立プラン>
	個人年金保険（外貨建）	［0～8歳］――たのしみ未来グローバル<学資積立プラン>※2
	学資保険（円建）	［0～9歳］――スミセイのこどもすくすく保険

●郵便局でお取り扱いしている商品

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険	たよれるYOUプラス［20～85歳］
死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレムYOUプレミアム※3［18～75歳］

●かんぽ生命でお取り扱いしている商品

死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレムYOUプレミアム［18～75歳］

●ゆうちょ銀行でお取り扱いしている商品

セカンドライフのための資金をお望みの方に	変額個人年金保険	たのしみYOUプラス※3［0～75歳］

※1 被保険者契約年齢範囲は、性別・保険料払込期間・更新年齢等により異なることがあります。
※2 終身保険（一時払い）、5年つみたて終身保険、ロングジャーニー、自由保険（一時払い）、新たのしみ年金（一時払い）、ふるはーとJロードプラス、ふるはーとSアドバンス、ふるはーとWステップ、プラスつみたて終身保険（円建・米ドル建）、ふるはーとJロードグローバルⅡ、たのしみグローバルⅢ（指数連動プラン・定率増加プラン）、たのしみ未来グローバル、たのしみ未来グローバル<学資積立プラン>について、金利情勢等によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。
※3 現在、お取扱いを休止しております。　※4 愛称・取扱商品は一部の金融機関で異なる場合があります。

生前給付特約

（2023年7月時点）

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
生活障害収入保障特約（23）	就労不能・介護年金	「公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき※」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき」または「当社所定の就労不能状態（目安として公的年金制度の障害年金1・2級に相当）に該当したとき※」または「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が180日以上継続したとき」にお支払いします。 ※精神障害を原因とした就労不能状態の場合は除きます。
	特定障害給付金	「精神障害で公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき」または「当社所定の精神障害で継続して180日以上入院されたとき」にお支払いします。契約年齢が14歳以下の場合、精神障害を原因としてお支払いする特定障害給付金はありません。
生活障害保障充実特約（23）	就労不能・介護保障充実給付金	「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が30日・60日・90日・120日・150日継続したとき」または「生活障害収入保障特約(23)の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき※」にお支払いします。 ※「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が180日以上継続したとき」は除きます。
継続入院収入サポート特約	継続入院給付金	傷害または疾病により継続して14日入院をしたときにお支払いします。
生活障害終身保険特約	死亡保険金	死亡されたときにお支払いします。
	就労不能・介護保険金	「公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき※」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき」または「当社所定の就労不能状態（目安として公的年金制度の障害年金1・2級に相当）に該当したとき※」または「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が180日以上継続したとき」にお支払いします。 ※精神障害を原因とした就労不能状態の場合は除きます。
認知症保障特約	軽度認知障害給付金	生まれて初めて軽度認知障害（MCI）または器質性認知症と診断確定されたときにお支払いします。
	認知症保険金	生まれて初めて器質性認知症と診断確定されたときにお支払いします。
特定重度生活習慣病保障特約	特定重度生活習慣病保険金	9つの重度生活習慣病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の動脈疾患・重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎）に該当したときにお支払いします。
保険料払込免除特約(15)［総合型］	――	「生活障害収入保障特約（23）の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」または「特定重度生活習慣病保障特約の特定重度生活習慣病保険金のお支払理由に該当したとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険料払込免除特約(15)［生活障害・がん型］	――	「生活障害収入保障特約（23）の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」または「生まれて初めて所定のがんになったと診断確定されたとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険料払込免除特約(15)［生活障害型］	――	「生活障害収入保障特約（23）の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険契約者代理特約	――	契約者が契約に関するお手続きができない場合にあらかじめ指定した契約者代理人が当社所定のお手続きをすることができます。
被保険者代理特約	――	被保険者が給付金や保険金などを請求できない場合にあらかじめ指定した被保険者代理人が給付金や保険金などを請求することができます。
がん長期サポート特約	がん長期サポート保険金	がんになり、治癒も病状の好転も見込めない所定の状態に該当すると診断されたとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されたときに、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。
重度介護前払特約	重度介護前払保険金	満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されたときに、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

災害疾病特約

（2023年7月時点）

特約名称	保険金・給付金の名称	特約の内容
総合医療特約	災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
	疾病入院給付金	疾病により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
	手術給付金	公的医療保険制度の対象となっている手術、骨髄移植を受けられたときにお支払いします。
	放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となっている放射線治療を受けられたときにお支払いします。
入院保障充実特約（09）	入院保障充実給付金	不慮の事故による傷害または疾病により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
成人病入院特約（09）	成人病入院給付金	所定の成人病により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
女性疾病入院特約（09）	女性疾病入院給付金	所定の女性特定疾病により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
がん入院特約（09）	がん入院給付金	所定のがんにより1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
がん薬物治療特約	がん薬物治療給付金	所定のがんにより、医師による薬物治療を受けられたときにお支払いします。
がん診断特約	がん診断保険金	生まれて初めて所定のがんになったと診断確定されたときにお支払いします。
がん診断継続保障特約	がん診断保険金	生まれて初めて所定のがんになったと診断確定されたときにお支払いします。
	がん入院一時給付金	直前のがん診断保険金またはがん入院一時給付金のお支払理由に該当した日から1年経過後に、所定のがんにより1日（日帰り）以上の入院を開始されたときにお支払いします。
新先進医療特約	先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたときにお支払いします。
	先進医療保障充実給付金	
傷害損傷特約（04）	運動器損傷給付金	傷害または疾病を原因とする骨折に対して治療を受けられたとき、もしくは不慮の事故による傷害により所定の腱・靱帯・半月板の断裂に対し、事故の日から180日以内に治療を受けられたときにお支払いします。
	顔面損傷給付金	不慮の事故による傷害により顔面部・頭部・頸部に損傷を受け、事故の日から180日以内に所定の顔面損傷状態になられたときにお支払いします。
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	災害高度障害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の高度障害状態になられたとき、もしくは所定の感染症により所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
傷害特約	災害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	障害給付金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたときに、障害の等級に応じて災害保険金額の1～10割をお支払いします。

●保険金・給付金などのお支払理由・保険料お払込免除理由の詳細は約款に定められており、約款所定の条件・診断基準を満たすことが必要です。
●ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」「ご契約のしおり－定款・約款」「申込内容控（兼解約返戻金額表）」を必ずご覧ください。

◆お客さま満足の向上

住友生命の仕事の原点は「お客さまの人生を守ること」にあります。人生の不安を解消し、未来に「安心」をお届けする── その使命感をもって、お客さまニーズに合った最適な保障のご提案、真にお客さまのお役に立つ商品開発、迅速で誠実なお客さま対応などの取組みを進めています。

●「お客さまの声」を経営に活かす取組み態勢

職員一人ひとりがお客さま本位の業務を実践するなかで、「お客さまの声」を真摯に受け止め、その声を活かして商品・サービス開発や業務の改善を行うとともに、お客さまと接する際、より一層信頼・満足いただけるよう努めています。

寄せられる苦情を含めた広範な「お客さまの声」については、所管する部門との間で情報連携および共有化を行い、対応策・改善策を検討しています。

特に苦情については「お客さま本位推進部」で一元管理し、その分析に基づく改善を推進しています。そのうち部門横断的・全社的な課題については、社長を委員長とする「お客さま本位推進委員会」において改善策の検討を行う等、必要な対策を講じています。

また、消費者志向経営推進組織が実施する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」に参加しており、「消費者志向自主宣言」をホームページに掲載しています。

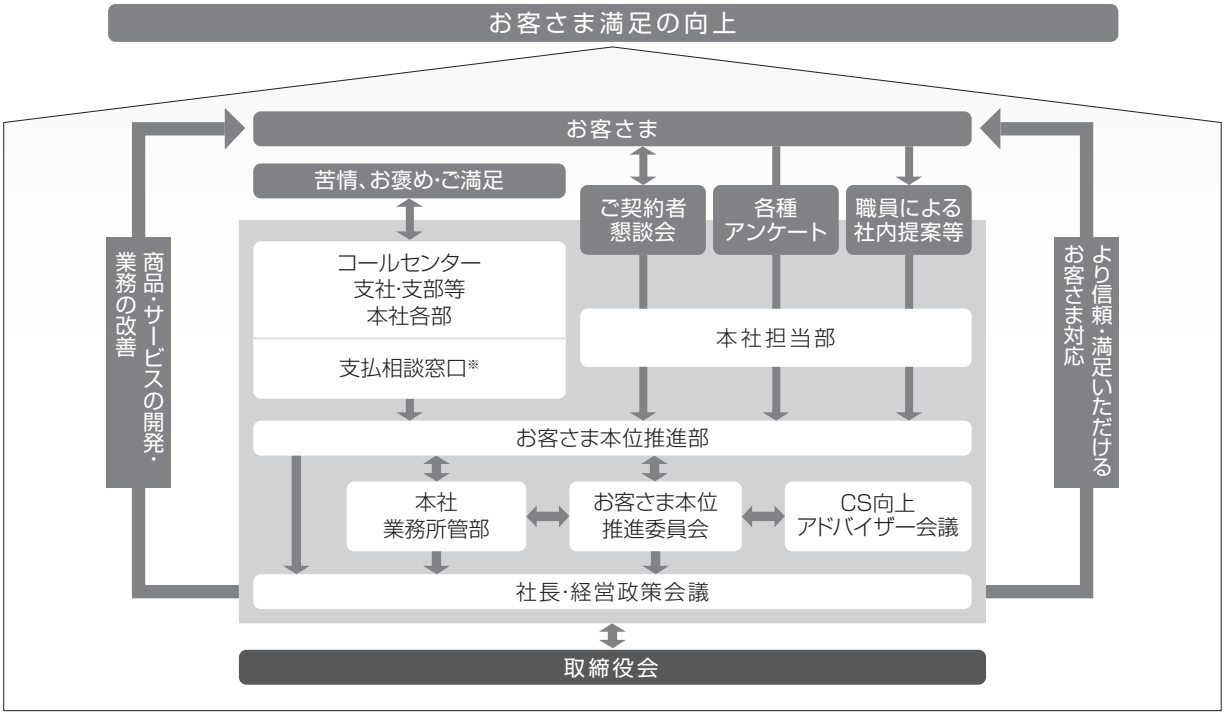

※保険金等のお支払に関する相談の専用窓口です。

●CS向上アドバイザー会議

お客さまの声を経営に活かすため、消費者問題に詳しい有識者（消費者問題専門家、弁護士等）を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」（2008年3月より設置）を積極的に運営しています。

お客さま本位の推進に関する諸施策等に関しての意見を随時いただき、お客さまの視点に立った商品やサービスの開発・情報提供の充実に活かしているほか、「お客さま本位の業務運営方針」に基づく具体的な取組みの遂行状況についても意見をいただくことで、その実効性検証に役立てています。

社外委員（敬称略）

●江口文子（弁護士）
●北出千鶴子（公益社団法人 全国消費生活相談員協会）
●小浦道子（東京消費者団体連絡センター事務局長）
●森俊彦（一般社団法人 日本金融人材育成協会会長）

●「お客さまの声」を把握する取組み

「お客さまの声」を経営に活かすうえで、苦情やお褒め・ご満足の声をデータベース上に集約して、一元管理し、経営改善や業務改善に役立てています。

お客さまの声(お褒め・ご満足)の事例

2022年度は84,856件の感謝の声を頂戴しました。

保険商品について	“住友生命「Vitality」”への加入をきっかけに、健康診断を受けたところ、良性の大腸ポリープが見つかりました。幸い、早期に発見ができたので手術による治療ができましたが、もし、発見が遅かったら悪性で進行していたと思います。“住友生命「Vitality」”に加入して本当によかったです。
デジタルを活用した取組みについて	給付金の請求を依頼したところ、営業職員が営業用タブレット端末「Sumisei Lief(スミセイリーフ)」を使い、医療機関から発行された診療明細書をその場で撮影・アップロードして手続きを進めてくれました。入力項目も少なく、簡単で、とても便利だと思います※。給付金もすぐに口座に着金して嬉しいです。 ※撮影した診療明細書から、入院期間や手術名等をAI-OCR(人工知能を搭載した光学文字認識システム)で読み取る機能を搭載しています。

2022年度お客さまの声(苦情)受付状況

	苦情件数(件)	構成比 (%)
新契約関係	3,502	5.4
収納関係(保険料等)	4,064	6.3
保全関係(契約内容変更等)	19,080	29.4
保険金・給付金関係	17,643	27.2
上記以外	20,661	31.8
合計	64,950	100.0

※四捨五入の影響により、合計が100%にならない場合があります。

お客さまアンケート

すべてのお客さまを対象に実施する総合調査と、所定の手続き後に、お手続きされたお客さまを対象にタイムリーに実施するトランザクション調査を実施しています。

❶ お客さまアンケート(総合調査)

年間を通じて本社より順次配信する回答依頼メールやお知らせチラシ、ホームページ等にてアンケートをご案内

❷ トランザクション調査:所定の手続き後

お客さまの手続き後にメールにてアンケートをご案内

2022年度お客さま満足度の状況

総合満足度	場面別満足度		
	ご加入時	ご加入後	お支払時
90.1%	96.6%	92.1%	97.1%

●いただいた「お客さまの声」をもとにした改善事例

様々な方法・ルートで把握した「お客さまの声」をもとに、商品・サービスの開発や業務の見直しを進めています。

商品・サービスの開発、業務の改善

事例	「Vitality スマート」の発売
お客さまの声	“住友生命「Vitality」” プログラムの一部を無料で最大4週間体験できる「Vitality 体験版」を利用したが、体験期間終了後も継続して Vitality 健康プログラムを利用したい。
内容	Vitality健康プログラムの一部を単独でご利用いただける「Vitality スマート」を発売しました(2023年4月)。月額 330円(税込)で最長2年間利用可能で、保険型同様、ポイント獲得・ステータスアップを目標に健康増進活動に取り組める仕組みのほか、フィットネスジムの会費やウェアラブルデバイス購入代金の割引といった健康増進活動を後押しする特典(リワード)などを提供します。

事例	「戸籍書類取得代行サービス(有料)」の導入
お客さまの声	・忙しくて役所に行く時間がとれない。 ・戸籍書類の取得方法がわからない。
内容	戸籍書類の取得に関してお困りごとがある場合に、お客さまに代わり全国の役所から住民票および戸籍謄本等を取得代行するサービス※1を導入しました(2023年3月)。 ※1 住友生命では経験豊富な「㈱エスクロー・エージェント・ジャパン信託」(EAJ 信託社)と業務提携しております。戸籍書類の取得等にかかる諸費用は、お客さまのご負担となります。

事例	“住友生命「Vitality」”アプリ改善・サポート体制の拡充
お客さまの声	スマートフォンの操作が苦手なため、“住友生命「Vitality」”アプリの操作方法を教えてほしい。
内容	スマートフォンの操作が苦手なお客さまでも、Vitality健康プログラムの取組み状況を、より簡単に把握・確認できるように、アプリの画面構成を「わかりやすく・使いやすく」変更しました。 また、お客さまに安心してアプリをご利用いただけるように、Vitalityサービスセンター※2において、遠隔での画面共有・共同編集サービスを試験導入し、サポート体制のさらなる拡充を目指しています。 さらに、営業時間外におけるサポートとして、AI自動応答システムを導入しました。アプリに登録いただいているメールアドレスの変更など、日・祝を含めた24時間用件受付サービスを順次展開しています。 ※2 住友生命では営業職員によるサポートの他に、お電話やインターネットでVitality健康プログラムやリワード(特典)に関するご照会を受け付けています。

●適切な支払管理態勢への取組み

― 保険金等支払管理態勢について ―

- 保険金･給付金のお支払いについては、「ご請求手続きの案内」「支払査定」「他にお支払いできる可能性のある保険金等の請求勧奨」の各段階において専用のシステムを活用し、正確かつ迅速なお支払いサービスに取り組んでいます。
- 保険金等の支払･支払非該当件数等について、取締役会等に報告しています。
- 外部の専門家のご意見を取り入れる仕組みとして「保険金等支払審議会」を設置しています。保険金などの支払査定の判断、妥当性の検証、お客さまへの説明文書の見直し等を定期的に報告し、審議いただいています。

― 2022年度 保険金等のお支払状況について ―

保険金等のお支払件数

区分	保険金	給付金	合　計
お支払件数	158,166件	3,191,111件	3,349,277件

(注)保険金には満期保険金を含み、給付金には生存給付金や団体年金の一時金を含みます。

保険金等のお支払非該当件数

事由＼区分	保険金	給付金	合　計
支払事由に非該当	2,881件	27,968件	30,849件
免責事由に該当	157件	417件	574件
告知義務違反による解除	86件	182件	268件
詐欺による取消　詐欺による無効	0件	0件	0件
不法取得目的による無効	0件	0件	0件
重大事由による解除	0件	12件	12件
その他	1件	5件	6件
合計	3,125件	28,584件	31,709件

(注)1.一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。
2.お支払件数、お支払非該当件数は個人保険および団体保険の合計です。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数となります。

― 保険金等のお支払いに関する「相談窓口」「社外弁護士による無料相談制度」について ―

保険金･給付金をお支払いできなかったお客さまを対象に、専用の相談窓口を開設し、専任の担当者が直接ご相談を受け付けています。さらに、そのご説明でもご納得いただけない場合は、社外弁護士へご相談いただける制度をご用意しています。詳細はホームページをご確認ください。

2022年度「相談窓口」ご利用状況

	合計	保険金	給付金
利用件数(利用率)	117件(0.9%)	33件	84件
フリーダイヤル案内件数	13,383件	2,337件	11,046件

※対象となるお客さま:保険金･給付金をお支払いできなかったお客さま

2022年度「社外弁護士による無料相談制度」ご利用状況

ご利用件数	5件

2022年度の相談事例から

事由	請求内容	事案概要
支払事由に非該当	就労不能･介護年金	約款に定める「状態」とは認められないため支払非該当とした事案
	特定疾病保険金	悪性黒色腫であるが上皮内癌のため支払非該当とした事案
免責事由に該当	死亡保険金	病死との申出があったものの、1年以内の自殺と認定し免責とした事案

◆生命保険の知識と制度

生命保険をご理解いただくための知識・制度等をご説明します。

ご契約の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合、健康状態などの告知および第1回保険料のお払込みの両方が完了した時から、保険金支払等の保険契約上の保障を開始(責任開始)します。

ご契約申込みの撤回(クーリングオフ制度)

申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または「注意喚起情報」の交付日*1のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録*2によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ただし、当社の指定した医師の診査を受けられた場合や申込者等が法人の場合などは、お申込みの撤回等はできません。

*1 お申し込みの商品や募集代理店によって取扱いが異なる場合があります。

*2 電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として当社ホームページに専用フォームを設置しています。

保険料のお払込み方法(経路)

保険料のお払込み方法には、口座振替扱い、勤務先などにおける団体扱い、クレジットカード扱い等の方法(経路)があります。

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、当社がおたずねすることをありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。

※生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお伝えいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

保険金(給付金)などをお支払いできない場合

例えば、次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合(ただし、責任開始期前の「疾病」を原因とする場合でも、正確かつ十分な告知を行っていたときや、病院の受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときなどはお支払いします。なお、責任開始期前の「傷害」を原因とする場合は告知の有無にかかわらずお支払いできません。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合など

※詳しくは「ご契約のしおり(一定款)・約款」または「注意喚起情報」をご覧ください。

ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

なお、お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対のお申し出がない限り、以下の取扱いをします。

(1)保険料の立替制度を適用できる場合
解約返戻金額が保険料相当額以上あるときは、当社が自動的に保険料の立替えをします。この場合、立替金には所定の利率で利息がかかります(複利計算)。

(2)ライブワン・Qパック等(主契約が保険ファンド)の場合
主契約の解約返戻金額が保険料相当額以上あるとき*は、保険料を主契約の積立金(保険ファンド)から自動的に振り替えて払い込みます。

*保険ファンド〔01〕では「保険料相当額を上回るとき」となります。

ご契約の復活

万一ご契約が失効した場合でも、失効後所定の期間内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます(保険種類によって異なります)。この場合、告知(または診査)と、延滞した保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

解約返戻金

お払い込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料を下回ります。

解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に契約して短期間で解約すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、災害・疾病関係特約等には、解約返戻金はありません(一部例外があります)。

なお、ご契約者貸付、保険料の立替え制度をご利用の場合、解約のときにその元利合計額を解約返戻金から差し引かせていただきます。

<ライブワン・Qパック等の主契約(保険ファンド)について>

ご契約後3年未満で解約される場合、積立金額に一定割合(当社所定の控除率)を乗じた金額を差し引くため、主契約の解約返戻金額は積立金額よりも少なくなり、既払込保険料を下回ることがあります。

ご契約者貸付

ご契約の解約返戻金の一定範囲内で、必要資金を貸し付けいたします。この場合、契約者貸付金には所定の利率(金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります)で利息がかかります(複利計算)。

生命保険料控除について

生命保険料控除は税法上の所得控除の1つで、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

※詳しくは「ご契約のしおり(一定款)・約款」またはホームページをご覧ください。

◆ご契約締結までの情報提供～申込手続き

ご契約に際しまして、お客さまのニーズに最もふさわしい商品をお選びいただくため、未来診断をはじめ、各種パンフレットによる情報提供を行い、お客さまのご意向を伺ったうえで、「設計書（契約概要）」によるご提案を行っています。ご契約内容の見直しに際しては、「保障内容見直しのご提案書」を用いた説明を行っています。

あわせてご契約の前には「注意喚起情報」＊1、Web版「ご契約のしおり（一定款）・約款」のご案内＊2を必ずお渡しし、ご契約に必要な保険知識・重要事項をご理解いただけるよう努めています。

- ●各種パンフレット
- ●設計書（契約概要）
- ●保障内容見直しのご提案書
- ●注意喚起情報＊1
- ●Web版「ご契約のしおり（一定款）・約款」のご案内＊2
- ●意向確認画面
- ●申込内容控（兼解約返戻金額表）
- ●生命保険の契約にあたっての手引

＊1 Webでお申込み手続きをされる場合は、Webで確認のうえダウンロードすることもできます。
＊2 二次元バーコードの読み取り等により、Web上で「ご契約のしおり（一定款）・約款」をご確認いただけます。
なお、冊子版「ご契約のしおり（一定款）・約款」は希望される方へ郵送にてお渡ししています。

商品の魅力とあわせた「留意事項」の情報提供

生命保険に加入される方が、その商品、制度などを知らなかったために、デメリット（不利益）を被ることのないよう、お客さまへの商品説明の際、「留意事項」の情報提供を徹底しています。この「留意事項」については、「商品パンフレット」、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」、「ご契約のしおり（一定款）・約款」に明示しているほか、「ご契約締結後の情報提供」の項目で記載している各種通知などにも記載しています。

◆ご契約締結後の情報提供

ご契約内容を確認いただくため年に1度お客さまにお知らせする総合通知「スミセイ安心だより」をはじめ、ご契約内容に応じ重要なお知らせを行っています。あわせて、メール・SMSなどでも重要なお知らせや保険に関するご案内を行っています。

また、保険金・給付金などをもれなく、スムーズにご請求いただくために、請求手続きの要領などをまとめたガイドブックをお渡ししています。

【お客さまへのお知らせの一例】

ご契約の現況について	○スミセイ安心だより	○ご契約内容現況のお知らせ
保険料のお払込みについて	○保険料お立替えのお知らせ ○保険料お立替金残高のお知らせ	○ご契約失効のお知らせ ○保険料払込期間満了のお知らせ
	<口座振替扱契約> ○口座振替開始のご案内（月払） ○今期保険料お払込みのご案内（年・半年、年1（2）回払）	○口座振替中止のお知らせ
	<勤務先の団体扱契約> ○保険料変更のお知らせ	
配当金・契約者貸付について	○スミセイ安心だより ○契約者貸付金利息のお払込案内	○契約者貸付金残高のお知らせ
保障内容の見直しについて	○更新時期到来のお知らせ ○特別保障期間満了のお知らせと今後の保障内容のご案内 ○保険料払込満了と今後の保障内容のご案内	
保険金・給付金などのお支払いについて	○満期のお知らせ ○積立金額のお知らせ（育英資金・生存給付金・学資祝金） ○年金開始手続きのご案内	
	○死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック ○団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイド ○死亡保険金ご請求のしおり	
その他	○生命保険料控除証明書	

◆反社会的勢力への対応

反社会的勢力に対する基本方針

住友生命では、「住友生命グループ行動規範」、「内部統制基本方針」および「反社会的勢力対応方針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる態度で組織的に対応し、同勢力との関係を遮断し排除すること」を反社会的勢力対応の基本方針として定めています。また、その細目として「反社会的勢力対策規程」を制定しています。

反社会的勢力への対応

住友生命では、「反社会的勢力対応方針」において、総務部を反社会的勢力対応の全社的な統括部門と定め、具体策の策定・実行、役職員への教育・啓発等を行っています。また、総務部が反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し、その情報を活用して、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携のうえ、同勢力との関係遮断および排除に取り組んでいます。

反社会的勢力から不当要求など何らかの接触があった場合には、統括部門である総務部に迅速かつ適切に報告・相談が行われ、また、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行っています。

保険約款への暴力団排除条項の導入

2012年4月から生命保険約款への暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力であることが判明した場合に契約の解除を可能にすることで、企業の社会的責任として反社会的勢力との関係を遮断し、同勢力を排除する取り組みを強化しています。

◆個人情報保護に関する考え方

お客さまの個人情報は、業務上必要な範囲でお預かりしたお客さまの大切な財産であると認識しており、「個人情報の保護に関する法律」等を遵守して、適正に取り扱っています。

個人情報保護に関する基本方針

「住友生命グループ行動規範」においてお客さま情報を厳正に管理することをすべての役職員の行動指針とし、その上で、個人情報の管理体制や適切な取扱いについて「顧客情報等管理方針」「セキュリティポリシー」等に明確に定めています。

個人情報保護に関する方針や取組みは、「個人情報保護に関する基本方針」としてまとめ、ホームページ等で公表しています。

個人情報のセキュリティの徹底

コンプライアンス統括部を顧客情報等管理部門と定め、社内規定において役職員の守秘義務を明確にしたうえで、定期的に教育する等により周知・徹底しています。

また、個人情報にアクセスできる者を業務上必要最小限の範囲に限定し、個人情報の漏えい等を防止するために各種のセキュリティ対策を講じています。

さらに、外部からの不正アクセス等を防止するための各種の安全管理措置も講じています。

このように、個人情報を安全に管理するため、必要かつ適正なセキュリティ対策を講じています。

個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律（以下、『個人情報保護法』）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下『番号法』）」、その他の法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

1. 個人情報の利用目的
   a. 当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。
      ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
      ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
      ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
      ・その他保険に関連・付随する業務（※）
      （※）お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。
      ただし、マイナンバー（個人番号）につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。
      ・保険取引に関する支払調書作成事務
      ・報酬、料金等の支払調書作成事務
      ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
      ・その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等
   b. 利用目的が法令により限定されている場合について
      個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。

また、保健医療等の「機微（センシティブ）情報」については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

2. 個人情報の収集方法

当社は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート・お客さまからのWeb等の画面へのデータ入力等の適正な手段で収集させていただきます。

3. 個人データの提供

当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。

a. あらかじめ本人の同意を得た場合

b. 個人情報保護法、番号法、その他の法令に基づく場合

c. 個人情報保護法に従ってお客さまの個人情報の共同利用を行う場合

・生命保険協会等との個人データの共同利用のお取扱いについて

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

当社は、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発達に資するよう、「募集人登録情報照会制度」、「合格情報照会制度」、「廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度」、「変額保険販売資格者登録制度」、「外貨建保険販売資格者登録制度」に基づき、募集人等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

・当社子会社との共同利用について

当社は、メディケア生命保険株式会社、その他事業報告書等に記載されている当社の子会社との間で、個人データを共同利用します。

d. 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、生命保険に関わる確認業務、情報システムの保守、運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。

e. その他個人情報保護法に基づきお客さまの個人情報を提供することが認められている場合

お客さまの個人番号については、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

4. 個人データの安全管理措置

a. 当社は、漏えい・滅失・毀損・不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

b. 当社は、個人データの安全管理に関し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を整備のうえ、定期的に教育する等により、従業者に周知徹底いたします。

c. 当社は、個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、法令に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備いたします。

d. 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

e. 当社は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、適切な提供先を選定するとともに、提供先の義務と責任を契約により明確にする等、提供先において個人情報が安全に管理されるために必要な措置を講じてまいります。また、提供先の所在国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で適切に安全管理措置を実施いたします。

f. 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。

5. 個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。下記の<お問い合わせ先>までお申し出ください。

6. 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等に関するご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示（第三者提供記録の開示を含みます。）、訂正または利用停止等に関するご請求については、下記の<お問い合わせ先>までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

<お問い合わせ先>

スミセイコールセンター
電話番号 0120-307506
受付時間 月～金曜日　9：00 ～18：00
土曜日　9：00 ～17：00
（日・祝日・12/31 ～1/3 を除く）

金融機関等代理店・保険ショップを通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。
電話番号 0120 - 506154

郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。
電話番号 0120 - 506873

「外貨建商品」「たのしみYOUプラス」にご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。
電話番号 0120 - 506081

7. 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<認定個人情報保護団体のお問い合わせ先>

一般社団法人生命保険協会　生命保険相談所
ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp

本方針は個人情報保護法、その他関係法令、ガイドライン等に基づき当社ホームページで継続して公表しております。

本方針は今後の安全管理上の技術向上などを反映し適宜変更する場合があります。変更内容はホームページ上で公表いたします。

※「関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供」、「お客さま別の利用目的の例示」、「従業員等の個人情報の利用目的」、「当社が外国にある第三者に個人データを提供する場合の提供先の国名等の情報」、「再保険を行う場合の個人データのお取扱い」ならびに「当社の企業保険商品にご加入のお客さまへのご案内」等、本方針の詳細は当社ホームページをご覧ください。

◆生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定※1に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約※2を除き、責任準備金等※3の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。※4）。

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 ＝ 90%－｛（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2｝

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

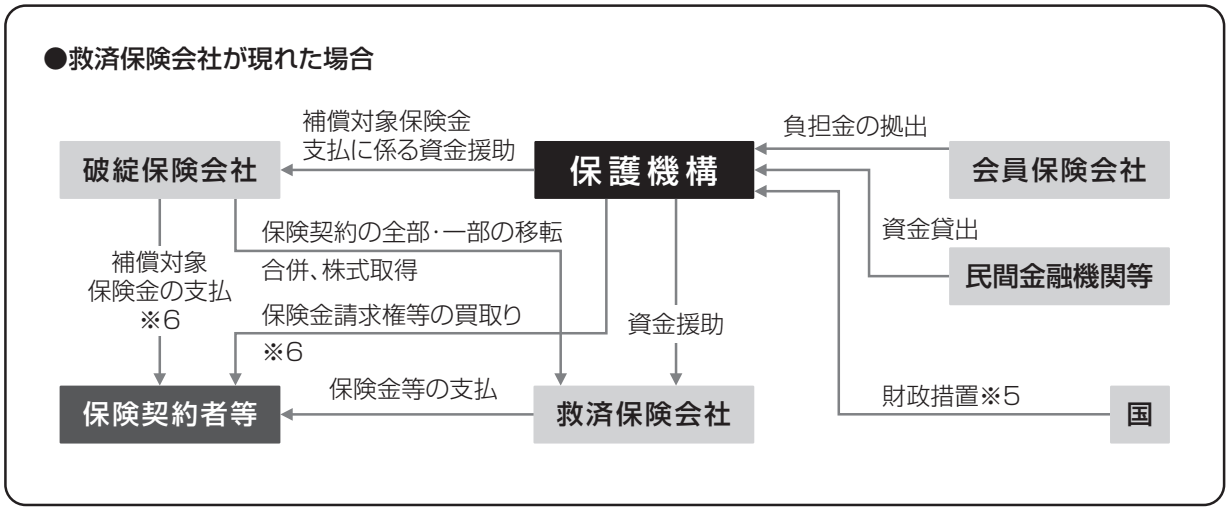

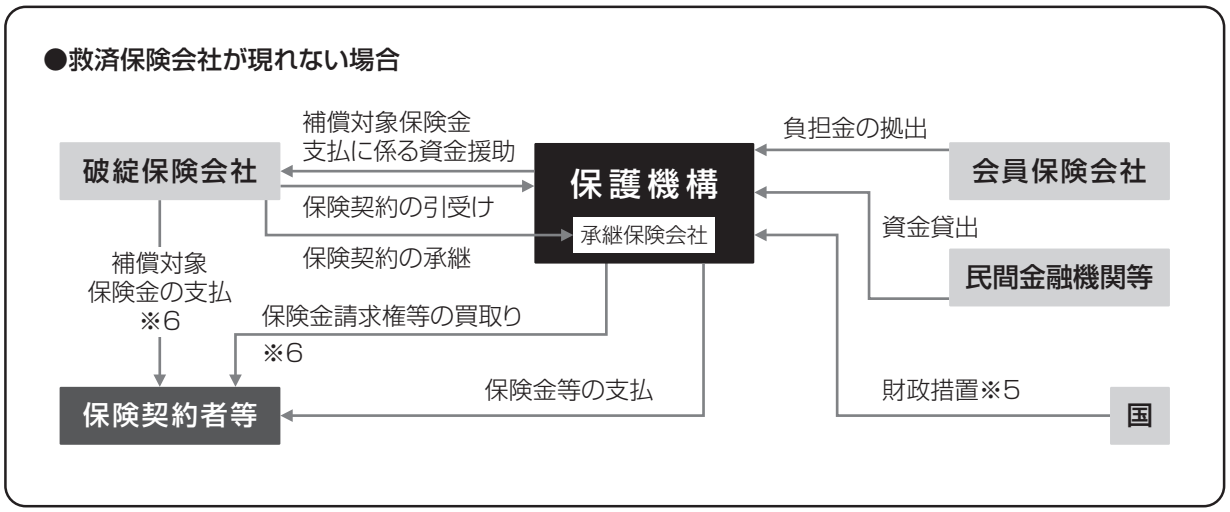

※5 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

※6 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、前ページの※2に記載の率となります。）

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス　**https://www.seihohogo.jp**

◆生命保険業務に関する指定紛争解決（ＡＤＲ）機関について

「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決（ＡＤＲ注）機関です。当社は、一般社団法人生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

①一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

②ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細については、右記の一般社団法人生命保険協会ホームページをご覧ください。

【指定紛争解決機関のご連絡先】

一般社団法人生命保険協会　生命保険相談所
電話 03-3286-2648
所在地 〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
ホームページアドレス
https://www.seiho.or.jp/contact/index.html

注：ＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

※当社の取り扱った損害保険につきましては、「一般社団法人日本損害保険協会」（そんぽＡＤＲセンター）を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。
［ホームページアドレス］　https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

※当社の取り扱った投資信託につきましては、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（ＦＩＮＭＡＣ）を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。
［ホームページアドレス］　https://www.finmac.or.jp/

データ編

132　直近事業年度における事業の概況
147　社員配当の状況
152　主要な業務の状況
153　計算書類関係
170　有価証券等の時価情報（会社計）
175　資産関係
193　負債関係
197　資本関係
198　保険関係収支
202　資産運用関係収支
205　その他収支
207　保険契約高関係諸統計
213　特別勘定に関する指標等
218　経営諸指標
221　保険会社及びその子会社等の財産の状況
246　生命保険協会統一開示項目索引
248　五十音索引

2022年度決算の状況
データ編　目次

◆直近事業年度における事業の概況
2022年度事業報告書 …… 132
社員配当の状況…… 147
直近5事業年度における主要業務の状況を示す指標…… 152

◆計算書類関係
1 貸借対照表 …… 153
2 損益計算書 …… 154
3 基金等変動計算書 …… 155
4 剰余金処分に関する決議 …… 155
5 経常利益等の明細(基礎利益) …… 169
6 保険業法に基づく会計監査人の監査報告… 169

◆有価証券等の時価情報(会社計)
1 有価証券の時価情報(会社計) …… 170
2 金銭の信託の時価情報(会社計) …… 172
3 デリバティブ取引の時価情報(会社計) …… 172

◆資産関係
1 ポートフォリオの推移(一般勘定) … 175
2 資産別運用利回り(一般勘定) …… 175
3 主要資産の平均残高(一般勘定) …… 176
4 商品有価証券明細表(一般勘定) …… 176
5 商品有価証券売買高(一般勘定) …… 176
6 有価証券明細表(一般勘定) …… 176
7 有価証券残存期間別残高(一般勘定)…… 177
8 地域別地方債保有内訳(一般勘定) … 177
9 保有公社債の期末残高利回り(一般勘定)… 177
10 業種別株式保有の状況 …… 178
11 有価証券等の時価情報(一般勘定) … 179
12 株式の保有状況 …… 183
13 貸付金明細表(一般勘定) …… 184
14 貸付金残存期間別残高(一般勘定) … 184
15 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 … 185
16 貸付金業種別内訳 …… 185
17 貸付金使途別内訳(一般勘定) …… 186
18 貸付金地域別内訳(一般勘定) …… 186
19 貸付金担保別内訳(一般勘定) …… 186
20 保険業法に基づく債権の状況 …… 186
21 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 187
22 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率) …… 188
23 危険準備金等残高 …… 189
24 有形固定資産明細表 …… 190
25 その他の資産明細表 …… 190
26 公共関係投融資の概況(一般勘定) … 191
27 海外投融資の状況(一般勘定) …… 191

◆負債関係
1 支払備金明細表 …… 193
2 責任準備金明細表 …… 193
3 責任準備金残高の内訳 …… 193
4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高(契約年度別) …… 194
5 法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性 …… 194
6 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数 …… 195
7 社員配当準備金明細表 …… 195
8 引当金明細表 …… 196
9 個別貸倒引当金の状況 …… 196
10 特定海外債権引当勘定の状況 …… 196
11 借入金等残存期間別残高 …… 196

◆資本関係
1 基金の状況 …… 197

◆保険関係収支
1 保険料明細表 …… 198
2 保険金明細表 …… 198
3 年金明細表 …… 199
4 給付金明細表 …… 200
5 解約返戻金明細表 …… 201

◆資産運用関係収支
1 資産運用収益明細表(一般勘定) …… 202
2 資産運用費用明細表(一般勘定) …… 202
3 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定) … 202
4 利息及び配当金等収入の分析(一般勘定) … 202
5 有価証券売却益明細表(一般勘定) … 203
6 固定資産等処分益明細表(一般勘定) … 203
7 有価証券売却損明細表(一般勘定) … 203
8 有価証券評価損明細表(一般勘定) … 203
9 貸付金償却額(一般勘定) …… 203
10 賃貸用不動産等減価償却費明細表(一般勘定) … 204
11 固定資産等処分損明細表(一般勘定) … 204

◆その他収支
1 減価償却費明細表 …… 205
2 事業費明細表 …… 205
3 税金明細表 …… 206
4 リース取引 …… 206

◆保険契約高関係諸統計
1 保障機能別保有契約高 …… 207
2 年換算保険料 …… 208
3 保有契約高及び新契約高 …… 208
4 保有契約高の推移 …… 209
5 新契約高の推移(新契約+転換による増加) …… 211

◆特別勘定に関する指標等
1 特別勘定資産残高の状況 …… 213
2 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況 … 213
3 団体年金保険特別勘定の状況 …… 217

◆経営諸指標
1 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険) …… 218
2 新契約率(対年度始) …… 218
3 解約失効率(対年度始) …… 218
4 個人保険新契約年間平均保険料(月払契約) … 218
5 死亡率(個人保険主契約) …… 218
6 特約発生率(個人保険+個人年金保険) … 219
7 事業費率(対収入保険料) …… 219
8 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 …… 219
9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合… 219
10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 … 219
11 未だ収受していない再保険金の額 … 220
12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合…… 220
13 各種ローン金利 …… 220

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況
連結決算の状況
(直近事業年度における事業の概況)…… 221
1 連結貸借対照表 …… 222
2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書… 223
3 連結基金等変動計算書 …… 224
4 連結キャッシュ・フロー計算書 …… 239
5 連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価 …… 240
6 連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告 …… 240
7 保険業法に基づく連結計算書類についての会計監査人の監査報告 …… 241
8 連結財務諸表の適正性に関する確認書 241
9 保険業法に基づく債権の状況 …… 242
10 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率) … 242
11 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率) …… 243
12 セグメント情報 …… 243
13 エンベディッド・バリューの状況 …… 244

●数値はすべて単位未満切り捨てにしています。
●「0」は単位未満であることを示しています。

２０２２年度〔２０２２年４月　１日から ２０２３年３月３１日まで〕事業報告書

１．保険会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果等

＜経営環境＞

2022年度のわが国経済は、資源高の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進む中で、緩やかに持ち直す動きとなりました。一方で、世界的な物価上昇やそれを受けた各国中央銀行による金融引締め等を背景に、世界的に景気の悪化懸念が強まり、わが国における景気の先行きについても不透明感が高い状況となりました。

国内株式は、欧米の物価動向や金融政策に対する思惑等に応じて一進一退で推移しました。国内長期金利は、欧米金利の大幅な上昇の影響や日本銀行の金融政策修正および更なる政策変更等への思惑等も相まって上昇しました。また、日本および米国における金融政策の相違などを背景にドル高円安が進みました。

＜事業の経過及び成果＞

こうした状況の中、2022年度は、3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2022」の最終年度として、同計画に掲げる「社会に貢献する」「社会に信頼される」「社会の変化に適応する」という３つの基本方針のもと、「人」と「デジタル」でお客さまを支え、「一人ひとりのよりよく生きる=ウェルビーイング※1」への貢献を通じた『なくてはならない』生命保険会社の実現に向けた取組みを進めました。

※1　身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。

特に、当社の創業以来不変の存在意義（パーパス）である「社会公共の福祉への貢献」を実現するという観点から、社会全体のサステナビリティに向けた取組みを積極的に行っており、2022年5月に、サステナビリティに対する当社としての考え方・姿勢を明確化するため、「ＣＳＲ経営方針」を「サステナビリティ経営方針」に改正し、同方針を「社会公共の福祉への貢献」を実現するために果たすべき使命（ミッション）として位置付けました。

（新型コロナウイルス感染症への対応）

新型コロナウイルス感染症への対応としては、デジタルツール等を活用しつつお客さまのご要望に沿った方法でのコンタクトに努めるなど、お客さまと従業員への感染拡大の防止を最優先とした取組みを継続しました。2022年度は、新規感染者数が過去最多となったことに伴い入院給付金等の請求件数が増加したことで、単年度収支の押下げ要因となったことに加え、支払体制がひっ迫し一部お支払いが遅延するなど、お客さまにご迷惑をおかけすることもありましたが、迅速なお支払いに向けて人員増加等により支払体制の強化に努めました。なお、ご契約に関する特別取扱いについては、政府の方針等を踏まえて適宜見直しを行っており、2022年9月には、宿泊療養・自宅療養による入院給付金の支払対象を変更し、2023年5月には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたこと等を踏まえ、ご契約に関する特別取扱いは一部を除き終了しました。

（個人保険分野）

個人保険分野では、変化する社会環境や多様化するお客さまのニーズに対応しつつ、営業職員や金融機関等代理店・保険ショップによるマルチチャネルでの保険販売・サービスの提供に取り組みました。また、社会やお客さまに、一層のウェルビーイングに繋がる価値を提供していくためには、社会保障制度の補完という生命保険の役割に鑑みた情報提供等が重要であることから、引き続き教育の強化等の取組みを進めております。

営業職員チャネルでは、長寿社会におけるお客さまのニーズに対応したコンサルティングとサービスの提供に努めており、デジタルツール等の活用を進めながら、“住友生命「Vitality」”※2の提供を中心として、お客さまのウェルビーイングへ貢献することで、「豊かで明るい健康長寿社会の実現」を目指しております。

※2　“住友生命「Vitality」”は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。

なお、“住友生命「Vitality」”は2023年3月末時点で累計販売件数が130万件を超えており、引き続きご好評をいただいております。更なる進化に向けて、商品の魅力を高めることなどを目的として特典（リワード）の拡充に努めたほか、“住友生命「Vitality」”の先進性やその価値をより多くのお客さまに実感いただくため、2022年7月に住友生命「Vitality」プラザ大阪梅田Advance店を開店しました。2023年2月には、健康増進活動を習慣化していただくため、それぞれのお客さまの取組状況に応じたパーソナルアドバイスや疾病リスクレポートを提供する機能を追加したほか、“住友生命「Vitality」”にご加入のお客さま以外にも健康増進の価値をお届けするため、2023年3月に、Vitality健康プログラムの一部を保険契約と切り離して単独で提供する「Vitalityスマート」を発売しました。

こうした取組みの結果、“住友生命「Vitality」”加入者を対象とした調査において、Vitality会員は非Vitality会員と比較して、死亡率および入院率のいずれも数値が低い結果となったほか、行動変容を促す革新的なサービスであること等が評価され、「第4回日本サービス大賞」※3の「優秀賞」「審査員特別賞」等※4を受賞しました。

※3　公益財団法人日本生産性本部　サービス産業生産性協議会（SPRING）が主催する、革新的で優れたサービスを賞する日本最高峰の表彰制度です。

※4　ウェルビーイングアクション実行委員会が主催するWELLBEING AWARDSの「モノ・サービス部門グランプリ」を受賞しました。また、公益財団法人日本生産性本部サービス産業生産性協議会（SPRING）が実施する「日本のサービスイノベーション2022」に選定されました。

ご提供する保障の充実という観点では、従来から提供しているケガや病気で働けなくなるリスクへの備えについて、より多くのお客さまのお役に立てる保障内容とするため、2023年3月に、短期的に働けない状態となった際の収入減少をカバーする新商品「収入パスポート」を発売しました。また、既に契約にご加入いただいているお客さまについて、最新の保障内容への見直しをより自在に行っていただけるよう、従来の転換制度※5をレベルアップした「新転換制度」を導入し、取扱対象となる商品を拡大しました。

※5　ご加入の保険契約を見直す際に、新規にご加入いただくよりもお求めやすい保険料で、見直し後の契約にご加入いただける制度です。

多様化するお客さまのニーズに一層お応えすることを目的として、業務提携を通じた商品ラインアップの拡充も図っております。ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険を当社の営業職員を通じて販売する体制としており、“住友生命「Vitality」”を中心とした当社商品とあわせて、生保・損保一体となった総合生活保障の提供に努めました。

サービス面では、「人ならでは」の価値に「デジタル」を融合することで、あらゆる接点においてお客さまの状況・状態に応じたサービスを提供し、お客さまの体験価値を向上させることを目指しております。デジタルツール等の活用により非接触でも保険の検討・相談が可能な体制を拡充しているほか、ご契約のお申込み手続きをＷｅｂ上で完結可能としました。また、一部商品の初回保険料の支払方法にPayPay株式会社が提供するキャッシュレス決済サービス「PayPay」を追加するなど、保険事務手続きにおいてもデジタルの活用を進めました。「スミセイ未来応援活動」※6を中心としたアフターサービスの提供にあたっては、高齢社会やデジタル社会を踏まえた対応として「スミセイのご家族アシストプラス」※7や「スミセイダイレクトサービス」※8の登録の手続きを推進しました。保険金等のお支払いについては、新型コロナウイルス感染症の影響で入院給付金等のご請求が大幅に増加しましたが、営業職員および支払業務担当者一人ひとりが親身な対応を心掛け、お支払いまでの日数を要する場合の真摯な説明、手続完了時の連絡等の丁寧な対応に努めたことなどを評価いただき、「J.D. パワー 2023年生命保険金請求対応満足度調査℠」※9の総合満足度ランキング第1位を受賞しました。

※6　定期訪問等を通じてお客さまにご加入内容を十分にご理解いただくとともに、現在も最適な保障になっているかを診断（コンサルティング）する活動です。

※7　お客さまが認知症等になられた場合、あらかじめ登録いただいたご家族が契約内容の確認やお手続きをすることができるサービスで、「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の３つのサービス・制度の総称です。

※8　ご自宅や外出先などから、インターネットや電話、提携ＡＴＭで、簡単に入出金取引・各種お手続き・契約内容照会をご利用いただけるサービスです。

※9　株式会社J.D. パワー ジャパンが年に1回、直近1年以内に保険金・給付金の請求手続きを行った顧客を対象に、請求プロセスにおける保険会社に対する満足度を聴取し、明らかにする調査です。

お客さまに寄り添った質の高いコンサルティングとサービスを安定して提供するため、サステナブルな営業職員体制の構築に取り組んでおり、入社後3か月間の初期教育をはじめとした5年間育成モデルを確立し、優秀人財の採用および継続教育を実施しているほか、営業職員の育成を担う指導者層について、理想の指導者像の明確化およびその実現を目指し、指導者教育にも注力しております。また、社会やお客さまに、より一層、ウェルビーイングの価値を提供すべく、保険販売に対する使命感の醸成、コンサルティング力の向上を図り、社会保障制度をはじめとした最新情報のお届けなど、サービスの充実に努めております。

金融機関等代理店チャネルでは、多様化するお客さまのニーズや環境変化に的確にお応えするため、保障性、貯蓄性商品をフルラインアップ化して販売推進するとともに、お客さま向けサービスや代理店向けサポートの拡充に努めております。

子会社における取組みについては、メディケア生命保険株式会社にて、従来から保険ショップ・金融機関等に医療保険を中心とした商品を供給し販売を推進しております。2022年4月に、主力商品である医療終身保険等について、女性特有の病気やがんによる入院を伴わない通院を保障する特約を業界で初めて発売する等、給付内容を充実させる商品改定を行ったほか、一部の医療保険について、同年7月から法人のお客さまに向けた取扱いを開始しました。こうした取組みの結果、同年10月には、保有契約件数は150万件を突破しました。また、2023年1月からソニー生命保険株式会社への医療保険の供給を開始しました。なお、今後必要となる資本の確保のため、2022年9月と2023年3月に計400億円の増資を行いました。

アイアル少額短期保険株式会社では、多様化・細分化するお客さまのニーズに対応した機動的な商品開発に努めるとともに、プラットフォーマーや異業種等と連携したデジタル保険の展開を進めております。キャッシュレス決済サービス「PayPay」アプリ内から加入いただける商品として、2022年4月に、熱中症を原因として所定の治療を受けられた時にお見舞い金をお支払いする「熱中症お見舞い金保険」を、2023年1月に、インフルエンザに特化した保険商品として「インフルエンザお見舞い金保険」を、それぞれ業界で初めて提供を開始し、ご好評いただいております。

また、保険ショップを展開するいずみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、引き続きデジタルツール等を活用した面談などを取り入れながら、お客さまの比較検討ニーズにお応えする的確なコンサルティングに努めております。

（企業保険分野）

団体保険分野では、総合的な企業福祉制度の実現をサポートするために、福利厚生制度の充実を図る商品とサービスの提供に努めており、その一環として、「治療と仕事の両立支援」「健康経営」というニーズにお応えする団体3大疾病保障保険「ホスピタＡ（エース）」「ホスピタＶ」の販売に注力しております。また、病気からの復職支援を通じて企業で働く従業員のウェルビーイングに貢献するため、2022年10月に新たな無料付帯サービス※10の提供を開始しました。団体年金保険分野ではＳＤＧｓやＥＳＧ経営の推進等といったニーズにもお応えすべく、団体年金特別勘定特約「円貨建株式口Ｅ（ＥＳＧ運用）」を販売しております。

※10　がん相談サービス「CancerWith for 住友生命」、急性心筋梗塞・脳卒中患者向けの重症化予防支援サービス「Mystar」を提供しております。

（資産運用）

資産運用では、責任ある機関投資家として、中長期の安定的な運用収益の確保と持続可能な社会の実現への貢献の両立を目指しております。そのもとで、物価上昇を背景とした欧米金利の大幅な上昇、国内金利の上昇、国内外金利差の拡大を背景としたドル高円安の進展など、外部環境の変化に対応し、将来の運用収益の確保やリスクコントロールの強化のため、資産配分を大幅に変更しました。

具体的には、保険金等の確実なお支払いに資することを目的として安定的に運用する「ＡＬＭ※11運用ポートフォリオ」では、為替ヘッジコストの上昇で収益性の低下した為替ヘッジ付外国国債を大幅に削減する一方で、収益性の向上した日本国債や為替ヘッジ付外貨建クレジット資産等を積み増しました。許容されるリスクの範囲内で運用収益の向上を目指す「バランス運用ポートフォリオ」では、収益性の低下した為替ヘッジ付外国国債を大幅に削減する一方で為替ヘッジを行わない外国国債を積み増したほか、欧米の大幅な利上げにより国内外景気の不透明感が強まったため国内株式および外国株式の削減を行いました。

※11 ＡＬＭ（Asset Liability Management）とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

また、責任ある機関投資家として、引き続きスチュワードシップ活動を通じた投資先企業との対話の促進や、グリーンボンド等の脱炭素化社会に向けて必要となる企業等の資金調達に積極的に応えることに注力したほか、責任投資に関わる国内外のイニシアティブ※12にも積極的に参加しました。2023年3月には、2050年温室効果ガス（ＧＨＧ）排出量ネットゼロ※13の達成に向け、資産ポートフォリオの2030年ＧＨＧ排出量削減目標※14を42％から50％へ引き上げました。

※12 投資家等が協働して推進する取組みを意味します。
※13 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成する（全体としての温室効果ガスの排出をゼロにする）ことを意味します。
※14 削減目標は2019年度対比です。削減指標は、資産規模の影響を排除して評価するため「保有残高あたりのＧＨＧ排出量」（資産ポートフォリオのＧＨＧ排出量÷資産ポートフォリオ残高）とし、また対象Scopeは投融資先のScope1+2としております。なお、Scopeとは、ＧＨＧ排出量を算定・報告する際の手順を定めた国際的な基準であるＧＨＧプロトコルにおける区分であり、Scope1（直接排出量）、Scope2（間接排出量）、Scope3（その他の排出量）の３つがあります。

（海外事業）

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ることを基本方針としております。また、海外出資先との情報連携やシナジー発揮を通じて、事業イノベーション等による付加価値の創出を図ることとしております。

この基本方針のもと、シメトラの持続的成長とアジア出資先の企業価値向上、グローバル人財の育成および新規Ｍ＆Ａの検討に注力しております。また、海外出資先とのシナジー発揮に向けた取組みとしては、従来当社が運用していた海外事業債について、2022年7月からシメトラの投資顧問子会社であるSymetra Investment Management Companyへの全面委託を開始しました。本委託を通じ、長期的・安定的な資産運用利回りの向上ならびにグループ内の人財や知見等のリソースの有効活用に向けた取組みを一層進めてまいります。

（社会・環境課題への取組みを通じた価値創造）

社会・環境課題への取組みとしては、住友生命グループが一丸となってカーボンニュートラルを推進していく観点から、2023年3月には、従来は住友生命単体で設定していたＧＨＧ排出量削減目標を見直し、住友生命グループとして2050年にＧＨＧ排出量ネットゼロを目指すこと※15を新たな目標としました。

※15 対象はScope1+2+3としております。なお、2030年目標として「2019年度対比GHG排出量（Scope1+2+3）50％減」を設定しております。

また、社会や環境の変化に素早く対応すべく、長期的な視点に立った企業変革の取組み（未来投資）の一環として、イノベーションの創出を推進しました。ＣＶＣ※16ファンド「SUMISEI INNOVATION FUND（スミセイイノベーションファンド）」を通じ、WaaS※17エコシステム等の新たな価値の創造を目指して、スタートアップ企業等とのオープンイノベーションによる事業共創に取り組んでおり、株式会社PREVENTと生活習慣病の重症化予防に関する共同事業を開始したほか、子育てサポート等に関する事業への出資を行いました。

※16 ＣＶＣ（Corporate Venture Capital）とは、将来性のあるスタートアップ企業への投資を通じて、事業共創を効率的・効果的に推進する仕組みです。
※17 ＷａａＳ（Well-being as a Service）とは、ウェルビーイング（よりよく生きること）に貢献するサービスを意味します。

さらに、健康づくりや地域創生等に貢献することを目的に全国の自治体との連携を進めており、Vitality健康プログラムの一部（アクティブチャレンジ※18等）を自治体に提供すること等により、地域住民の健康増進等、自治体の課題の解決を図る取組みを実施しております。2023年3月時点で、44の都道府県との協定等に基づく連携をはじめとして、全国の多数の市町との連携を行っております。

※18 1週間のサイクルで設定される運動ポイント目標を達成することで、特典が受けられる短期プログラムです。

社会貢献活動の取組みとしては、「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした活動を実施しました。

（経営基盤の強化）

資本政策面では、2016年度に発行した劣後特約付社債840億円を2022年12月に期限前償還する一方、一層強固な財務基盤を構築するため、劣後特約付借入金により、同年12月に500億円を調達しました。

経営管理面では、「お客さま本位の業務運営」の推進にあたり「住友生命グループ行動規範」※19の浸透・実践を図っており、「心理的安全性」を確保し、「対話」と「行動」を実践できる組織・チームづくりに取り組んでおります。また、経営方針に基づいた消費者志向経営を推進しており、その一環としてジェロントロジー※20教育等の取組みを進めました。

※19 役職員一人ひとりが経営方針を行動レベルで実践していくために定めているものです。
※20 老後の過ごし方や高齢社会の様々な課題を自然科学、社会科学、理工学など幅広い分野から研究する学問です。

社長が本部長を務める「人財共育※21本部」を中心に、経営方針に基づいた事業戦略と人財戦略の一体化の取組みを進めております。2023年4月には、専門的な知見を持った高度専門人財を社内外から登用するため、執行役員と同等の権限を付与するエグゼクティブ・フェロー制度を導入したほか、厳しい採用環境においても必要な人財を確保するため、職員の処遇体系の見直し等を行いました。多様な人財の活躍をさらに進めていくことで、お客さま・社会に新しい価値を提供してまいります。

※21 経営戦略を具現化する職員（人）を「財（たから）」と位置づけ、上司と部下がお互い「育てる・育てられる存在」として共に育つことを意味します。

さらに、会社全体の生産性を最大化するためには、職員一人ひとりが自らと組織の生産性を高める方法を主体的に考え、相互の対話を深めていくことが重要であると考えており、それを行動に移すための指針として「シン・働き方コンパス」を作成したほか、2023年2月に移転した東京本社では、より一層の価値創造に繋がる働き方を追求し、全社にその伝播を図るなど、働き方改革の更なる進化に取り組んでおります。

その他にも、人権への取組みとして、「住友生命グループ人権方針」に基づき、人権デュー・ディリジェンスや人権啓発研修等を実施したほか、税務に関するコーポレートガバナンスの向上に向けた取組みとして、税務に関する基本方針・行動規範である「住友生命グループ税務ポリシー」を制定しました。

（業績の概況）

2022年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、外貨建一時払商品の販売増加等により前年度比8.6％増の1094億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比3.5％増の721億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.4％減の2兆2596億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率※22については、13月目継続率で97.4％（前年度末比0.1ポイント増）、25月目継続率で93.2％（同1.1ポイント増）となりました。

※22 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率　募集対象年月：2020年11月から2021年10月まで）、25月目（25月目継続率　募集対象年月：2019年11月から2020年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は33兆3694億円（前年度末比0.2%増）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆6999億円（同0.6％減）となりました。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	2022年度	前年度比
新契約	1094億円	8.6％増
うち生前給付保障＋医療保障等	327億円	7.1％減

	2022年度末	前年度末比
保有契約	2兆2596億円	0.4％減
うち生前給付保障＋医療保障等	5611億円	0.5％増

（注）1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

●新契約年換算保険料

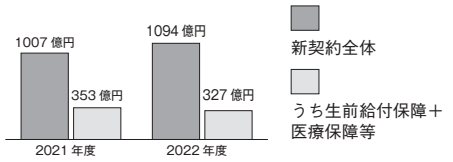

●保有契約年換算保険料

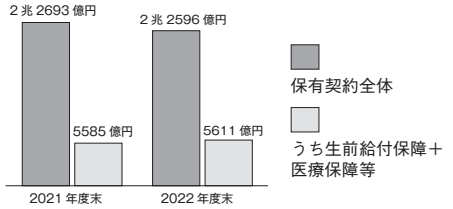

《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2022年度	前年度比
新契約（グループ全体）	2780億円	28.9％増

	2022年度末	前年度末比
保有契約（グループ全体）	3兆422億円	5.5％増

（注）1. 住友生命、メディケア生命、シメトラとの合計額です（住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険）。
2. シメトラの決算日は12月31日です。

・保険金額

	2022年度	前年度比
新契約高	1兆2917億円	47.1％増
減少契約高	4兆5866億円	8.0％減

	2022年度末	前年度末比
保有契約高	65兆5624億円	4.8％減

（注）1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

●保有契約高（保険金額）

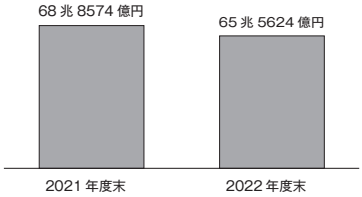

【団体保険および団体年金保険】

		2022年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高	33兆3694億円	0.2％増
団体年金保険	保有契約高	2兆6999億円	0.6％減

（注）1．団体保険の金額は、主たる保障額です。
2．団体年金保険の金額は、責任準備金です。

●団体保険保有契約高

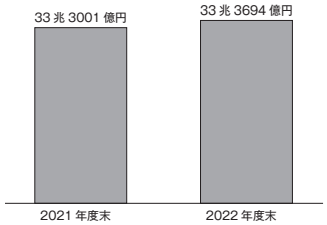

●団体年金保険保有契約高

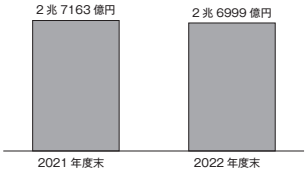

（収支・資産等の概況）

2022年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆2164億円（前年度比3.4％増）、資産運用収益が1兆2030億円（同38.7％増）、支出面では、保険金等支払金が1兆9631億円（同11.7％増）、資産運用費用が5949億円（同429.6％増）、事業費が3364億円（同1.6％増）となりました。こうした結果、経常利益は618億円（同57.6％減）となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、当期純剰余は1472億円（同152.3％増）となりました。

また、当期未処分剰余金は1479億円（前年度比149.9％増）となりました。

基礎利益※23については、新型コロナウイルス感染症に関連した入院給付金等支払いの増加等により2363億円（前年度比29.1％減）となりました。

※23 為替に係るヘッジコストを算定に含めるなど、2022年度から適用される新しい定義に基づく基礎利益を記載しております。

年度末の総資産については35兆2981億円（前年度末比3.1％減）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で28兆3054億円（前年度末比1.5％増）となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、812.8％（前年度末比3.8ポイント増）と引き続き十分な水準を確保しております。

《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2022年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2022年度	前年度比
経常収益	4兆2254億円	17.4％増
経常利益	591億円	54.1％減
親会社に帰属する当期純剰余	1397億円	206.5％増

	2022年度	前年度比
グループ基礎利益※	2613億円	22.6％減

※グループ基礎利益は、住友生命とメディケア生命の基礎利益、シメトラ、バオベト・ホールディングス、ＢＮＩライフ、シングライフ・ホールディングス、ＰＩＣＣ生命の税引前利益（住友生命の持分相当額）を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

	2022年度末	前年度末比
総資産	42兆6624億円	0.8％減

＜対処すべき課題＞

近年は、社会全体の急激なデジタル化や異業種提携等によるビジネスモデルの変化など、環境変化が激しく将来の予測が困難な時代であることに加え、少子高齢化や消費者意識の変化などにより、当社を取りまく事業環境はより一層厳しさを増していくものと考えております。

こうした環境変化に適切に対応しつつ、当社の果たすべき使命である「サステナビリティ経営方針」の実現に向け、着実に歩みを進めるためには、足元の課題に適切に対応していくことに加え、土台となる中期的な目標および戦略が必要と考えております。

このような認識のもと、ＳＤＧｓ目標の達成期限であり、社会の大きな転換期となることが予想される2030年を一つの到達点として、住友生命グループの全社、全役職員が目指すべき姿である「住友生命グループVision2030」（以下、「Vision2030」）を策定しました。

「Vision2030」では、住友生命グループが長期的に目指す姿として『日本・世界・地球未来のウェルビーイングに貢献し続ける保険会社グループ』を掲げるとともに、その実現に向けた2030年時点のありたい姿を「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」としました。「お客さま」「社会」「ビジネスパートナー」「地球環境」「従業員」といったステークホルダーのウェルビーイングな姿を実現するため、2000万名の方々にウェルビーイングの価値を提供し、その中核となる“住友生命「Vitality」”の会員数を500万名に増やすことを目指してまいります。

その実現のため、「ウェルビーイング貢献領域」を設定し、「保険を通じた安心の提供」を中核に、「健康増進への貢献」や「充実したくらしを支える」ことに取り組むほか、地域創生や地球環境といった社会課題の解決およびビジネスパートナーや従業員といったすべてのステークホルダーのウェルビーイングを支えるための取組みを進めてまいります。こうした取組みを通じ、ステークホルダーからの信頼、支持を得ることにより、住友生命グループとしても持続的、安定的な成長を目指してまいります。

「Vision2030」の実現を大きな経営目標とする中で、2023年度からの新たな３ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2025」については、「Vision2030」を実現するために、次の3年間に取り組むべき課題と対策をバックキャスティングする形で策定しました。厳しい経営環境が想定される中においても将来の飛躍に向けた投資を行うなど、「Vision2030」の実現に向けた軌道を確立するための取組みを着実に進めてまいります。本計画の達成に向けては、「サステナビリティ経営方針」に基づき定めるサステナビリティ重要項目に対する取組みを進めるとともに、「ウェルビーイングデザインへの進化」、「新規領域でのイノベーションの実現」、「収益構造改革」、「グループ戦略」の４つの取組みを通じ、ウェルビーイングをお届けする領域を拡大してまいります。

具体的には、「ウェルビーイングデザインへの進化」において、保険のコンサルティングを中心とした商品・サービスの提供にとどまらず、保険以外の領域も含めたサービスを、販売チャネルに関わらず総合的に提供するとともに、地域に根付き、お客さまに寄り添い続けることができる販売体制の確立を目指してまいります。「新規領域でのイノベーションの実現」においては、ＷａａＳエコシステムで提供するサービスの開発に取り組み、実装に繋げるとともに、新規領域におけるサービスを充実させ、住友生命グループのサービスを受けていただけるお客さまの拡大を目指してまいります。「収益構造改革」においては、住友生命グループのサステナビリティを高めるための取組みを進めてまいります。資産運用では、許容可能な範囲内でのリスクテイク拡大による収益力の向上およびリスク管理強化等に取り組んでまいります。海外事業では、海外事業基本方針を改正し、グループ基礎利益における2030年の海外事業による貢献目標を設定し、新規Ｍ＆Ａの検討や出資先とのシナジー発揮等に取り組んでまいります。また、経営資源を有効に活用するため、人員等のリソースの最適化やコストコントロール等を通じた生産性向上により、持続的・安定的な成長に資する総合的な取組みを進めてまいります。「グループ戦略」においては、環境課題や人権課題の解決への取組みを住友生命グループ全体として推進しつつ、「Vision2030」を実現するための戦略をグループベースで策定し、住友生命グループとして一体感・相乗効果のある運営を推進してまいります。

さらに、これらの取組みを実現するための２つの推進エンジンとして、「人財共育」と「デジタル＆データ」の取組みも進めてまいります。職員のウェルビーイングの向上や、住友生命グループ全体への人財共育の考え方の浸透および定着、多様な人財の活躍に向けたＤＥ＆Ｉ（ダイバーシティ、エクイティ＆インクルージョン）※24の更なる推進等により、「人」の価値向上に取り組むとともに、保険事務手続きのデジタル化や、各種データの活用等、人の力だけでは実現困難なことをデジタルとデータで補完する、「人とデジタルが融合」したサービスの提供を加速させてまいります。

※24 ＤＥ＆Ｉ（Diversity, Equity ＆ Inclusion）とは、多様な人財が、異なる感性を尊重し合いながら、公平な環境で、伸びやかに力を発揮できる状態を目指す考え方です。Ｄ＆Ｉ（Diversity ＆ Inclusion）を一層効果的に進めるために、公平を意味する「Equity」という概念を加えております。

また、これらの取組みの基盤として、パーパス経営の社内外への浸透や、不祥事故の根絶およびコンプライアンスの徹底を含むよりよい企業風土の醸成に取り組むとともに、今後予想される様々な事業リスクへの対策を検討することで、事業のサステナビリティを高めてまいります。

以上の取組みを着実に進めつつ、様々な環境の変化に適切に対応していくことで、「Vision2030」の実現を目指してまいります。

(2)財産及び損益の状況の推移

区分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(当期)
年度末契約高		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
	個人保険	62 1090	58 0356	54 1042	51 0584
	個人年金保険	15 0653	14 9289	14 7531	14 5040
	団体保険	32 4466	33 0951	33 3001	33 3694
	団体年金保険	2 5738	2 6665	2 7163	2 6999
	その他の保険	2006	1967	2181	2658
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保険料等収入		2 2243 03	2 1877 55	2 1431 99	2 2164 29
資産運用収益		7400 64	8160 10	8670 86	1 2030 13
保険金等支払金		1 8856 24	1 7460 05	1 7572 64	1 9631 19
経常利益		951 38	1556 34	1459 62	618 52
当期純剰余		493 37	547 33	583 42	1472 04
社員配当準備金繰入額		474 51	541 81	583 10	570 67
総資産		32 9511 05	35 4007 86	36 4433 23	35 2981 66

(注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

≪ご参考≫当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(当期)
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経常収益	3 4859 73	3 5177 15	3 5994 28	4 2254 99
経常利益	375 91	1182 23	1288 11	591 53
親会社に帰属する当期純剰余	52 07	269 65	456 05	1397 87
包括利益	246 20	5850 76	△4244 05	△8067 41
純資産額	1 5662 49	2 1038 68	1 6252 79	7602 27
総資産	38 6420 50	41 0940 86	42 9942 87	42 6624 08

(3)支社等及び代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	90	90	0
事業部	2	2	0
支部	1,497	1,528	31
海外駐在員事務所	3	3	0
計	1,592	1,623	31
代理店	509	514	5

(4)使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在 平均年齢	当期末現在 平均勤続年数	当期末現在 平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	10,672	10,511	△161	46	16	356
営業職員	34,691	33,554	△1,137	46		

(5)主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社	50,000
住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6)資金調達の状況

劣後特約付借入金により、2022年12月に500億円を調達しました。
2016年度に発行した劣後特約付社債840億円について、2022年12月に償還しました。

(7)設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	91,078

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ. 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内容	金額
八重洲セントラルタワー保留床取得	37,291

（8）重要な子会社等の状況

a．子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	80,000百万円	100％
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100％
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	100％
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100％
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100％
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100％
スミセイ・アセット・マネジメント株式会社	東京都新宿区	投資運用業	2022年4月1日	100百万円	100％
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100％
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100％
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100％
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100％
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95％
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80％（100％）
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52％（64.70％）
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル	100％

（注）当社が有する子会社等の議決権比率の（　）内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

b．関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
マイコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00％
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	336百万円	37.94％
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35％
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95％
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699百万インドネシアルピア	39.99％
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,078百万シンガポールドル	23.22％
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227百万ベトナムドン	22.08％

（注）当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等12社が子会社、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等2社およびBaoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。

（9）事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2022年4月1日	当社は、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社を設立し、同社は当社の子会社となりました。
2022年8月15日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはClio & Pierson, LLCを解散し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
2022年9月14日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra Bermuda Re Ltd.を設立し、同社は当社の子会社となりました。
2022年9月28日	当社は、当社の子会社であるメディケア生命保険株式会社が行った200億円の増資の引受けを行いました。
2022年11月9日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはHometown Plaza Retail Center, LLCを解散し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
2022年12月22日	当社の関連法人等である株式会社エージェント・インシュアランス・グループは、名古屋証券取引所メイン市場に上場しました。
2023年3月16日	当社は、当社の子会社であるメディケア生命保険株式会社が行った200億円の増資の引受けを行いました。
2023年3月28日	当社は、当社の子会社であるアイアル少額短期保険株式会社が行った約5.3億円の増資の引受けを行うとともに、アイアル少額短期保険株式会社は、約2.7億円の減資を行いました。

2．会社役員に関する事項

（1）会社役員の状況

a．取締役

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当		重要な兼職	その他
橋本　雅博*	取締役会長	指名委員 報酬委員		
高田　幸徳*	取締役	指名委員 報酬委員		
長瀧　研一	取締役	監査委員		
角　英幸*	取締役			
日下　和彦*	取締役			
山下　徹	取締役 （社外役員）	指名委員長 報酬委員長	・株式会社博報堂DYホールディングス 社外取締役	
釜　和明	取締役 （社外役員）	監査委員長	・株式会社ＩＨＩ 特別顧問 ・第一三共株式会社 社外取締役 ・株式会社東京証券取引所 社外監査役	
森　公高	取締役 （社外役員）	監査委員	・日本公認会計士協会 相談役 ・株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片山　登志子	取締役 （社外役員）	監査委員	・片山・平泉法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役	
山本　謙三	取締役 （社外役員）	指名委員 報酬委員	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ブリヂストン 社外取締役 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役	
白河　桃子	取締役 （社外役員）	指名委員 報酬委員	・相模女子大学大学院 特任教授 ・株式会社サンワカンパニー 社外取締役 ・株式会社ジョイフル本田 社外取締役 ・大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役	

（注）1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。
2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である長瀧研一を常勤の監査委員として選定しております。

b. 執行役

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当		重要な兼職	その他
橋本　雅博*	代表執行役			
高田　幸徳*	代表執行役社長			
角　英幸*	代表執行役専務	[調査広報部、企画部、主計部、経理部]担当		
日下　和彦*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部]担当		
栄森　剛志	執行役専務	[国際業務部、商品部、財務部、事業企画部]担当		
松本　巌	執行役常務	[運用企画部、ＡＬＭ証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部]担当		
百合　達哉	執行役常務	[総務部、人事部、不動産部]担当		
岩井　豊城	執行役常務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部]担当		
堀江　喜義	執行役常務	[営業企画部、Vitality戦略部、ウェルズ開発部、営業総括部、都心総括部、大阪総括部、営業人事部、営業教育部、損保事業部、首都圏本部、近畿北陸本部、すみれい事業部、大阪すみれい事業部]担当		
松本　誠	執行役常務	[リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、運用審査部、運用管理部]担当、[内部監査部]副担当		
汐満　達	執行役常務	[ＣＸ企画部、新規ビジネス企画部、情報システム部]担当		
藤　秀壮	執行役常務	[内部監査部、年金事業部、法人総括部]担当		
香山　真	執行役常務	[お客さま本位推進部、ブランドコミュニケーション部、勤労部]担当		

（注）1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 松本誠は、内部監査部副担当として年金事業部・法人総括部における内部監査を担当しております。
3. 2023年3月31日の終了をもって、代表執行役専務日下和彦は、執行役を辞任しております。
4. 2023年4月1日付で、執行役専務栄森剛志は代表執行役専務に、執行役常務松本巌および百合達哉は執行役専務に、髙尾延治は執行役常務に就任しております。

（2）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役	7	154
執行役	14	777
計	21	931

（注）1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2022年度末よりも前に退任した執行役のうち、2022年度中に報酬を支給した執行役1名を含んでおります。
2. 報酬等の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。

a. 報酬委員会の定める「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」

1. 基本方針
執行役および取締役の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。
具体的には、以下のとおりとする。
a. 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
b. 企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする。（経営の監督を担う非執行の取締役に対しては、本項目は適用しない）
c. 報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
d. 優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。

2. 報酬体系
業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は、別体系とする。
a. 執行役の報酬体系
執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。
具体的には、以下のとおりとする。
（1）固定報酬
役位および職務内容に応じ決定する。
（2）業績連動報酬（単年度）
役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。
全社業績連動指標は、前年度のEV事業収益の達成率（経営計画との対比）とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90％～120％とする。
業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5％（業績連動指標100％達成の場合）とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70％、部門評価対象が30％とする。
（3）業績連動報酬（中長期）
執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの倍率をベースに業績連動報酬を支給することができる。
なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。
（注）執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。
b. 取締役の報酬体系
取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。

3. 報酬の水準
同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等を入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。

【固定報酬と業績連動報酬（単年度）の支給割合】

取締役（執行役を兼務する者は除く）	固定報酬：100％
執行役	固定報酬：72.5％、業績連動報酬：27.5％

【業績連動報酬に係る指標】

全社業績連動指標		ＥＶ事業収益の経営計画に対する達成率
部門評価	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率
	上記以外の執行役	所管する部門のＫＰＩ等の達成状況に基づく総合評価

【当該指標を選択した理由】

ＥＶ事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のＥＶの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

【業績連動報酬の額の決定方法】
役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

【役職ごとの報酬の決定に関する方針】

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100％適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70％、部門評価を30％適用

b．報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

（単位：百万円）

区　分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬等の合計
取締役	7	154	－	154
執行役	14	512	264	777
合　計	21	666	264	931

（注）報酬等の総額が1億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】
2022年度の業績連動報酬は、各指標の2021年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

（単位：億円）

指　標	目　標	実　績
ＥＶ事業収益	2,072	3,288
新契約価値（リテール部門）	1,683	1,977
新契約価値（代理店部門）	381	225

c．報酬等の決定過程

【報酬等の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名　称	権限の内容
報酬委員会	・「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2022年6月21日	報酬委員会にて「退任執行役の報酬」を決議。「2022年度執行役の報酬」を審議。「2022年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2022年7月5日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2022年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2022年8月5日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2022年11月17日	報酬委員会に「2022年度経営者報酬調査」、「金融業界各社の業績連動指標への非財務指標導入状況」を報告。
2022年12月20日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2023年2月9日	報酬委員会にて「昇任、新任執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。「業績連動指標への非財務指標導入に関する諸報告」を報告。
2023年3月1日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3)責任限定契約・補償契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
山下　　徹 釜　　和明 森　　公高 片山　登志子 山本　謙三 白河　桃子	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

※補償契約について、該当事項はありません。

(4)役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社のすべての取締役 および執行役	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、「第三者訴訟」および「社員代表訴訟」の場合に、「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

3．社外役員に関する事項

(1)社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
片山　登志子	片山・平泉法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉法律事務所の間に特別な関係はありません。
山本　謙三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
山下　　徹	株式会社博報堂ＤＹホールディングス 社外取締役 当社は、株式会社博報堂ＤＹホールディングスと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
釜　　和明	第一三共株式会社 社外取締役 当社は、第一三共株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 株式会社東京証券取引所 社外監査役 当社は、株式会社東京証券取引所と保険の取引があります。
森　　公高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片山登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。

山本　謙三	株式会社ブリヂストン 社外取締役 当社は、株式会社ブリヂストンと保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、同社と代理店契約を締結しております。
白河　桃子	株式会社サンワカンパニー 社外取締役 当社と株式会社サンワカンパニーの間に特別な関係はありません。 株式会社ジョイフル本田 社外取締役 当社は、株式会社ジョイフル本田の株式を保有しております。 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 当社と大和アセットマネジメント株式会社の間に特別な関係はありません。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

（2）社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会および 各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
山下　徹	2015年7月2日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 指名委員会10回開催、 うち10回出席 報酬委員会5回開催、 うち5回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
釜　和明	2016年7月5日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査委員会15回開催、 うち15回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
森　公高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査委員会15回開催、 うち15回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
片山　登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 指名委員会2回開催、 うち2回出席 監査委員会11回開催、 うち11回出席 報酬委員会1回開催、 うち1回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・監査委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、各委員会の委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
山本　謙三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、 うち12回出席 指名委員会10回開催、 うち10回出席 報酬委員会5回開催、 うち5回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
白河　桃子	2022年7月5日就任	取締役会10回開催、 うち10回出席 指名委員会8回開催、 うち8回出席 報酬委員会4回開催、 うち4回出席	ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

（注）1. 片山登志子については、当事業年度に開催された指名委員会および報酬委員会のうち、指名委員および報酬委員であった期間に開催された指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。また、2022年7月5日の監査委員就任以降、当事業年度に開催された監査委員会への出席状況を記載しております。
2. 白河桃子については、2022年7月5日の取締役、指名委員および報酬委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会、指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。

（3）社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	103	－

4．基金に関する事項

該当事項はありません。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 羽太　典明 指定有限責任社員 辰巳　幸久 指定有限責任社員 中山　卓弥	212※ ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。 また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である「団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務（ＰＢＯ）計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の保証業務」等についての対価を支払っております。

（注）当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は304百万円です。

（2）責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1．監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。

2．監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。

3．監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ．当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6．業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等に則り、当社および子会社等（以下、「グループ」という）における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホの規定に基づき取締役会が「内部統制基本方針」を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、内部統制基本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1．監査委員会の職務の執行のための体制

①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

a．監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。

b．監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。

c．監査委員会事務局に関する次の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。

（1）定員および予算

（2）所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

・監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。
・監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

②監査委員会への報告に関する体制

a．次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。

（1）重要な会議への監査委員の出席

（2）グループ各社の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告

b．前記aの方法により監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。

（1）担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項

（2）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（子会社等における事実を含む）

（3）法令または定款に違反する重大な事実（子会社等における事実を含む）

（4）内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）

（5）内部監査の実施状況およびその結果（子会社等を対象とするものを含む）

（6）その他監査委員会が報告を求める事項

c．前記bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

・常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
・各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
・担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
・監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

・出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．監査委員会には常勤の監査委員を置く。常勤の監査委員は原則として社内取締役とする。
b．内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
c．監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、各執行役等から独立して当該指示に従い、必要な対応を講じる。
d．監査委員会は、監査職務を遂行するために必要があるときは、監査委員会事務局所属の職員を子会社の監査役として派遣する。
e．前３項および前記ａからｄまでの定め、ならびに「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通および情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

・監査委員会に社内取締役である常勤監査委員１名を置いている。
・内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
・内部監査部は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
・監査委員会事務局所属の職員を非常勤監査役として子会社２社に派遣している。
・2022年度において、監査委員会と代表執行役社長および各執行役が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

２．業務の適正を確保するための体制

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a．法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」および保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」に基づき、次のとおり法令等遵守を徹底する。
（１）コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
（２）内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
（３）コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
b．執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
c．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。
d．「情報開示規程」に基づき、企業情報を適時、適切に開示することで、経営の健全性および透明性の向上を図る。
e．保険契約上の責務を確実に履行するため、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、適切に財務の健全性・保険計理管理を行い、財務の健全性の確保を図る。
f．「財務報告に係る内部統制の評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、改善に努めることで、財務報告の信頼性を確保する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

・コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。
・通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。
・コンプライアンス統括部担当執行役は年１回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
・指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。
・反社会的勢力による関与またはそのおそれが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。
・各組織は「情報開示規程」に定める情報に該当する可能性がある情報の存在を知った場合、調査広報部に連絡を行ったうえで、情報開示の要否ならびに開示する情報の範囲および内容について、情報の種類および重要度に応じて、職務権限規程に基づいて決定を行っている。
・主計部は、「財務の健全性・保険計理管理方針」およびその下位規定に基づき、次の３つの事項に関する管理を実施している。
①責任準備金等の適切な積立て
②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定
③法令等で求められている経営分析や区分経理等の適切な実施
・主計部担当執行役は、四半期に１回財務の健全性・保険計理管理の状況を取締役会へ報告している。
・内部監査部は、金融商品取引法第24条の４の４および第193条の２等に準じて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価している。また、有効性を評価した上で内部統制報告書を作成し、保険契約者等に開示するとともに、監査法人による監査を受けている。
・このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。

	2022年度における主な取組み
法令等遵守体制 保険募集管理体制	法令等遵守体制 ・プリンシプルベースの運営において、各支社での教育・指導等の運営・取組み状況を確認し、一層の浸透を図り、リスクベースの運営において、重大事故未然防止のための予兆把握・営業職員等のコンプライアンス教育に取り組んだ。 ・当社および子会社における税務管理体制のさらなる充実につなげることを目的として、税務に関する基本方針・行動規範である「住友生命グループ税務ポリシー」を制定した。 保険募集管理体制 ・不祥事件等防止に向けて、コンプライアンス教育およびＡＩを活用したモニタリング・予兆把握等を実施した。 ・支社・本社部門間の連携および支社サポートの強化によりコンプライアンス指導・管理の実効性を高めた。 ・代理店部門とコンプライアンス統括部の連携を強化し、モニタリングの実効性を高めた。 ・損保に係る不祥事件が前年比大幅に増加しており、三井住友海上社と連携した「損保クオリティ向上運営」を継続実施するとともに、コンプライアンス統括部との連携を強化し再発防止に向けた指導・教育の実効性を高めた。
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策	・疑わしい取引、利益相反、法人関係情報の管理、ＦＡＴＣＡ（注）報告・モニタリングについて、引き続き適切に実施した。 （注）FATCAとは外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）の略で、米国以外の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するために制定された米国連邦法。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	職場環境コンプライアンス ・定期的に社外からのセクシャル・ハラスメントを含む事例の共有等を通じた注意喚起および動画教材等を通じた教育を行った。 内部通報制度 ・改正公益通報者保護法および指針の公表内容を踏まえて規定を改正の上、各組織の「業務従事者」に対する指導を徹底した。 ・内部通報の状況を踏まえ、管理職を対象に職場環境向上に向けた資料の提供および研修の実施を行ったほか、「理想の職場づくり」に向けた取組みに係るトップメッセージを発信した。
情報開示	・統合報告書について、価値創造ストーリーを分かり易く示す特集を掲載し、気候変動を含むサステナビリティに関する情報を充実させるとともに、新しく人的資本の項目を設けて各指標について開示を行った。 ・読み手として想定するステークホルダーへの発信と対話に活用するため、統合報告書と整合的かつ補完的な形で、サステナビリティレポート、責任投資活動報告書、消費者志向コミュニケーションブックを発刊した。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

・「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。
・規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。
・このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。

	2022年度における主な取組み
適切かつ効率的な情報保存・管理	・紙利用ガイドラインの周知を行うとともに、新東京本社への移転に伴い、書類の削減、既存書類の電子化を推進し、新東京本社の格納保存量を築地本社比で8割以上削減した。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」およびリスクの種類に応じて定める各リスク管理方針に基づき、次のとおりリスク管理を行う。

（１）リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。

（２）リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

ｂ．通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（ＢＣＰ）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

・リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。
・保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク・オペレーショナルリスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。
・リスク管理統括部担当執行役は年２回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
・危機発生時の具体的対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、体制の維持・向上に努めている。
・このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。

	2022年度における主な取組み
統合的リスク管理	・「統合的リスク管理規程」に定める具体的なリスク管理手法等に沿って、様々なリスクを全社的な観点から統合的に評価し経済価値ベースで自己資本等と比較するなど、リスク状況を適時適切にモニタリングしており、それらの状況を取締役会等に報告した。 ・当社に極めて大きな影響を及ぼす可能性のある事象である重要なリスクについて、新型コロナウイルス感染症に加え、米国のインフレ・利上げやウクライナ・台湾を巡る情勢等、足もとの国内外の情勢による影響も含めて、定期的に状況や影響を評価・モニタリングしており、それらの状況を取締役会等に報告した。 ・2022年6月に金融庁より公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」を踏まえ、内部管理で使用するＥＳＲ（注１）の見直しを行った。 ・統合的リスク管理等の取組状況は、ＯＲＳＡ（注２）レポートとして体系的に取りまとめ、統合的リスク管理の高度化等に活用している。 （注１）Economic Solvency Ratioの略。 （注２）Own Risk and Solvency Assessmentの略。
サイバーセキュリティ対策	・「検知・対応・復旧」の強化を目的に、ツールを用いた脆弱性調査の高頻度化・自動化、リスクの高いクラウドサービス利用の検知、テレワークの拡大を踏まえた端末への高度なサイバー攻撃検知ソフトの導入等によるセキュリティ強化を実施した。 ・サイバーセキュリティ専門人材の育成・増員に向けた研修・訓練等の実施、経営向けレポートの強化、サイバー攻撃対応演習への参加等を通じて態勢を強化した。
危機管理体制・業務継続計画	・2023年1月以降、新東京本社への移転を円滑に遂行し、移転後の危機管理体制および業務継続計画の策定、大規模災害等対策マニュアルの見直しを行うとともに、内容について東京本社ビルオフィスマニュアルに反映し、全社への共有を行った。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。

ｂ．経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振返りを行い必要な改善を図る。

ｃ．ＩＴガバナンス管理体制についての基本的な事項を定めた「ＩＴガバナンス管理方針」に基づき、ＩＴ戦略の適正な策定および実行を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

・「組織規程」に定める組織・事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、「職務権限規程」等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。
・１事業年度を遂行期間とする年間経営計画および３事業年度を遂行期間とする中期経営計画を取締役会が策定するとともに、取締役会において年２回の振返りを実施している。
・「ＩＴガバナンス管理方針」およびその下位規定ならびに経営計画を踏まえて、中期システム化計画を取締役会が策定するとともに、その遂行状況について単年度ごとに取締役会に報告している。
・ＩＴ戦略委員会において、ＩＴ戦略およびＩＴ投資に係る重要事項の部門横断的な審議を行っている。
・このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。

	2022年度における主な取組み
ガバナンス体制	・取締役会における実効的な審議や議論の充実に向けて、適切な資料作成および説明を実施した。 ・社外取締役経営協議会等の実施を通じて、重要な経営課題に関する議論の充実および社外取締役と経営陣の意見交換の充実を図った。
経営計画	・「スミセイ中期経営計画2022」の遂行状況や外部環境を踏まえ、2030年のありたい姿とそれに向けた戦略を示す「住友生命グループVision2030」ならびに「スミセイ中期経営計画2025」および「2023年度経営計画」を策定した。 ・上記計画の策定にあたっては、2度に亘る社外取締役経営協議会および審議員会において、社外有識者から意見を収集した。
収益管理	・連結財務諸表の適切性を確保するため、財務諸表数値等について、連結対象子会社等とのメール・Web会議による定期的な情報連携を実施した。 ・投資案件に関するコスト対効果の事前検証、モニタリング、事後評価を実施し、既存経費の支出抑制等に向けて継続して取り組んだ。 ・システム投資については、第三者評価を継続実施し、投資コストの最適化・ガバナンスの強化のさらなる推進を図った。 ・2025年に導入が検討されている経済価値ベースの資本規制について、導入を見据えた体制の検討、フィールドテスト等を通じた分析を進めるなど、新たな資本規制を巡る議論の動向や国際会計基準の動向等を踏まえた対応を行った。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．当社は、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」に基づき、次の各体制について、グループとしての管理体制を構築する。

（１）法令等遵守体制

（２）保険数理管理体制

（３）リスク管理体制

（４）外部委託体制

（５）内部監査体制

ｂ．「グループ経営管理基本方針」、「子会社等経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、次の事項を含む子会社等の経営管理を行う。

（１）子会社等の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告

（２）子会社におけるリスク管理に関する規程の整備および子会社等リスク管理計画の策定・定期的な振返り

（３）子会社等経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振返り

（４）子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振返り

ｃ．必要に応じて当社の役職員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

・各体制における経営管理の基本的な考え方や管理手法等、グループ各社が認識しておくべき事項を定めたグループ法令等遵守方針、グループ保険数理方針、グループリスク管理方針、グループ外部委託管理方針、グループ内部監査方針を策定し、各社に周知している。
・グループ経営管理部門において、子会社等や子会社等経営管理部門とも連携の上、チェックシートを用いた子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認等の具体的な管理手法や取締役会等への報告体制を構築し、2022年度からグループベースの経営管理を実施している。
・事業企画部等の担当執行役は、海外子会社等およびマルチチャネル戦略に関わる国内子会社等の経営状況について年２回、それ以外の子会社等の経営状況について年１回、取締役会へ報告している。
・国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する規程に基づき、リスク管理やコンプライアンスに関する計画の策定を求め、その振返り結果について定期的に報告を受けている。

・取締役会において「子会社等経営管理計画」を策定し、年１回の振返りを実施している。また、「子会社等経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
・国内外の子会社に対しては取締役会の議決権の過半数を占める取締役、国内外の関連法人に対して取締役をそれぞれ派遣するとともに、各子会社等の機関設計や当社の出資比率等に応じて監査役を派遣しており、これらの監査役または取締役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。
・このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。

	2022年度における主な取組み
グループガバナンスに関する内部統制システム高度化の検討	・「グループ経営管理基本方針」および法令等遵守、保険数理、リスク管理、外部委託管理、内部監査の各体制におけるグループベースの管理方針に基づき、子会社等から報告を受け、各社の経営管理体制の整備・運用状況について確認を行い、取締役会等に報告した。 ・グループ法令等遵守体制について、グループ法令等遵守方針に定める「グループ各社が則るべき事項」「推進する法令等遵守事項」の体制面の状況を確認し、適切な対応が実施されており、体制面に特段の問題はないこと、およびグループ全体に影響をおよぼすような法令等遵守上の問題は発生していないことを確認した。 ・グループ保険数理管理体制について、所管部署内にグループ全体の保険数理事項の適切性確保の状況を把握・評価する機能を設置した上で、グループ全体の保険数理に関する体制整備・運用状況の把握・評価を実施し、特段の問題がないことを確認した。 ・グループリスク管理体制について、グループ各社の統合的リスク管理体制の整備・運用状況について把握・評価を実施し、特段の問題がないことを確認した。 ・グループ外部委託体制について、グループ各社の外部委託管理体制の整備・運用状況の把握・評価を実施し、特段の問題がないことを確認した。 ・グループ内部監査体制について、内部監査部門を有する子会社の内部監査体制が、各社の規模や業務特性に応じて適切に整備されていることを確認した。また、グループベースで内部監査計画を策定し、当社および子会社内部監査部門が実施した内部監査結果を併せて取締役会等に報告した。 ・ＩＡＩＧ（注１）に対するコムフレーム（注２）要件と当社体制のギャップについて、優先順位をつけて順次、追加的な体制整備等の検討を進めた。 （注１）Internationally Active Insurance Groupの略。 （注２）国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組みのこと。
子会社等 海外子会社等	子会社等 ・子会社等の経営状況等に関する当社への適時適切なレポーティングを徹底するとともに、国内子会社における重要事項の事前協議・報告等を通じて必要な指導を実施した。 ・国内子会社等における「住友生命グループ行動規範」の浸透・実践に向けた取組みを促すとともに、SDGs達成に向けたGHG排出量削減目標への対応等の取組みおよび「住友生命グループ人権方針」に基づく取組み等、グループベースでのサステナビリティの取組みを推進した。 海外子会社等 ・各社の取締役会等を通じて「経営上の重要事項」や「重要な業務執行」のコントロールを行った。 ・部門別会議等を適宜実施し、派遣取締役やチェックシートを通じた情報収集に努めた。また、各社が策定した各種計画等に対するモニタリングを通じて、その時々の経営状況を正確に把握し、取締役会等に報告した。 ・長期化する新型コロナウイルス感染症等による各社の経営への影響をきめ細かくモニタリングし、必要に応じた対応策の実施をサポートした。

⑥お客さま本位の業務運営を実現するための体制

お客さま本位の業務運営に関する各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「お客さま本位の業務運営を実現するための体制」の運用状況の概要

・「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。
・お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。
・「ＣＸ戦略会議」を設置し「ＣＸ取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。
・このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。

	2022年度における主な取組み
お客さま本位の業務運営	・行動規範実践テーマを＜「心理的安全性」を確保し「対話」と「行動」できる組織・チームづくり＞に設定し、各部門での取組支援を実施するとともに、各部の運営の中に意識して「対話と行動」の場面を採り入れるなど、部門横断的・全社一体的な運営を推進した。 ・行動規範を軸とするより良い企業文化・組織風土の醸成に向け、企業文化ＰＴにおいて、各種アンケートを活用して職員の声を総合的に収集し現状を把握した上で、企業理念を企業文化として体現するための今後の方向性を策定した。 ・収集したお客さまの声を、関連部門の視点も踏まえて分析および課題整理を行うとともに、「感謝の声」や苦情に基づく改善事例について、全社で事例共有を図る体制を構築している。
保険契約管理 保険金等支払管理	・新型コロナウイルス感染拡大等により給付金請求やコールセンター受電が増加したが、人員増強やシステム対応による効率化等を実施し、全般として安定的に事務を遂行した。 ・デジタル手続きの活用促進に向けて「サービス部門デジタル運営」の取組みを推進した。保全の電子化活用率は着実に向上しているものの、さらなる活用推進を図る方針としている。 ・事務効率化に向け、ハンド事務機械化・RPA（注1）化を進めるとともに、社外ベンダーや関係部門と連携しつつ、お客さまサービスの向上や業務効率化等に資する新技術・新サービスの研究やPoC（注2）を継続推進した。 （注1）Robotic Process Automationの略で、人がパソコン上で日常的に行っている事務作業を自動化すること。 （注2）Proof of Conceptの略で、新しいアイデア、技術、コンセプト等の実現可能性やそれによって得られる効果などについて検証すること。
顧客サポート等管理	・毎月開催している苦情対応事例の共有を目的とする勉強会において、少人数で双方向のコミュニケーションをとる運営を開始し、苦情解決プロセスの共有、将来的な苦情対応を見据えた改善点模索、新たな視点の共有の実効性を高める体制を構築した。 ・本社担当者が直接折衝を行う本社直接折衝体制を通じ、苦情の内容や状況に応じて専門的な見地から迅速・柔軟に対応を行う運営を継続実施した。 ・募集代理店との苦情意見交換会に、苦情管理部門が参加し苦情事例を共有する運営を継続実施した。
顧客情報管理	・改正個人情報保護法の周知徹底と実務への影響の注意喚起を実施した。 ・DX推進・データ利活用に際しての積極的なリーガルサポート、およびリスクベースの考えに基づくデジタルツール利用状況のモニタリングを実施した。 ・情報漏えい事故の未然防止に向けた人財共育を実施するとともに、リスクベースの考えに基づく個別指導・個別支援を実施した。
外部委託管理	・重要な委託の定義を明確化し、該当する場合は各部にて委託契約に沿ったサービスが行われない場合におけるコンティンジェンシープランを策定した。 ・外部委託先に交付する「取引活動におけるガイドライン」を制定し、ガイドラインに沿った取組みを確認する人権デュー・ディリジェンスの運営を開始した。
利益相反管理	・「責任投資に関する基本方針（旧：スチュワードシップ活動の基本的考え方）」「議決権行使ガイドラインとその背景となる考え方」「議決権行使結果」をホームページで公表、適宜の情報更新を行った。 ・株主としての議決権行使に関して、利益相反が生じる可能性がある議案につき、「利益相反管理方針」、「責任投資規程」等に則り責任投資委員会において議決権行使に係る審議を実施した。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。

ａ．内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。

ｂ．内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

・内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役職員に職務遂行上、必要な全ての役職員・資料へのアクセス権を付与している。
・取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。
・内部監査部の担当執行役は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。
・また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席する等、その強化を図っている。
　・「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意
　・監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告　　等
・このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。

	2022年度における主な取組み
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	・「内部監査人協会（注）」が定める内部監査の国際基準に基づく定期的自己評価を実施し、当社の内部監査態勢、取組みが国際基準に適合していることを確認した（国際基準では5年に１度の外部評価と定期的な自己評価を求めている）。 ・内部監査の国際資格である「公認内部監査人（ＣＩＡ）」の資格取得を推奨し、2022年度の新規取得者は5名で、取得者数（24名）は2022年度末在籍比目標25％以上に対し36.4％と目標を達成した。 ・2021年度に引き続き、テーマ監査主体の内部監査へとシフトを図り、よりリスクの高い領域に重点的に監査資源を配分し、12個のテーマ監査を実施した。 ・支社等監査の総合評定において、従来の評点計上による評定(準拠性検証評定)に加え、態勢検証評定を新たに導入した。 （注）「内部監査人協会（ＩＩＡ）」は米国に本部を置き、内部監査に関する国際基準等の策定や専門資格の認定を通じ、国際的に指導的役割を担っている。

7．その他

＜相互会社制度運営に関する事項＞

1．2022年8月2日、総代候補者選考委員会が開催され、2023年総代改選についての候補者91名が決定されました。これに基づき2022年10月から11月にかけて全社員による信任投票を実施し、その結果、総代候補者全員が2023年4月1日をもって総代に就任することが確定しました。
2．当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
　ａ．2022年5月23日、審議員会を開催し、2021年度決算案および事業概況等について報告しました。
　ｂ．2022年11月21日、審議員会を開催し、2022年度上半期事業概況、次期中期経営計画および「住友生命グループVision2030」等について報告しました。
3．当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,697名のご契約者に出席いただきました。
4．当年度末現在の社員数は6,794,814名、総代数は177名です。

＜商品に関する事項＞

2023年3月23日、「継続入院収入サポート特約」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
・継続して14日入院した場合に、3か月程度の収入保障見合いの一時金として継続入院給付金をお支払いします。
・2回目以後の継続入院給付金は、前回の継続入院給付金のお支払理由に該当した入院期間の初日から起算して3か月を経過した日以降に継続して14日入院したときにお支払いします（支払限度は20回）。

＜社会・文化貢献活動に関する事項＞

中期経営計画に掲げる「社会に『なくてはならない』保険会社」を目指し、ＳＤＧｓ達成に資する社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。

1．ＣＳＶプロジェクトにおける「社会全体への健康増進の働きかけ」として、2017年から実施している親子で一緒にスポーツを行うスミセイ“Vitality Action”を開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等を実施しました。その他、乳がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援や、使用済み切手を回収のうえ、リサイクル業者を通じて換金し、公益財団法人日本対がん協会の乳がんをなくす「ほほえみ基金」に寄付する活動等を行いました。
2．子育て支援事業として、16回目となる「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施するとともに、全国の学童保育等の運営を支援する「スミセイアフタースクールプロジェクト」を全国48団体で実施しました。また、子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」を実施し、お渡しした画用紙枚数、応募作品数等に応じた金額を公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付しました。
3．地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、本社・東京本社ビル内におけるレジ袋の提供廃止やプラスチックストローの使用中止を通じて、プラスチックごみの削減に取り組みました。また、2022年度は職員のボランティア活動においてもＧＨＧ排出量削減に貢献する活動を重点項目として取り組みました。なお、カーボンニュートラル社会の実現に貢献するため、2023年3月に、住友生命グループが排出するＧＨＧ排出量の2050年ネットゼロを目指すことを決定するとともに、2030年のグループ削減目標の設定ならびに住友生命単体の削減目標の見直しを行いました。
4．当社の社会貢献活動のベースとなる取組みとして、職員が各地でボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を1992年から実施しております。コロナ禍の取組みとして、自宅で作成したグリーティングカード等を寄付する「おうちヒューマニー」等、「時間・場所にとらわれない活動」を推進し、多くの職員が活動を行いました。また、全社の各推進担当者を対象として、ＳＤＧｓ達成への貢献の必要性について学ぶとともに、社会貢献活動について意見交換を行う勉強会をオンラインで実施しました。その他、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し、番組公式サイトからのオンライン募金を推進しました。
5．東海テレビ放送株式会社が主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命Vitalityレディス東海クラシック」に特別協賛し、開催地である愛知県美浜町をはじめとした地域社会の活性化を支援するとともに、ゴルフを通じた社会貢献活動として、美浜町の小学生が選手の似顔絵を描いて選手を応援する「チアリングアート」を開催し、作品（似顔絵）を大会会場に飾るとともに、当社公式ホームページに掲載しました。また、大会会場での展示後は、美浜町の総合体育館で引き続き展示し、作品数に応じて美浜町に支援金を寄付しました。他にも、子どもたちの未来や地球環境保護のために、「西村優菜 Birdie Donation for Future Supported by 住友生命」で積み立てたポイントに応じた寄付および贈呈式を開催しました。2022年9月の大会会場では、美浜町長および美浜町の子どもたちを招待し、スナッグゴルフセットの寄贈式を開催し、2023年3月には東京本社にて、公益財団法人日本環境協会を招待し、その取組み事業である「こどもエコクラブ」への寄付贈呈式を開催する等、ゴルフを通じた社会貢献活動を進化させました。
6．毎週土曜日の朝行われるコミュニティイベントであるparkrunは、どなたでも参加費無料でウォーキング、ジョギング、ランニングを楽しんでいただけるほか、ボランティアとして参加することもできます。当社は、日本における唯一のオフィシャルスポンサーとして、年齢や性別、運動能力にかかわらず、幅広い方々の心身の健康増進に向けた取組みをサポートしております。
7．当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額6億9910万4650円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に8037万2013円、子育て支援・次世代応援事業に1億2955万9758円、地球環境保全事業に1000万円、地域社会関連事業に439万5154円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に377万7725円です。

◆社員配当の状況

社員配当金について

ご契約者さまへの社員配当金については、単年度および将来の収益状況や内部留保の水準等を踏まえ安定的に還元を行うこと、内部留保によるリスク対応力強化とご契約者さまへの還元の充実についてのバランスをとること等を基本的な考え方としています。この考え方に基づき、2022年度決算に基づく社員配当率は次のとおりとしています。

個人保険、個人年金保険　配当率は据置きとしました。

団体保険　配当率は据置きとしました。

団体年金保険

＜新企業年金保険、厚生年金基金保険(02)及び確定給付企業年金保険(02)等＞

配当率は、予定利率0.75％又は1.25％(解約控除あり)に対する責任準備金に対して0.00％としました。

＜拠出型企業年金保険(02)＞

配当率は、予定利率1.25％に対する責任準備金に対して0.00％としました。

(注)新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

社員配当金支払の状況

(単位：百万円、%)

社員配当金	2021年度		2022年度	
	金額	増加率	金額	増加率
	56,141	10.5	58,895	4.9

配当還元割合の状況

$$\text{配当還元割合} = \frac{\text{配当準備金繰入額 [570億円]}}{\text{配当準備金繰入額} + \text{危険準備金等への繰入額 [398億円]}^{(注)}} = 59\%$$

(注) 危険準備金、価格変動準備金、価格変動積立金、基金償却積立金への繰入額(税効果相当額を含む)。ただし、一時的な損益として、金利リスクコントロールに伴い生じた有価証券売却益およびマーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額を除く調整を行っております。

配当金のしくみ

ご契約者さまからお払込みいただく保険料は、予定した基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率)に基づき計算しております。

生命保険の配当金は、毎年度の決算において予定と実績との間に剰余が生じたとき、ご契約の種類・金額・経過期間などに応じて、ご契約者さまにお返しするものです。

したがって、決算状況によって変動(増減)いたします。

配当金のしくみについて、予定利率を例にご説明いたします。

保険料は、あらかじめ見込まれる運用益(予定利率部分)を差し引いて計算しており、その分が将来の保険金などのお支払いのために必要な金額に対し割安になっております。

そして、この見込まれる運用益よりも運用の実績が上回ったときに配当金をお支払いいたします。…【右図ケース1】

一方で運用の実績が下回ったときには、配当金をお支払いすることができません。ただし、この見込まれる運用益については当社が保証しておりますので、将来の保険金などのお支払いには影響ございません。…【右図ケース2】

配当金のしくみのイメージ
(予定利率部分のみの例)

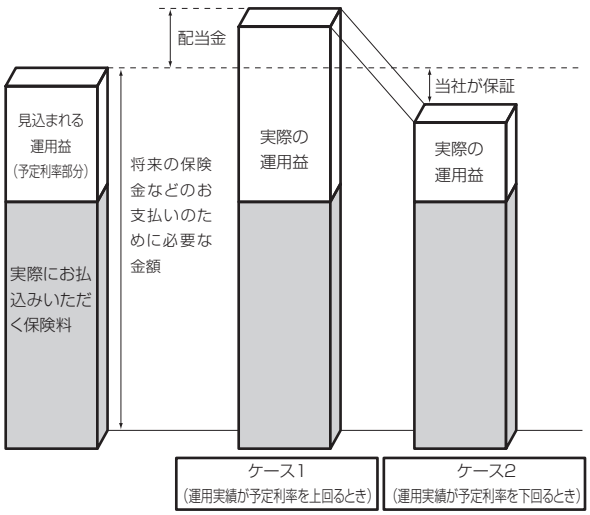

(注)資産運用環境の変化等の影響により、配当金は変動(増減)いたします。

2022年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉

3年ごと配当タイプ［販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック］

配当金　（=①+②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします）

①利差益配当

2022年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額（＊）

(例示)2002年度契約、2005年度契約、2008年度契約及び2011年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2020年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2021年度	1.60%		△0.05%
2022年度	1.60%		△0.05%

(例示)2014年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2020年度	1.60%	1.25%	0.35%
2021年度	1.60%		0.35%
2022年度	1.60%		0.35%

(例示)2017年度契約及び2020年度契約(予定利率0.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2020年度	1.20%	0.65%	0.55%
2021年度	1.20%		0.55%
2022年度	1.20%		0.55%

(＊)主契約(保険ファンド)部分の責任準備金は含みません。

②長期継続配当

定期保険特約等　据置き

契約後経過6年以降(＊)の3年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)男性の場合

保険種類			契約時の年齢 30歳	契約時の年齢 50歳
定期保険特約	2007年4月2日以降契約	6年経過時	8.00%	20.00%
		9年経過時	16.00%	40.00%
		12年経過時	8.00%	20.00%
		15年経過時	12.00%	30.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	21.00%	46.50%
新介護収入保障特約	2013年4月2日以降契約	9年経過時	16.00%	32.00%
	2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	12年経過時	12.00%	20.00%
		15年経過時	18.00%	30.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	27.00%	46.50%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月2日以降契約	9年経過時	8.00%	16.00%
		12年経過時	4.00%	8.00%
		15年経過時	6.00%	12.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	10.50%	20.25%
生活障害収入保障特約		6年経過時	11.00%	4.00%
特定重度生活習慣病保障特約		6年経過時	12.00%	21.00%

(＊)更新後の場合を含みません。

災害・疾病関係特約　据置き

災害・疾病関係特約の一部については、契約後経過6年以降(＊)の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)日額1,000円あたり　30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	399円	567円
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	399円	567円
疾病医療特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	441円	0円
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	0円	0円
総合医療特約		6年経過時	1,726円	420円
		9年経過時	1,526円	560円
		12年経過時	840円	196円

(例示)保険料(年換算)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	6年経過時	186.30%	186.30%
	2018年8月1日以前契約	6年経過時	112.50%	112.50%
		9年経過時	112.50%	112.50%
		12年経過時	75.00%	75.00%

(＊) 更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

5年ごと利差配当タイプ

配当金　（=①+②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします）

①利差益配当

2022年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

(例示)1998年度契約(予定利率2.90%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2018年度	1.15%	2.90%	△1.75%
2019年度	1.15%		△1.75%
2020年度	1.15%		△1.75%
2021年度	1.15%		△1.75%
2022年度	1.15%		△1.75%

(例示)2003年度契約及び2008年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2018年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2019年度	1.60%		△0.05%
2020年度	1.60%		△0.05%
2021年度	1.60%		△0.05%
2022年度	1.60%		△0.05%

(例示)2013年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2018年度	1.60%	1.25%	0.35%
2019年度	1.60%		0.35%
2020年度	1.60%		0.35%
2021年度	1.60%		0.35%
2022年度	1.60%		0.35%

(例示)2018年度契約(予定利率0.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2018年度	1.20%	0.65%	0.55%
2019年度	1.20%		0.55%
2020年度	1.20%		0.55%
2021年度	1.20%		0.55%
2022年度	1.20%		0.55%

ただし、下記の契約については、次のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
一時払養老保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
一時払個人年金保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%

②長期継続配当

定期保険特約等　据置き

契約後経過10年以降(＊)の5年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)男性の場合

保険種類			契約時の年齢 30歳	契約時の年齢 50歳
定期保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	24.00%	60.00%
		15年経過時	20.00%	50.00%
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	57.50%	77.50%
新介護収入保障特約	2013年4月2日以降契約	10年経過時	24.00%	48.00%
	2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	15年経過時	30.00%	50.00%
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	62.50%	67.50%
特定疾病保障定期保険(特約) 重度慢性疾患保障保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	12.00%	24.00%
		15年経過時	10.00%	20.00%
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	28.75%	33.75%
生活障害収入保障特約		10年経過時	55.00%	20.00%
特定重度生活習慣病保障特約		10年経過時	60.00%	105.00%

(＊)更新後の場合を含みません。

災害・疾病関係特約等　据置き

災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過10年以降(＊)の5年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)日額1,000円あたり　30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	665円	945円
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	700円	840円
疾病医療特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	735円	0円
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	0円	0円
総合医療特約		10年経過時	2,394円	980円

(例示)保険料(年換算)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	10年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	10年経過時	186.30%	186.30%
	2018年8月1日以前契約	10年経過時	112.50%	112.50%

(＊) 更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

毎年配当タイプ

配当金　（=①+②+③+④、この額がマイナスとなる場合はゼロとします）

①利差益配当　据置き

責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額

対　象	利差益配当率	例　示
予定利率1%未満の契約	1.20%一予定利率	予定利率0.55%の契約…　0.65%
予定利率1%以上2%以下の契約	1.60%一予定利率	予定利率1.50%の契約…　0.10%
予定利率2%超の契約	1.15%一予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.85%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず次のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
1995年9月1日以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%
1998年7月2日以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%

（変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円）

②死差益配当　据置き

（例示）　1985年4月2日以降1990年4月1日以前の終身保険
男性、50歳、危険保険金 100万円につき1,570円

③災害・疾病特約配当　据置き

（例示）　40歳、男性の場合

保険種類		入院給付日額1,000円につき
新疾病医療特約(87)（本人型）		580円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	170円
	2018年8月1日以前契約	340円

保険種類		1件あたり
新先進医療特約(*)	2021年4月2日以降契約	0円
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	1,476円
	2018年8月1日以前契約	540円

(*) 費差益配当の額を含みます。

④費差益配当　据置き

（例示）　保険料払込中の契約について
<配当回数2回目以降>
（1）基本部分
1990年4月2日以降 1993年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき250円
<配当回数4回目以降>

保険金額に応じた上乗せ		保険金額100万円につき
(2)	総保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合	50円
	総保険金額が5000万円以上の場合	100円
(3)	配当回数5回目毎（配当回数5回目、10回目、15回目…）に総保険金額が2000万円を超える部分	300円

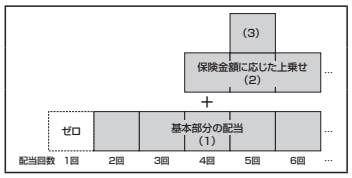

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険
（生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、(生活)収入保障年金年額150万円
特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額1万円
入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
3年ごと配当タイプ			
2017年度（6年）	153,864円	(27,265) 27,265円	20,328,000円

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険(*1)
（新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約）(*2)）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
総合医療特約(*3) 日額1万円、入院保障充実特約(09)(*4) 給付金額10万円
新先進医療特約(*5)

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
3年ごと配当タイプ			
2014年度（9年）	160,740円	(33,487) 33,487円	25,053,600円
2011年度（12年）	247,188(*6)	(395)　395	23,522,400
2008年度（15年）	202,908(*6)	(31,523) 31,523	22,519,200
2005年度（18年）	206,340(*6)	(54,092) 54,092	22,519,200

(*1) 2005年度契約は最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険とします。
(*2) 2011年度契約は新介護収入保障特約（10回タイプ）付加契約とします。
(*3) 2005年度契約および2008年度契約は災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約付加契約とします。
(*4) 2005年度契約および2008年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は3千円とします。
(*5) 新先進医療特約付加契約は2011年度契約および2014年度契約とします。
(*6) 保険料は45歳時に災害・疾病関係特約を更新した後の金額です。

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険
（新介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約）

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額2,500万円
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
3年ごと配当タイプ			
2014年度（9年）	220,080円	(46,010) 46,010円	15,000,000円

<例4> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(*)（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
1996年度（27年）	358,296円	(49,278) 49,278円	20,000,000円

(*) 保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例5> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度(経過年数)	保険料(*1)（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金(*2)］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
1993年度（30年）	259,800円	(117,514) 117,514円	20,000,000円

(*1) 保険料は55歳時に更新した後の金額です。
(*2) 定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例6> 定期保険（10年更新型）

45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度(経過年数)	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
5年ごと利差配当タイプ			
2013年度（10年）	137,520円	(51,580) 51,580円	10,000,000円

<例7> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度(経過年数)	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 満期・死亡契約［保険金+配当金］
5年ごと利差配当タイプ			
2013年度（10年）	33,360円	(3,812) 3,812円	死亡 1,000,000円
2008年度（15年）	31,656	(0)　0	死亡 1,000,000
2003年度（20年）	31,656	(0)　0	死亡 1,000,000
1998年度（25年）	27,720	(0)　0	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1993年度（30年）	22,344	(－)　－	満期(1,000,000) 1,000,000

（注）1.保険料、保険金額は保険ファンド部分を除いた金額です。
2.「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。
<例3>については、逓減後の保険金額を示します。
3.「受取金額」欄の( )内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

2021年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉

3年ごと配当タイプ［販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック］

配当金　（＝①＋②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします）

①利差益配当

2021年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額（＊）

(例示)2001年度契約、2004年度契約、2007年度契約及び2010年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2019年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2020年度	1.60%		△0.05%
2021年度	1.60%		△0.05%

(例示)2013年度契約及び2016年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2019年度	1.60%	1.25%	0.35%
2020年度	1.60%		0.35%
2021年度	1.60%		0.35%

(例示)2019年度契約(予定利率0.65 %)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2019年度	1.20%	0.65%	0.55%
2020年度	1.20%		0.55%
2021年度	1.20%		0.55%

（＊）主契約（保険ファンド）部分の責任準備金は含みません。

②長期継続配当

定期保険特約等　一部増配

契約後経過6年以降（＊）の3年ごとの契約応当日に、その保険料（年換算）に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)男性の場合

保険種類			契約時の年齢 30歳	契約時の年齢 50歳
定期保険特約	2007年4月2日以降契約	6年経過時	8.00%	20.00%
		9年経過時	12.00%	30.00%
		12年経過時	8.00%	20.00%
		15年経過時	12.00%	30.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	21.00%	46.50%
新介護収入保障特約	2013年4月2日以降契約	9年経過時	12.00%	24.00%
	2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	12年経過時	12.00%	20.00%
		15年経過時	18.00%	30.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	27.00%	46.50%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月2日以降契約	9年経過時	6.00%	12.00%
		12年経過時	4.00%	8.00%
		15年経過時	6.00%	12.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	10.50%	20.25%
生活障害収入保障特約		6年経過時	11.00%	4.00%
特定重度生活習慣病保障特約		6年経過時	12.00%	21.00%

（＊）更新後の場合を含みません。

災害・疾病関係特約　据置き

災害・疾病関係特約の一部については、契約後経過6年以降（＊）の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)日額1,000円あたり　30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	399円	567円
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	399円	567円
疾病医療特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	441円	0円
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	0円	0円
総合医療特約		6年経過時	1,467円	420円
		9年経過時	1,526円	560円
		12年経過時	840円	196円

(例示)保険料(年換算)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	6年経過時	124.20%	124.20%
	2018年8月1日以前契約	6年経過時	75.00%	75.00%
		9年経過時	75.00%	75.00%

（＊）更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

5年ごと利差配当タイプ

配当金　（＝①＋②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします）

①利差益配当

2021年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

(例示)1997年度契約(予定利率2.90%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2017年度	1.15%	2.90%	△1.75%
2018年度	1.15%		△1.75%
2019年度	1.15%		△1.75%
2020年度	1.15%		△1.75%
2021年度	1.15%		△1.75%

(例示)2002年度契約、2007年度契約及び2012年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2017年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2018年度	1.60%		△0.05%
2019年度	1.60%		△0.05%
2020年度	1.60%		△0.05%
2021年度	1.60%		△0.05%

(例示)2017年度契約(予定利率0.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
2017年度	1.20%	0.65%	0.55%
2018年度	1.20%		0.55%
2019年度	1.20%		0.55%
2020年度	1.20%		0.55%
2021年度	1.20%		0.55%

ただし、下記の契約については、次のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
一時払養老保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
一時払個人年金保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%

②長期継続配当

定期保険特約等　一部増配

契約後経過10年以降（＊）の5年ごとの契約応当日に、その保険料（年換算）に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)男性の場合

保険種類			契約時の年齢 30歳	契約時の年齢 50歳
定期保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	20.00%	50.00%
		15年経過時	20.00%	50.00%
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	57.50%	77.50%
新介護収入保障特約	2013年4月2日以降契約	10年経過時	20.00%	40.00%
	2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	10年経過時	40.00%	60.00%
		15年経過時	30.00%	50.00%
特定疾病保障定期保険(特約) 重度慢性疾患保障保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	10.00%	20.00%
		15年経過時	10.00%	20.00%
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	28.75%	33.75%
生活障害収入保障特約		10年経過時	55.00%	20.00%
特定重度生活習慣病保障特約		10年経過時	60.00%	105.00%

（＊）更新後の場合を含みません。

災害・疾病関係特約等　据置き

災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過10年以降（＊）の5年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)日額1,000円あたり　30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	665円	945円
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	700円	840円
疾病医療特約(01)(本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	735円	0円
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	0円	0円
総合医療特約		10年経過時	2,072円	980円

(例示)保険料(年換算)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	10年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	10年経過時	124.20%	124.20%
	2018年8月1日以前契約	10年経過時	75.00%	75.00%

（＊）更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

毎年配当タイプ

配当金　（=①+②+③+④、この額がマイナスとなる場合はゼロとします）

①利差益配当　据置き

責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額

対　象	利差益配当率	例　示
予定利率1％未満の契約	1.20％一予定利率	予定利率0.55％の契約…　0.65％
予定利率1％以上2％以下の契約	1.60％一予定利率	予定利率1.50％の契約…　0.10％
予定利率2％超の契約	1.15％一予定利率	予定利率5.00％の契約…△3.85％

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず次のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
1995年9月1日以降の一時払養老保険	0％	予定利率1.75％の契約…0％
1998年7月2日以降の一時払個人年金保険	0％	予定利率1.50％の契約…0％
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0％	予定利率2.00％の契約…0％

（変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円）

②死差益配当　据置き

（例示）　1985年4月2日以降1990年4月1日以前の終身保険
男性、50歳、危険保険金 100万円につき1,570円

③災害・疾病特約配当　据置き

（例示）　40歳、男性の場合

保険種類		入院給付日額1,000円につき
新疾病医療特約(87)（本人型）		580円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	170円
	2018年8月1日以前契約	340円

保険種類		1件あたり
新先進医療特約(*)	2021年4月2日以降契約	0円
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	1,476円
	2018年8月1日以前契約	540円

(*) 費差益配当の額を含みます。

④費差益配当　据置き

（例示）　保険料払込中の契約について
<配当回数2回目以降>
（1）基本部分
1990年4月2日以降 1993年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき250円
<配当回数4回目以降>

保険金額に応じた上乗せ		保険金額100万円につき
(2)	総保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合	50円
	総保険金額が5000万円以上の場合	100円
(3)	配当回数5回目毎（配当回数5回目、10回目、15回目…）に総保険金額が2000万円を超える部分	300円

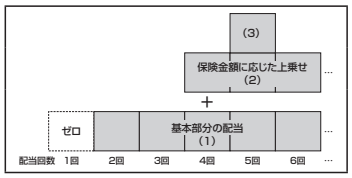

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険
（生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、(生活)収入保障年金年額150万円
特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額1万円
入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金+配当金］
3年ごと配当タイプ			
2016年度（6年）	151,260円	(23,189) 24,594円	19,573,500円

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険(*1)
（新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
総合医療特約(*2) 日額1万円、入院保障充実特約(09)(*3) 給付金額10万円
新先進医療特約(*4)

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金+配当金］
3年ごと配当タイプ			
2013年度（9年）	160,740円	(28,490) 28,490円	25,053,600円
2010年度（12年）	207,900(*5)	(17,898) 17,898	22,519,200
2007年度（15年）	202,908(*5)	(31,523) 31,523	22,519,200
2004年度（18年）	206,340(*5)	(54,092) 54,092	22,519,200

(*1) 2004年度契約は最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険とします。
(*2) 2004年度契約および2007年度契約は災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約付加契約とします。
(*3) 2004年度契約は通院特約付加契約、2007年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は3千円とします。
(*4) 新先進医療特約付加契約は2013年度契約のみとします。
(*5) 保険料は45歳時に災害・疾病関係特約を更新した後の金額です。

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険
（新介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約）

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額2,500万円
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金+配当金］
3年ごと配当タイプ			
2013年度（9年）	220,080円	(38,210) 38,210円	15,000,000円

<例4> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(*)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
1996年度（26年）	358,296円	(44,962) 44,962円	20,000,000円

(*) 保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例5> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度(経過年数)	保険料(*1)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金(*2)］	死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
1992年度（30年）	256,968円	(114,916) 114,916円	20,000,000円

(*1) 保険料は55歳時に更新した後の金額です。
(*2) 定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例6> 定期保険（10年更新型）

45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度(経過年数)	保険料（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金+配当金］
5年ごと利差配当タイプ			
2012年度（10年）	136,800円	(43,286) 43,286円	10,000,000円

<例7> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度(経過年数)	保険料（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	満期・死亡契約［保険金+配当金］
5年ごと利差配当タイプ			
2012年度（10年）	31,656円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
2007年度（15年）	31,656	(0) 0	死亡 1,000,000
2002年度（20年）	31,656	(0) 0	死亡 1,000,000
1997年度（25年）	27,720	(0) 0	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1992年度（30年）	20,664	(ー) ー	満期(1,000,000) 1,000,000

（注）1.保険料、保険金額は保険ファンド部分を除いた金額です。
2.「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。
<例3>については、逓減後の保険金額を示します。
3.「受取金額」欄の( )内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

◆主要な業務の状況

直近5事業年度における主要業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　　目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	3,285,089	3,085,037	3,108,974	3,094,278	3,495,347
経常利益	200,591	95,138	155,634	145,962	61,852
基礎利益（注1）	264,530	249,410	266,358	333,397	236,366
当期純剰余	60,605	49,337	54,733	58,342	147,204
基金の総額（注2）	639,000	639,000	639,000	639,000	639,000
総資産	32,730,472	32,951,105	35,400,786	36,443,323	35,298,166
うち特別勘定資産	829,521	726,126	828,123	828,542	790,519
責任準備金残高	26,238,890	26,636,065	27,262,040	27,884,255	28,305,473
貸付金残高	2,874,970	2,099,584	1,945,518	2,192,253	2,198,274
有価証券残高	26,764,618	27,423,878	30,463,881	31,362,641	28,829,411
ソルベンシー・マージン比率	930.1%	873.6%	840.5%	809.0%	812.8%
剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合（注3）	99.7%	100.0%	99.9%	99.9%	38.8%
従業員数	42,954名	43,168名	46,084名	45,336名	44,049名
社員数（契約者数）（注4）	7,001,352名	6,937,383名	6,877,969名	6,822,043名	6,794,814名
保有契約高（注5）	114,291,657	109,620,952	106,059,804	102,157,551	98,931,950
個人保険	66,769,210	62,109,041	58,035,687	54,104,252	51,058,435
個人年金保険	15,306,014	15,065,308	14,928,964	14,753,173	14,504,025
団体保険	32,216,432	32,446,601	33,095,152	33,300,124	33,369,489
団体年金保険保有契約高（注6）	2,589,611	2,573,891	2,666,577	2,716,382	2,699,982

（注1）為替に係るヘッジコストを算定に含めるなど、2022年度から適用される新しい定義に基づく基礎利益を記載しています。過年度の数値も同様の定義で算出しています。
（注2）基金の総額には、基金償却積立金を含んでいます。
（注3）剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合とは、保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した金額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額の割合です。
（注4）相互会社における社員とは、保険契約者のことです（剰余金の分配のない保険にのみご加入の契約者を除く）。
（注5）保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
（注6）団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

◆計算書類関係

1 貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	2021年度末（2022年3月31日現在）金額	2022年度末（2023年3月31日現在）金額
（資産の部）		
現金及び預貯金	883,913	1,329,461
現　金	12	10
預貯金	883,901	1,329,451
コールローン	260,597	847,388
買入金銭債権	310,140	407,646
金銭の信託	4,914	14,990
有価証券	31,362,641	28,829,411
国　債	10,969,097	11,686,665
地方債	197,554	192,009
社　債	3,600,985	3,309,271
株　式	2,595,648	2,456,106
外国証券	13,470,574	10,831,959
その他の証券	528,781	353,398
貸付金	2,192,253	2,198,274
保険約款貸付	244,196	234,873
一般貸付	1,948,057	1,963,401
有形固定資産	563,567	594,472
土　地	356,840	385,086
建　物	177,432	197,769
リース資産	3,061	1,727
建設仮勘定	22,200	5,169
その他の有形固定資産	4,032	4,720
無形固定資産	36,293	37,366
ソフトウェア	31,845	30,677
その他の無形固定資産	4,448	6,689
代理店貸	—	0
再保険貸	135	120
その他資産	519,054	520,127
未収金	31,617	51,984
前払費用	5,559	7,368
未収収益	155,921	144,341
預託金	4,759	4,988
先物取引差入証拠金	47,680	48,331
金融派生商品	152,345	148,928
金融商品等差入担保金	82,758	91,238
仮払金	8,843	9,037
その他の資産	29,568	13,908
前払年金費用	22,150	26,764
繰延税金資産	288,586	493,008
貸倒引当金	△925	△867
資産の部合計	36,443,323	35,298,166

科　目	2021年度末（2022年3月31日現在）金額	2022年度末（2023年3月31日現在）金額
（負債の部）		
保険契約準備金	28,218,160	28,641,672
支払備金	117,678	120,531
責任準備金	27,884,255	28,305,473
社員配当準備金	216,226	215,667
再保険借	195	120
社　債	480,510	396,510
その他負債	5,060,044	4,209,470
売現先勘定	3,513,925	3,110,297
債券貸借取引受入担保金	355,998	67,438
借入金	120,000	170,000
未払法人税等	10,093	—
未払金	65,056	73,741
未払費用	40,792	43,804
前受収益	828	845
預り金	71,355	71,007
預り保証金	27,556	29,668
金融派生商品	829,832	590,475
金融商品等受入担保金	9,943	34,091
リース債務	3,185	1,808
資産除去債務	1,760	1,769
仮受金	8,199	10,911
その他の負債	1,517	3,612
価格変動準備金	971,947	849,526
再評価に係る繰延税金負債	12,583	12,466
負債の部合計	34,743,442	34,109,767
（純資産の部）		
基金償却積立金	639,000	639,000
再評価積立金	2	2
剰余金	231,993	320,951
損失填補準備金	6,204	6,404
その他剰余金	225,788	314,546
価格変動積立金	165,000	165,000
社会及び契約者福祉増進基金	1,355	1,355
別途積立金	223	223
当期未処分剰余金	59,210	147,967
基金等合計	870,995	959,953
その他有価証券評価差額金	895,346	300,314
繰延ヘッジ損益	△6,879	△12,224
土地再評価差額金	△59,581	△59,645
評価・換算差額等合計	828,885	228,444
純資産の部合計	1,699,880	1,188,398
負債及び純資産の部合計	36,443,323	35,298,166

2 損益計算書

（単位：百万円）

科　目	2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）金額	2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）金額
経常収益	3,094,278	3,495,347
保険料等収入	2,143,199	2,216,429
保険料	2,140,392	2,213,957
再保険収入	411	491
準備金受入金	2,396	1,980
資産運用収益	867,086	1,203,013
利息及び配当金等収入	667,365	761,129
預貯金利息	787	9,883
有価証券利息・配当金	593,228	673,754
貸付金利息	24,105	27,127
不動産賃貸料	32,111	32,485
その他利息配当金	17,132	17,878
金銭の信託運用益	379	287
有価証券売却益	67,019	358,718
有価証券償還益	1,761	1,120
金融派生商品収益	2,546	—
為替差益	98,853	80,608
貸倒引当金戻入額	—	48
その他運用収益	2,732	1,100
特別勘定資産運用益	26,429	—
その他経常収益	83,991	75,904
年金特約取扱受入金	5,239	5,198
保険金据置受入金	43,053	33,529
退職給付引当金戻入額	6,424	4,614
その他の経常収益	29,274	32,562
経常費用	2,948,315	3,433,494
保険金等支払金	1,757,264	1,963,119
保険金	521,345	547,393
年　金	428,761	424,557
給付金	308,317	388,804
解約返戻金	446,828	551,624
その他返戻金	50,934	49,718
再保険料	1,077	1,021
責任準備金等繰入額	634,019	424,098
支払備金繰入額	11,775	2,853
責任準備金繰入額	622,214	421,218
社員配当金積立利息繰入額	29	26
資産運用費用	112,344	594,954
支払利息	10,363	21,778
有価証券売却損	68,051	344,998
有価証券評価損	9,633	2,690
有価証券償還損	—	75
金融派生商品費用	—	161,882
貸倒引当金繰入額	43	—
賃貸用不動産等減価償却費	8,425	8,950
その他運用費用	15,827	48,275
特別勘定資産運用損	—	6,304
事業費	331,030	336,414
その他経常費用	113,655	114,906
保険金据置支払金	47,753	45,528
税　金	27,224	28,253
減価償却費	18,922	18,932
その他の経常費用	19,755	22,192
経常利益	145,962	61,852
特別利益	2,344	123,866
固定資産等処分益	2,344	1,445
価格変動準備金戻入額	—	122,420
特別損失	92,147	3,723
固定資産等処分損	2,731	703
減損損失	432	2,320
価格変動準備金繰入額	88,300	—
社会及び契約者福祉増進助成金	683	699
税引前当期純剰余	56,159	181,995
法人税及び住民税	46,854	6,312
法人税等調整額	△49,036	28,477
法人税等合計	△2,182	34,790
当期純剰余	58,342	147,204

3 基金等変動計算書

2021年度(自　2021年4月1日　至　2022年3月31日)

(単位：百万円)

	基金等									評価・換算差額等				純資産合計
	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金						基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
			損失填補準備金	その他剰余金				剰余金合計						
				価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期未処分剰余金							
当期首残高	639,000	2	6,004	165,000	1,338	223	55,081	227,648	866,650	1,332,915	△2,561	△59,397	1,270,957	2,137,607
当期変動額														
社員配当準備金の積立							△54,181	△54,181	△54,181					△54,181
損失填補準備金の積立			200				△200	—	—					—
当期純剰余							58,342	58,342	58,342					58,342
社会及び契約者福祉増進基金の積立					700		△700	—	—					—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					△683		683	—	—					—
土地再評価差額金の取崩							184	184	184					184
基金等以外の項目の当期変動額(純額)										△437,569	△4,318	△184	△442,071	△442,071
当期変動額合計	—	—	200	—	16	—	4,128	4,345	4,345	△437,569	△4,318	△184	△442,071	△437,726
当期末残高	639,000	2	6,204	165,000	1,355	223	59,210	231,993	870,995	895,346	△6,879	△59,581	828,885	1,699,880

2022年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

(単位：百万円)

	基金等									評価・換算差額等				純資産合計
	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金						基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
			損失填補準備金	その他剰余金				剰余金合計						
				価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期未処分剰余金							
当期首残高	639,000	2	6,204	165,000	1,355	223	59,210	231,993	870,995	895,346	△6,879	△59,581	828,885	1,699,880
当期変動額														
社員配当準備金の積立							△58,310	△58,310	△58,310					△58,310
損失填補準備金の積立			200				△200	—	—					—
当期純剰余							147,204	147,204	147,204					147,204
社会及び契約者福祉増進基金の積立					700		△700	—	—					—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					△699		699	—	—					—
土地再評価差額金の取崩							63	63	63					63
基金等以外の項目の当期変動額(純額)										△595,032	△5,344	△63	△600,440	△600,440
当期変動額合計	—	—	200	—	0	—	88,757	88,958	88,958	△595,032	△5,344	△63	△600,440	△511,482
当期末残高	639,000	2	6,404	165,000	1,355	223	147,967	320,951	959,953	300,314	△12,224	△59,645	228,444	1,188,398

4 剰余金処分に関する決議

(単位：百万円)

科　目	2021年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	2022年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
当期未処分剰余金	59,210	147,967
剰余金処分額	59,210	147,967
社員配当準備金	58,310	57,067
差引純剰余金	900	90,900
損失填補準備金	200	200
任意積立金	700	90,700
価格変動積立金	—	90,000
社会及び契約者福祉増進基金	700	700

当社は、定款により、剰余金処分において社員配当準備金等に積み立てる金額を保険業法施行規則第30条の４で定める金額*の100分の20以上としています。2022年度の剰余金処分においては、社員配当準備金に57,067百万円を繰り入れており、剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合は38.8％となりました。

＊ 当期未処分剰余金から、任意積立金目的取崩額および損失填補準備金に積み立てる額の合計額を控除した金額です。ただし、保険業法第55条第2項に規定する額を限度とします。

重要な会計方針

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、金利変動リスクの適切なコントロールのため、当期より、従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類を除く）」の責任準備金の一部に対し、金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。
これに伴い、次のとおり小区分を変更しております。小区分の変更による損益への影響はありません。

・従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類を除く）」のキャッシュ・フローから一定割合を除いております。

変更後の小区分：「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）」

小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険等の主契約
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約
一時払養老保険契約（一部を除く）
利率変動型終身保険（一時払）契約
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

2. 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物
定額法によっております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間に基づく定額法によっております。
その他の有形固定資産
定率法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

4. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、31百万円です。

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険等の主契約
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約
一時払養老保険契約（一部を除く）
利率変動型終身保険（一時払）契約
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

2. 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物
定額法によっております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間に基づく定額法によっております。
その他の有形固定資産
定率法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

4. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、29百万円です。

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から　8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

①採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

②確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	295,943百万円
勤務費用	12,895百万円
利息費用	1,701百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,957百万円
退職給付の支払額	△14,834百万円
期末における退職給付債務	297,663百万円

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	311,806百万円
期待運用収益	2,923百万円
数理計算上の差異の当期発生額	5,008百万円
事業主からの拠出額	5,153百万円
退職給付の支払額	△6,511百万円
期末における年金資産	318,380百万円

ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	297,663百万円
年金資産	△318,380百万円
	△20,716百万円
未認識数理計算上の差異	△1,680百万円
未認識過去勤務費用	245百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△22,150百万円
前払年金費用	△22,150百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△22,150百万円

ニ. 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,895百万円
利息費用	1,701百万円
期待運用収益	△2,923百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△4,376百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△245百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	7,051百万円

ホ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	41％
生命保険一般勘定	36％
投資信託	6％
債 券	4％
その他	13％
合 計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が48％含まれています。

ヘ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

ト. 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	0.575％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.8％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,206百万円です。

5. 価格変動準備金の計上基準

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から　8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

①採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

②確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	297,663百万円
勤務費用	13,148百万円
利息費用	1,711百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,746百万円
退職給付の支払額	△15,812百万円
期末における退職給付債務	299,457百万円

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	318,380百万円
期待運用収益	3,158百万円
数理計算上の差異の当期発生額	13,300百万円
事業主からの拠出額	5,280百万円
退職給付の支払額	△6,751百万円
期末における年金資産	333,368百万円

ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	299,457百万円
年金資産	△333,368百万円
	△33,910百万円
未認識数理計算上の差異	7,145百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△26,764百万円
前払年金費用	△26,764百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△26,764百万円

ニ. 退職給付に関連する損益

勤務費用	13,148百万円
利息費用	1,711百万円
期待運用収益	△3,158百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△1,727百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△245百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	9,727百万円

ホ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	42％
生命保険一般勘定	34％
投資信託	5％
債 券	5％
その他	14％
合 計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が50％含まれています。

ヘ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

ト. 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	0.575％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.9％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,271百万円です。

5. 価格変動準備金の計上基準

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日　企業会計基準委員会　実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

連結納税制度を適用している当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日　企業会計基準委員会　実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

9. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

（1）標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

（2）標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日　企業会計基準委員会　実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

8. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

（1）標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

（2）標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

9. 既発生未報告支払備金の計算方法

個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当事業年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方（以下「４類型」）以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型のみなし入院に係る支払額と4類型の１つである65歳以上の方のみなし入院に係る支払額の比率を診断日が2022年9月25日以前の65歳以上の方のみなし入院に係る額に乗じて推計しております。

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。	10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
11. 保険料の計上基準 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。	11. 保険料の計上基準 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
12. 保険金等支払金の計上基準 保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。	12. 保険金等支払金の計上基準 保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
13. 未適用の会計基準等 当期末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。 ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号） （1）概要 2019年7月4日に公表された「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が改正され、投資信託の時価の算定に関する取扱い等が定められました。 （2）適用予定日 2022年度の期首より適用予定です。 （3）当該会計基準等の適用による影響 適用された年度における影響は評価中です。	
14. 「時価の算定に関する会計基準」等の適用 「時価の算定に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第30号）等を当期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。 これに伴い、その他有価証券のうち、市場価格のある株式の評価について、期末前１ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法から、期末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。	13. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日　企業会計基準適用指針第31号）を当期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。 これに伴い、投資信託の時価の算定に関する取扱いについて、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が定める取扱いを適用し、投資信託の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

注記事項（貸借対照表関係）

2021年度（2022年3月31日現在）	**2022年度**（2023年3月31日現在）
1. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、1,355百万円です。 なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は、755百万円です。上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、17百万円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 債権のうち、貸付条件緩和債権額は、600百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。	1. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、783百万円です。 なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は、783百万円です。上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、16百万円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 債権のうち、貸付条件緩和債権額はありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は、428,797百万円です。	2. 有形固定資産の減価償却累計額は、440,324百万円です。
3. 当期に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。	3. 当期に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、16,601百万円です。
4. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、828,542百万円です。なお、負債の額も同額です。	4. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、790,519百万円です。なお、負債の額も同額です。
5. 子会社等に対する金銭債権の総額は、93,648百万円、金銭債務の総額は、17,277百万円です。	5. 子会社等に対する金銭債権の総額は、142,554百万円、金銭債務の総額は、11,216百万円です。
6. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高　218,156百万円 前期剰余金よりの繰入額　54,181百万円 当期社員配当金支払額　56,141百万円 利息による増加等　29百万円 当期末現在高　216,226百万円	6. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高　216,226百万円 前期剰余金よりの繰入額　58,310百万円 当期社員配当金支払額　58,895百万円 利息による増加等　26百万円 当期末現在高　215,667百万円
7. 子会社等の株式等の総額は、800,903百万円です。	7. 子会社等の株式等の総額は、858,010百万円です。
8. 担保に提供している資産の額は、有価証券3,965,603百万円です。	8. 担保に提供している資産の額は、有価証券3,726,745百万円です。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日　2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法	9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日　2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法
10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、4,776,801百万円です。	10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、3,991,231百万円です。
11. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は6,492百万円であり、担保に差し入れているものはありません。	11. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は8,792百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
12. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、888,469百万円です。	12. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、288,092百万円です。
13. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、17,044百万円です。	13. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、16,561百万円です。
14. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。	14. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
15. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。	15. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。
16. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、36,195百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	16. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日　企業会計基準委員会　実務対応報告第42号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

2021年度（2022年3月31日現在）	2022年度（2023年3月31日現在）
17. 繰延税金資産の総額は、695,062百万円、繰延税金負債の総額は、386,561百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、19,914百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 319,682百万円及び価格変動準備金 271,756百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額347,499百万円です。 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は △3.8％であり、法定実効税率 27.96％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △29.0％です。	17. 繰延税金資産の総額は、679,739百万円、繰延税金負債の総額は、167,717百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、19,012百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金336,763百万円及び価格変動準備金237,527百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額116,557百万円です。 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は19.1％であり、法定実効税率27.96％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △8.7％です。
18. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、15百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、1,328百万円です。	18. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、24百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、2,127百万円です。
19. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は394,362百万円、時価は531,814百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,319百万円を計上しております。	19. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は404,931百万円、時価は555,699百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,319百万円を計上しております。

注記事項（金融商品関係）

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。
これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	520,844	520,844	－
うち、その他有価証券	520,844	520,844	－
買入金銭債権	310,140	311,400	1,259
うち、その他有価証券	192,123	192,123	－
金銭の信託	4,914	4,914	－
有価証券	30,451,921	31,778,325	1,326,403
売買目的有価証券	641,645	641,645	－
満期保有目的の債券	1,569,177	1,812,094	242,917
責任準備金対応債券	12,514,443	13,596,489	1,082,045
子会社株式及び関連会社株式	52,238	53,679	1,441
その他有価証券	15,674,417	15,674,417	－
貸付金	2,192,253		
貸倒引当金※1	△684		
	2,191,569	2,186,908	△4,661
社債	480,510	486,370	5,859
借入金	120,000	119,804	△196
デリバティブ取引※2	(677,486)	(677,486)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(82,187)	(82,187)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(595,298)	(595,298)	－

※1 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、(　)で示しております。

（注1）有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	261,940	278,138	16,197
	外国証券(公社債)	1,305,600	1,532,328	226,728
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,636	1,627	△8
	外国証券(公社債)	－	－	－
合計		1,569,177	1,812,094	242,917

②責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	9,121,741	10,385,240	1,263,498
	外国証券(公社債)	408,480	422,909	14,429
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	2,425,133	2,276,412	△148,720
	外国証券(公社債)	559,088	511,926	△47,161
合計		12,514,443	13,596,489	1,082,045

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	－	－	－
	買入金銭債権	122,748	127,640	4,891
	公社債	843,584	887,744	44,159
	株式	902,583	2,084,152	1,181,568
	外国証券	4,487,576	4,823,301	335,724
	公社債	3,765,847	3,947,491	181,643
	株式等	721,728	875,810	154,081
	その他の証券	192,719	225,564	32,845
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	520,900	520,844	△55
	買入金銭債権	65,354	64,483	△870
	公社債	1,909,150	1,822,223	△86,927
	株式	252,606	213,078	△39,527
	外国証券	5,661,806	5,408,569	△253,236
	公社債	4,695,327	4,509,905	△185,421
	株式等	966,478	898,663	△67,815
	その他の証券	218,287	209,782	△8,504
合計		15,177,316	16,387,386	1,210,069

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	731,432
組合出資金等※2	179,286

※１ 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
※２ 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年7月4日　企業会計基準適用指針第31号）第27項の経過措置に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
譲渡性預金	520,900	－	－	－
買入金銭債権	34,550	213	295	271,025
有価証券	523,415	3,691,288	8,319,230	12,416,511
満期保有目的の債券	22,704	613,295	189,800	742,621
責任準備金対応債券	160,622	970,898	4,251,363	7,045,414
その他有価証券	340,089	2,107,094	3,878,067	4,628,474
貸付金※	417,137	472,572	481,508	570,839
社債	－	－	－	480,510
借入金	－	－	－	120,000

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
譲渡性預金	－	520,844	－	520,844
買入金銭債権	－	34,493	157,630	192,123
金銭の信託	－	－	4,914	4,914
有価証券	6,460,842	7,163,503	447,470	14,071,816
売買目的有価証券	493,324	110,573	－	603,897
その他有価証券	5,967,518	7,052,930	447,470	13,467,918
国債	1,249,716	－	－	1,249,716
地方債	－	45,975	－	45,975
社債	－	1,413,274	1,000	1,414,275
株式	2,296,590	640	－	2,297,231
外国証券	2,417,887	5,593,039	446,469	8,457,396
公社債	2,417,887	5,593,039	446,469	8,457,396
その他の証券	3,323	－	－	3,323
デリバティブ取引	415	151,929	0	152,345
通貨関連	－	150,030	－	150,030
株式関連	415	－	0	415
その他	－	1,899	－	1,899
資産計	6,461,258	7,870,772	610,014	14,942,044
デリバティブ取引	7,467	820,194	2,169	829,832
通貨関連	－	814,379	2,169	816,549
株式関連	6,333	－	－	6,333
その他	1,133	5,814	－	6,948
負債計	7,467	820,194	2,169	829,832

※「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年7月4日　企業会計基準適用指針第31号）第26項の経過措置に基づき、投資信託については、上表には含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は2,244,246百万円です。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	－	119,276	119,276
有価証券	10,565,266	4,894,987	2,008	15,462,263
満期保有目的の債券	107,266	1,704,828	－	1,812,094
国債	107,266	－	－	107,266
社債	－	172,500	－	172,500
外国証券	－	1,532,328	－	1,532,328
公社債	－	1,532,328	－	1,532,328
責任準備金対応債券	10,458,000	3,136,479	2,008	13,596,489
国債	10,458,000	－	－	10,458,000
地方債	－	135,972	－	135,972
社債	－	2,067,679	－	2,067,679
外国証券	－	932,827	2,008	934,836
公社債	－	932,827	2,008	934,836
子会社株式及び関連会社株式	－	53,679	－	53,679
貸付金	－	18,038	2,168,870	2,186,908
資産計	10,565,266	4,913,025	2,290,155	17,768,448
社債	－	486,370	－	486,370
借入金	－	119,804	－	119,804
負債計	－	606,174	－	606,174

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル３、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル３の時価に分類しております。

負 債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

② 借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル２の時価に分類しており、主にプレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

② 期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引※2	合計
期首残高	159,383	－	411,734	△28,725	542,392
当期の損益又は評価・換算差額等	△1,941	382	26,318	△7,842	16,916
損益に計上※1	8	382	30,573	△7,842	23,121
評価・換算差額等に計上	△1,950	－	△4,255	－	△6,205
購入、売却、発行及び決済等の純額	187	4,532	9,418	34,398	48,536
レベル3の時価への振替	－	－	－	－	－
レベル3の時価からの振替	－	－	－	－	－
当期末残高	157,630	4,914	447,470	△2,169	607,844
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	－	－	－	△3,670	△3,670

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。
これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	542,253	542,253	－
うち、その他有価証券	542,253	542,253	－
買入金銭債権	407,646	407,470	△175
うち、その他有価証券	296,712	296,712	－
金銭の信託	14,990	14,990	－
有価証券	27,792,495	28,401,165	608,669
売買目的有価証券	604,171	604,171	－
満期保有目的の債券	1,531,156	1,729,570	198,413
責任準備金対応債券	13,192,905	13,610,612	417,707
子会社株式及び関連会社株式	53,077	45,626	△7,451
その他有価証券※1	12,411,184	12,411,184	－
貸付金	2,198,274		
貸倒引当金※2	△621		
	2,197,653	2,151,462	△46,190
社債	396,510	384,730	△11,780
借入金	170,000	165,240	△4,760
デリバティブ取引※3	(441,546)	(441,546)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(194,778)	(194,778)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(246,768)	(246,768)	－

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日　企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（　）で示しております。

（注1）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	223,225	235,660	12,434
	外国証券（公社債）	1,292,200	1,478,302	186,102
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	15,731	15,607	△124
	外国証券（公社債）	－	－	－
合計		1,531,156	1,729,570	198,413

②責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	8,258,437	9,228,002	969,564
	外国証券（公社債）	169,561	175,065	5,504
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	3,645,235	3,222,896	△422,338
	外国証券（公社債）	1,119,669	984,647	△135,021
合計		13,192,905	13,610,612	417,707

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	60,329	63,565	3,236
	公社債	461,287	496,190	34,902
	株式	833,642	1,918,495	1,084,853
	外国証券	2,058,172	2,218,554	160,382
	公社債	1,757,317	1,853,231	95,914
	株式等	300,854	365,322	64,468
	その他の証券	91,605	111,263	19,658
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	542,300	542,253	△46
	買入金銭債権	236,181	233,146	△3,034
	公社債	2,564,593	2,337,680	△226,913
	株式	231,482	199,909	△31,573
	外国証券	5,645,575	4,988,934	△656,640
	公社債	4,402,169	3,935,432	△466,736
	株式等	1,243,405	1,053,502	△189,903
	その他の証券	156,552	140,156	△16,396
合計		12,881,722	13,250,150	368,428

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	777,195
組合出資金等※2	259,720

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日　企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
譲渡性預金	542,300	—	—	—
買入金銭債権	143,051	218	302	263,839
有価証券	641,396	3,825,396	7,079,374	12,234,988
満期保有目的の債券	43,098	595,915	174,800	716,812
責任準備金対応債券	84,411	1,309,990	4,668,529	7,093,128
その他有価証券	513,887	1,919,491	2,236,044	4,425,046
貸付金※	324,694	545,179	491,765	595,761
社債	—	—	—	396,510
借入金	—	—	—	170,000

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
譲渡性預金	—	542,253	—	542,253
買入金銭債権	—	142,995	153,716	296,712
金銭の信託	—	—	14,990	14,990
有価証券	5,741,537	5,882,967	1,055,717	12,680,223
売買目的有価証券	504,111	100,060	—	604,171
その他有価証券	5,237,426	5,782,907	1,055,717	12,076,051
国債	1,539,739	—	—	1,539,739
地方債	—	42,428	—	42,428
社債	—	1,251,351	350	1,251,702
株式	2,118,310	94	—	2,118,405
外国証券	1,526,830	4,299,967	1,055,367	6,882,164
公社債	1,506,057	3,407,558	875,049	5,788,664
株式等	20,773	892,409	180,318	1,093,500
その他の証券	52,546	189,064	—	241,610
デリバティブ取引	2,053	144,796	2,078	148,928
通貨関連	—	137,790	1,632	139,422
金利関連	—	4,100	—	4,100
株式関連	1,276	—	446	1,723
その他	776	2,905	—	3,682
資産計	5,743,591	6,713,013	1,226,503	13,683,108
デリバティブ取引	249	589,578	646	590,475
通貨関連	—	573,261	256	573,517
金利関連	—	16,135	—	16,135
株式関連	249	—	390	639
その他	—	182	—	182
負債計	249	589,578	646	590,475

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日　企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は335,133百万円です。
当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	基準価額を時価とみなす投資信託
期首残高	228,914
当期の損益又は評価・換算差額等	21,135
損益に計上※1	1,495
評価・換算差額等に計上	19,640
購入、売却、償還等の純額	85,083
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	—
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	—
当期末残高	335,133
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は251,835百万円です。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債　（単位：百万円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	－	110,758	110,758
有価証券	10,578,727	4,805,066	2,015	15,385,809
満期保有目的の債券	104,882	1,624,687	－	1,729,570
国債	104,882	－	－	104,882
社債	－	146,385	－	146,385
外国証券	－	1,478,302	－	1,478,302
公社債	－	1,478,302	－	1,478,302
責任準備金対応債券	10,473,291	3,135,305	2,015	13,610,612
国債	10,473,291	－	－	10,473,291
地方債	－	131,436	－	131,436
社債	－	1,846,171	－	1,846,171
外国証券	－	1,157,697	2,015	1,159,713
公社債	－	1,157,697	2,015	1,159,713
子会社株式及び関連会社株式	553	45,072	－	45,626
貸付金	－	17,690	2,133,772	2,151,462
資産計	10,578,727	4,822,756	2,246,546	17,648,030
社債	－	384,730	－	384,730
借入金	－	165,240	－	165,240
負債計	－	549,970	－	549,970

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権
買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。
これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル３、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

② 金銭の信託
金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

③ 有価証券
有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。
公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。
相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。
また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル２の時価又はレベル３の時価に分類しております。

④ 貸付金
一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。
保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル３の時価に分類しております。

負 債

① 社債
社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

② 借入金
借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。
ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル２の時価に分類しており、主にプレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。
なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報
重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

② 期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益　（単位：百万円）

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引※3	合計
期首残高※1	157,630	4,914	615,092	△2,169	775,467
当期の損益又は評価・換算差額等	△3,816	316	29,075	△5,362	20,213
損益に計上※2	4	316	46,580	△5,362	41,538
評価・換算差額等に計上	△3,820	－	△17,504	－	△21,325
購入、売却、発行及び決済等の純額	△97	9,760	411,548	8,963	430,175
レベル3の時価への振替	－	－	－	－	－
レベル3の時価からの振替	－	－	－	－	－
当期末残高	153,716	14,990	1,055,717	1,431	1,225,856
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	－	－	－	△5,713	△5,713

※1 有価証券の期首残高には投資信託167,622百万円が含まれております。
※2 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明
当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。
時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

注記事項（損益計算書関係）

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

1. 子会社等との取引による収益の総額は、6,042百万円、費用の総額は、20,841百万円です。

2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 23,057百万円、株式等 21,326百万円、外国証券 22,634百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 23,374百万円、株式等 3,780百万円、外国証券 40,896百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 9,633百万円です

3. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は、21百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、272百万円です。

4. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。

5. 金融派生商品収益には、評価益が 132,023百万円含まれております。

6. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。
(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。
(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	432百万円
	計	432百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

1. 子会社等との取引による収益の総額は、9,753百万円、費用の総額は、21,076百万円です。

2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 9,971百万円、株式等 142,723百万円、外国証券 206,023百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 15,206百万円、株式等 5,896百万円、外国証券 323,894百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 2,625百万円、外国証券 65百万円です。

3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は、9百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、799百万円です。

4. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。

5. 金融派生商品費用には、評価損が 194,915百万円含まれております。

6. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。
(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。
(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	751百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	1,569百万円
	計	2,320百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

5 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
基礎利益　A	333,397	236,366
キャピタル収益	223,632	543,768
金銭の信託運用益	383	28
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	67,019	358,718
金融派生商品収益	2,546	—
為替差益	98,853	80,608
その他キャピタル収益	54,829	104,412
キャピタル費用	163,316	607,042
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	68,051	344,998
有価証券評価損	9,633	2,690
金融派生商品費用	—	161,882
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	85,631	97,472
キャピタル損益　B	60,315	△63,274
キャピタル損益含み基礎利益　A+B	393,713	173,091
臨時収益	10	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	10	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	247,760	111,239
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	193,700	50,600
個別貸倒引当金繰入額	—	14
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	54,060	60,624
臨時損益　C	△247,750	△111,239
経常利益　A+B+C	145,962	61,852

(注) 為替に係るヘッジコストを算定に含めるなど、2022年度から適用される新しい定義に基づく基礎利益を記載しています。
過年度の数値も同様の定義で算出しています。

(参考) その他項目の内訳

		2021年度	2022年度
基礎利益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	△27,064	△5,951
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	83,419	71,212
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	2,212	△2,480
	金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に該当する額	△3	258
	為替に係るヘッジコストに相当する額	△26,027	△94,935
	投資信託の解約損益に相当する額	—	26,259
	有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	△1,737	△1,045
その他キャピタル収益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	27,064	5,951
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	—
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	—	2,480
	為替に係るヘッジコストに相当する額	26,027	94,935
	投資信託の解約損益に相当する額	—	—
	有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	1,737	1,045
その他キャピタル費用	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	—
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	83,419	71,212
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	2,212	—
	為替に係るヘッジコストに相当する額	—	—
	投資信託の解約損益に相当する額	—	26,259
	有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	—	—
その他臨時費用	個人年金保険の年金開始後契約の一部および一時払個人年金保険契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	54,060	60,624

6 保険業法に基づく会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、2022年度の計算書類及びその附属明細書について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(注) なお、当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、計算書類等の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

◆有価証券等の時価情報（会社計）

1 有価証券の時価情報（会社計）

a. 売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	646,559	△6,819	619,170	△19,521

（注）本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

b. 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち市場価格のあるもの）

（単位：百万円）

区　分	2021年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,569,177	1,812,094	242,917	242,925	△8
責任準備金対応債券	12,514,443	13,596,489	1,082,045	1,277,927	△195,882
子会社・関連会社株式	52,238	53,679	1,441	1,441	—
その他有価証券	15,177,316	16,387,386	1,210,069	1,599,191	△389,121
公社債	2,752,734	2,709,967	△42,767	44,159	△86,927
株式	1,155,190	2,297,231	1,142,041	1,181,568	△39,527
外国証券	10,149,382	10,231,870	82,488	335,724	△253,236
公社債	8,461,174	8,457,396	△3,777	181,643	△185,421
株式等	1,688,207	1,774,473	86,266	154,081	△67,815
その他の証券	411,007	435,347	24,340	32,845	△8,504
買入金銭債権	188,102	192,123	4,021	4,891	△870
譲渡性預金	520,900	520,844	△55	—	△55
その他	—	—	—	—	—
合　　計	29,313,176	31,849,649	2,536,473	3,121,486	△585,012
公社債	14,563,186	15,651,386	1,088,199	1,323,856	△235,656
株式	1,155,190	2,297,231	1,142,041	1,181,568	△39,527
外国証券	12,474,789	12,752,715	277,925	578,323	△300,398
公社債	10,734,343	10,924,561	190,217	422,801	△232,583
株式等	1,740,446	1,828,153	87,707	155,522	△67,815
その他の証券	411,007	435,347	24,340	32,845	△8,504
買入金銭債権	188,102	192,123	4,021	4,891	△870
譲渡性預金	520,900	520,844	△55	—	△55
その他	—	—	—	—	—

区　分	2022年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,531,156	1,729,570	198,413	198,537	△124
責任準備金対応債券	13,192,905	13,610,612	417,707	975,068	△557,360
子会社・関連会社株式	53,077	45,626	△7,451	—	△7,451
その他有価証券	12,881,722	13,250,150	368,428	1,303,032	△934,604
公社債	3,025,881	2,833,870	△192,011	34,902	△226,913
株式	1,065,125	2,118,405	1,053,280	1,084,853	△31,573
外国証券	7,703,747	7,207,489	△496,257	160,382	△656,640
公社債	6,159,486	5,788,664	△370,822	95,914	△466,736
株式等	1,544,260	1,418,824	△125,435	64,468	△189,903
その他の証券	248,157	251,419	3,261	19,658	△16,396
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034
譲渡性預金	542,300	542,253	△46	—	△46
その他	—	—	—	—	—
合　　計	27,658,862	28,635,959	977,097	2,476,638	△1,499,540
公社債	15,168,512	15,536,037	367,524	1,016,901	△649,376
株式	1,065,964	2,118,958	1,052,994	1,084,853	△31,858
外国証券	10,337,417	9,890,578	△446,838	351,989	△798,828
公社債	8,740,918	8,426,680	△314,237	287,521	△601,758
株式等	1,596,499	1,463,897	△132,601	64,468	△197,069
その他の証券	248,157	251,419	3,261	19,658	△16,396
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034
譲渡性預金	542,300	542,253	△46	—	△46
その他	—	—	—	—	—

（注）1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

●満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	2021年度末 貸借対照表計上額	2021年度末 時価	2021年度末 差額	2022年度末 貸借対照表計上額	2022年度末 時価	2022年度末 差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	261,940	278,138	16,197	223,225	235,660	12,434
	外国証券（公社債）	1,305,600	1,532,328	226,728	1,292,200	1,478,302	186,102
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,636	1,627	△8	15,731	15,607	△124
	外国証券（公社債）	—	—	—	—	—	—
合計		1,569,177	1,812,094	242,917	1,531,156	1,729,570	198,413

●責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	2021年度末 貸借対照表計上額	2021年度末 時価	2021年度末 差額	2022年度末 貸借対照表計上額	2022年度末 時価	2022年度末 差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	9,121,741	10,385,240	1,263,498	8,258,437	9,228,002	969,564
	外国証券（公社債）	408,480	422,909	14,429	169,561	175,065	5,504
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	2,425,133	2,276,412	△148,720	3,645,235	3,222,896	△422,338
	外国証券（公社債）	559,088	511,926	△47,161	1,119,669	984,647	△135,021
合計		12,514,443	13,596,489	1,082,045	13,192,905	13,610,612	417,707

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

●その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	2021年度末 取得原価又は償却原価	2021年度末 貸借対照表計上額	2021年度末 差額	2022年度末 取得原価又は償却原価	2022年度末 貸借対照表計上額	2022年度末 差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	122,748	127,640	4,891	60,329	63,565	3,236
	公社債	843,584	887,744	44,159	461,287	496,190	34,902
	株式	902,583	2,084,152	1,181,568	833,642	1,918,495	1,084,853
	外国証券	4,487,576	4,823,301	335,724	2,058,172	2,218,554	160,382
	公社債	3,765,847	3,947,491	181,643	1,757,317	1,853,231	95,914
	株式等	721,728	875,810	154,081	300,854	365,322	64,468
	その他の証券	192,719	225,564	32,845	91,605	111,263	19,658
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	520,900	520,844	△55	542,300	542,253	△46
	買入金銭債権	65,354	64,483	△870	236,181	233,146	△3,034
	公社債	1,909,150	1,822,223	△86,927	2,564,593	2,337,680	△226,913
	株式	252,606	213,078	△39,527	231,482	199,909	△31,573
	外国証券	5,661,806	5,408,569	△253,236	5,645,575	4,988,934	△656,640
	公社債	4,695,327	4,509,905	△185,421	4,402,169	3,935,432	△466,736
	株式等	966,478	898,663	△67,815	1,243,405	1,053,502	△189,903
	その他の証券	218,287	209,782	△8,504	156,552	140,156	△16,396
合計		15,177,316	16,387,386	1,210,069	12,881,722	13,250,150	368,428

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	2021年度末	2022年度末
子会社・関連会社株式	743,750	789,941
その他有価証券	134,191	198,522
国内株式	19,990	21,414
外国株式	34,558	34,558
その他	79,642	142,548
合　　計	877,942	988,463

2 金銭の信託の時価情報（会社計）

（単位：百万円）

区　分	2021年度末					2022年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益			貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
金銭の信託	4,914	4,914	—	—	—	14,990	14,990	—	—	—

（注）時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

a. 運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	4,914	383	14,990	28

b. 運用目的以外の金銭の信託

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

3 デリバティブ取引の時価情報（会社計）

a. 定性的情報

●取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	—	金利スワップ、 金利スワップション
為替派生商品	—	為替予約、通貨スワップ、 通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、 株価指数オプション	個別株オプション、 株価指数オプション、 株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、 債券先物オプション	債券現物オプション
その他	—	マルチ・アセット 指数オプション

●取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引（例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等）は行わないこととしています。

●利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

●リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

① 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

② 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。（デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト（債務不履行）により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。）

●リスク管理体制

① リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

② リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産と合わせて管理しています。

③ リスク管理規定

「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

④ リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引を合わせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

●定量的情報に関する補足説明

① デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

② 差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

（単位：億円）

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2022年3月末	2023年3月末	2022年3月末	2023年3月末
金利スワップ 金利スワップション（買建）	1,028	1,111	122	182
為替予約	127,509	119,107	4,118	2,847
通貨スワップ 通貨オプション（買建）	6,684	15,348	891	1,103
株式オプション（買建） 株価指数先渡	660	5,471	39	328
マルチ・アセット指数オプション（買建）	1,439	1,861	162	215
合　計			1,497	1,399

（注）1. 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。
2. 取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計（ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出）とは一致しません。

b. 定量的情報

●差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区　分	2021年度末						2022年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	5,768	△555,980	—	—	—	△550,211	4,015	△200,674	—	—	—	△196,659
ヘッジ会計非適用分	△568	△75,805	△7,310	△1,133	△762	△85,580	1,147	△200,355	△2,806	776	△1,129	△202,367
合　計	5,200	△631,785	△7,310	△1,133	△762	△635,792	5,163	△401,030	△2,806	776	△1,129	△399,026

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2021年度末通貨関連 △585,471百万円、2022年度末通貨関連 △229,955百万円となっています。

●金利関連
（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	**金利スワップ**								
	固定金利受取／変動金利支払	47,500	47,500	△568	△568	32,500	32,500	1,147	1,147
合　計					△568				1,147

（注）差損益欄には、時価を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	2021年度末			2022年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
				うち1年超			うち1年超	
繰延ヘッジ	**金利スワップ**	貸付金						
	固定金利受取／変動金利支払		11,500	11,500	△14	13,500	2,500	△11
	金利スワップ	保険負債						
	固定金利受取／変動金利支払		77,500	77,500	△5,038	217,500	217,500	△13,146
特例処理	**金利スワップ**	貸付金						
	固定金利受取／変動金利支払		80	35	0	735	710	0
	固定金利支払／変動金利受取		91,792	91,792	10,820	100,147	100,147	17,173
合　計					5,768			4,015

●通貨関連
（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	**為替予約**								
	売建	2,215,532	—	△221,515	△221,515	3,623,464	—	△252,498	△252,498
	(米ドル)	983,269	—	△118,453	△118,453	1,829,812	—	△123,913	△123,913
	(ユーロ)	582,889	—	△29,456	△29,456	1,280,422	—	△124,993	△124,993
	(豪ドル)	513,509	—	△60,675	△60,675	401,852	—	△4,138	△4,138
	買建	2,640,665	—	147,989	147,989	3,524,394	—	54,022	54,022
	(米ドル)	989,700	—	47,798	47,798	1,697,932	—	10,414	10,414
	(ユーロ)	1,034,799	—	60,119	60,119	1,337,349	—	47,940	47,940
	(豪ドル)	485,776	—	37,184	37,184	396,207	—	△5,848	△5,848
	通貨オプション								
	売建								
	コール	120,000	—			83,200	—		
		(313)		2,169	△1,856	(678)		256	422
	(米ドル)	120,000	—			83,200	—		
		(313)		2,169	△1,856	(678)		256	422
	買建								
	プット	100,000	—			914,650	—		
		(422)		—	△422	(3,933)		1,632	△2,301
	(米ドル)	100,000	—			914,650	—		
		(422)		—	△422	(3,933)		1,632	△2,301
合　計					△75,805				△200,355

（注）1.（　）内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2022年度末 契約額等	2022年度末 契約額等 うち1年超	2022年度末 時価
時価ヘッジ	**為替予約**	外貨建資産						
	売建		7,894,713	3,363,811	△585,471	4,762,898	702,883	△229,955
	（米ドル）		3,829,723	1,656,305	△318,481	3,181,135	663,063	△168,052
	（ユーロ）		2,546,059	1,265,539	△126,821	872,598	—	△51,356
	（豪ドル）		1,159,427	441,967	△114,262	524,937	27,290	△10,483
繰延ヘッジ	**通貨スワップ**	外貨建資産	37,806	37,806	△5,352	37,806	35,351	△7,039
	（米ドル）		35,351	35,351	△5,057	35,351	35,351	△6,634
	（ユーロ）		2,454	2,454	△294	2,454	—	△405
振当処理	**通貨スワップ**	外貨建資産	185,118	185,118	△15,141	236,846	230,642	△29,226
	（米ドル）		185,118	185,118	△15,141	236,846	230,642	△29,226
	通貨スワップ	外貨建負債	345,510	345,510	49,984	345,510	246,030	65,546
	（米ドル）		345,510	345,510	49,984	345,510	246,030	65,546
合　計					△555,980			△200,674

●株式関連（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益	2022年度末 契約額等	2022年度末 契約額等 うち1年超	2022年度末 時価	2022年度末 差損益
取引所	**株価指数先物**								
	売建	83,809	—	△6,326	△6,326	7,576	—	△77	△77
	買建	5,044	—	408	408	68,783	—	1,104	1,104
店頭	**株価指数オプション**								
	売建								
	コール	—	—			40,000	—		
		(—)		—	—	(1,046)		390	656
	買建								
	プット	66,000	—			547,130	—		
		(1,392)		0	△1,391	(4,936)		446	△4,489
合　計					△7,310				△2,806

（注）1. (　)内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

●債券関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益	2022年度末 契約額等	2022年度末 契約額等 うち1年超	2022年度末 時価	2022年度末 差損益
取引所	**債券先物**								
	買　建	66,423	—	△1,133	△1,133	33,788	—	776	776
合　計					△1,133				776

（注）差損益欄には、時価を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

●その他（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益	2022年度末 契約額等	2022年度末 契約額等 うち1年超	2022年度末 時価	2022年度末 差損益
店頭	**マルチ・アセット指数オプション**								
	売　建								
	コール	136,100	—			97,881	—		
		(414)		187	227	(291)		182	108
	買　建								
	コール	143,926	—			186,144	—		
		(2,882)		1,892	△990	(4,144)		2,905	△1,238
合　計					△762				△1,129

（注）1. (　)内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

◆資産関係

1 ポートフォリオの推移（一般勘定）

a. 資産の構成

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,044,510	2.9	2,076,849	6.0
買入金銭債権	310,140	0.9	407,646	1.2
金銭の信託	4,914	0.0	14,990	0.0
有価証券	30,720,996	86.1	28,225,231	81.7
公社債	14,520,419	40.7	14,976,500	43.3
株式	2,459,308	6.9	2,322,637	6.7
外国証券	13,218,894	37.1	10,582,451	30.6
公社債	10,730,565	30.1	8,370,096	24.2
株式等	2,488,328	7.0	2,212,355	6.4
その他の証券	522,373	1.5	343,641	1.0
貸付金	2,192,253	6.1	2,198,274	6.4
保険約款貸付	244,196	0.7	234,873	0.7
一般貸付	1,948,057	5.5	1,963,401	5.7
不動産	556,472	1.6	588,024	1.7
うち投資用	392,177	1.1	403,356	1.2
繰延税金資産	288,586	0.8	493,008	1.4
その他	560,974	1.6	547,963	1.6
貸倒引当金	△925	△0.0	△867	△0.0
一般勘定計	35,677,924	100.0	34,551,122	100.0
うち外貨建資産	12,660,503	35.5	9,754,013	28.2

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

b. 資産の増減

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
	金額	金額
現預金・コールローン	△255,835	1,032,339
買入金銭債権	△255,002	97,505
金銭の信託	4,914	10,076
有価証券	964,823	△2,495,764
公社債	89,269	456,081
株式	△21,398	△136,671
外国証券	827,248	△2,636,443
公社債	214,173	△2,360,469
株式等	613,075	△275,973
その他の証券	69,704	△178,731
貸付金	246,735	6,021
保険約款貸付	△14,353	△9,322
一般貸付	261,088	15,343
不動産	△936	31,551
うち投資用	△2,027	11,178
繰延税金資産	220,230	204,421
その他	157,864	△13,011
貸倒引当金	△35	58
一般勘定計	1,082,758	△1,126,801
うち外貨建資産	861,208	△2,906,490

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

2 資産別運用利回り（一般勘定）

（単位：%）

区　分	2021年度	2022年度
現預金・コールローン	2.53	2.86
買入金銭債権	0.50	0.59
金銭の信託	6.18	△1.13
有価証券	2.44	2.06
うち公社債	1.55	1.44
うち株式	4.83	13.97
うち外国証券	3.21	1.54
公社債	3.39	0.41
株式等	2.35	6.16
貸付金	1.61	1.64
うち一般貸付	1.31	1.38
不動産	2.77	2.23
うち投資用	3.93	3.22
一般勘定計	2.16	1.79
うち海外投融資	3.17	1.27

（注）1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

3 主要資産の平均残高(一般勘定)

(単位：百万円)

区　分	2021年度	2022年度
現預金・コールローン	1,076,992	1,268,238
買入金銭債権	539,787	423,906
金銭の信託	1,811	9,449
有価証券	28,147,424	28,378,349
うち公社債	14,475,545	14,631,708
うち株式	1,282,492	1,351,763
うち外国証券	11,953,657	11,959,660
公社債	9,950,171	9,609,526
株式等	2,003,486	2,350,134
貸付金	2,149,163	2,139,151
うち一般貸付	1,894,850	1,896,723
不動産	562,799	577,575
うち投資用	397,659	400,978
一般勘定計	33,781,628	34,334,827
うち海外投融資	13,321,448	13,498,138

4 商品有価証券明細表(一般勘定) 商品有価証券は、取り扱っていません。

5 商品有価証券売買高(一般勘定) 商品有価証券は、取り扱っていません。

6 有価証券明細表(一般勘定)

(単位：百万円、%)

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	10,791,013	35.1	11,530,860	40.9
地方債	180,166	0.6	179,858	0.6
社債	3,549,240	11.6	3,265,782	11.6
うち公社・公団債	2,202,542	7.2	2,061,529	7.3
うち外貨建	640,774	2.1	510,464	1.8
株式	2,459,308	8.0	2,322,637	8.2
外国証券	13,218,894	43.0	10,582,451	37.5
公社債	10,730,565	34.9	8,370,096	29.7
うち外貨建	9,130,405	29.7	6,536,038	23.2
株式等	2,488,328	8.1	2,212,355	7.8
うち外貨建	2,354,182	7.7	2,083,495	7.4
その他の証券	522,373	1.7	343,641	1.2
合　計	30,720,996	100.0	28,225,231	100.0
うち外貨建	12,125,362	39.5	9,129,998	32.3

7 有価証券残存期間別残高（一般勘定）

（2021年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	528,588	1,245,795	2,476,127	3,205,916	5,304,216	12,426,135	5,534,217	30,720,996
国債	187,439	124,370	550,649	854,777	3,064,058	6,009,716	—	10,791,013
地方債	—	8,797	—	—	15,828	155,540	—	180,166
社債	86,579	243,944	441,389	249,723	243,378	1,935,100	349,124	3,549,240
株式							2,459,308	2,459,308
外国証券	254,568	868,682	1,483,122	2,099,988	1,967,627	4,325,776	2,219,128	13,218,894
公社債	254,568	868,682	1,473,824	2,091,203	1,830,429	4,211,856	—	10,730,565
株式等	0	—	9,297	8,784	137,197	113,919	2,219,128	2,488,328
その他の証券	—	—	966	1,427	13,324	—	506,655	522,373
買入金銭債権	34,493	—	—	—	—	157,630	—	192,123
譲渡性預金	520,844	—	—	—	—	—	—	520,844
その他	—	—	—	—	—	—	4,914	4,914
合　計	1,083,926	1,245,795	2,476,127	3,205,916	5,304,216	12,583,765	5,539,131	31,438,879

（2022年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	641,677	1,635,200	2,153,332	2,834,342	4,378,369	11,794,162	4,788,145	28,225,231
国債	481,101	256,651	796,073	1,636,390	2,645,440	5,715,201	—	11,530,860
地方債	2,896	5,896	—	2,695	17,049	151,321	—	179,858
社債	95,835	183,475	399,086	183,932	156,084	1,900,286	347,082	3,265,782
株式							2,322,637	2,322,637
外国証券	61,844	1,188,363	957,210	1,009,969	1,542,968	4,026,333	1,795,761	10,582,451
公社債	61,844	1,188,363	943,717	945,281	1,349,429	3,881,460	—	8,370,096
株式等	0	—	13,493	64,687	193,539	144,873	1,795,761	2,212,355
その他の証券	—	813	962	1,354	16,827	1,019	322,663	343,641
買入金銭債権	142,995	—	—	—	—	153,716	—	296,712
譲渡性預金	542,253	—	—	—	—	—	—	542,253
その他	—	—	—	—	—	0	14,990	14,990
合　計	1,326,927	1,635,200	2,153,332	2,834,342	4,378,369	11,947,879	4,803,136	29,079,188

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

8 地域別地方債保有内訳（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2021年度末	2022年度末
北海道	133	131
東　北	—	—
関　東	81,897	82,195
中　部	39,602	38,923
近　畿	35,319	35,745
中　国	3,368	3,207
四　国	—	—
九　州	19,845	19,655
合　計	180,166	179,858

9 保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）

（単位：%）

区　分	2021年度末	2022年度末
公社債	1.55	1.54
外国公社債	2.72	3.23

（注）本表記載の数値は、国庫短期証券を除いて算出しています。

10 業種別株式保有の状況

（単位：百万円、%）

区　分		2021年度末		2022年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		314	0.0	320	0.0
鉱業		103	0.0	100	0.0
建設業		70,545	2.9	66,288	2.9
製造業	食料品	76,065	3.1	76,358	3.3
	繊維製品	9,698	0.4	12,335	0.5
	パルプ・紙	6,733	0.3	7,141	0.3
	化学	250,844	10.2	179,119	7.7
	医薬品	218,627	8.9	189,460	8.2
	石油・石炭製品	6,084	0.2	6,185	0.3
	ゴム製品	9,834	0.4	8,285	0.4
	ガラス・土石製品	26,440	1.1	23,485	1.0
	鉄鋼	21,569	0.9	24,962	1.1
	非鉄金属	50,212	2.0	49,016	2.1
	金属製品	8,645	0.4	9,566	0.4
	機械	183,248	7.5	183,219	7.9
	電気機器	309,705	12.6	309,327	13.3
	輸送用機器	92,789	3.8	69,250	3.0
	精密機器	22,015	0.9	22,097	1.0
	その他製品	65,864	2.7	66,709	2.9
電気・ガス業		26,148	1.1	27,967	1.2
運輸・情報通信業	陸運業	182,552	7.4	172,698	7.4
	海運業	11,425	0.5	11,003	0.5
	空運業	3,129	0.1	3,501	0.2
	倉庫・運輸関連業	10,313	0.4	11,411	0.5
	情報・通信業	87,067	3.5	74,439	3.2
商業	卸売業	217,109	8.8	198,505	8.5
	小売業	41,744	1.7	40,576	1.7
金融・保険業	銀行業	158,556	6.4	159,289	6.9
	証券、商品先物取引業	5,240	0.2	6,369	0.3
	保険業	173,624	7.1	200,388	8.6
	その他金融業	28,013	1.1	17,821	0.8
不動産業		26,697	1.1	34,967	1.5
サービス業		58,341	2.4	60,466	2.6
合　計		2,459,308	100.0	2,322,637	100.0

（注）業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

11 有価証券の時価情報（一般勘定）

a. 売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	4,914	383	14,990	28

（注）本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

b. 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち市場価格のあるもの）

（単位：百万円）

区　分	2021年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,569,177	1,812,094	242,917	242,925	△8
責任準備金対応債券	12,514,443	13,596,489	1,082,045	1,277,927	△195,882
子会社・関連会社株式	52,238	53,679	1,441	1,441	—
その他有価証券	15,177,316	16,387,386	1,210,069	1,599,191	△389,121
公社債	2,752,734	2,709,967	△42,767	44,159	△86,927
株式	1,155,190	2,297,231	1,142,041	1,181,568	△39,527
外国証券	10,149,382	10,231,870	82,488	335,724	△253,236
公社債	8,461,174	8,457,396	△3,777	181,643	△185,421
株式等	1,688,207	1,774,473	86,266	154,081	△67,815
その他の証券	411,007	435,347	24,340	32,845	△8,504
買入金銭債権	188,102	192,123	4,021	4,891	△870
譲渡性預金	520,900	520,844	△55	—	△55
その他	—	—	—	—	—
合　　計	29,313,176	31,849,649	2,536,473	3,121,486	△585,012
公社債	14,563,186	15,651,386	1,088,199	1,323,856	△235,656
株式	1,155,190	2,297,231	1,142,041	1,181,568	△39,527
外国証券	12,474,789	12,752,715	277,925	578,323	△300,398
公社債	10,734,343	10,924,561	190,217	422,801	△232,583
株式等	1,740,446	1,828,153	87,707	155,522	△67,815
その他の証券	411,007	435,347	24,340	32,845	△8,504
買入金銭債権	188,102	192,123	4,021	4,891	△870
譲渡性預金	520,900	520,844	△55	—	△55
その他	—	—	—	—	—

（単位：百万円）

区　分	2022年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,531,156	1,729,570	198,413	198,537	△124
責任準備金対応債券	13,192,905	13,610,612	417,707	975,068	△557,360
子会社・関連会社株式	53,077	45,626	△7,451	—	△7,451
その他有価証券	12,881,722	13,250,150	368,428	1,303,032	△934,604
公社債	3,025,881	2,833,870	△192,011	34,902	△226,913
株式	1,065,125	2,118,405	1,053,280	1,084,853	△31,573
外国証券	7,703,747	7,207,489	△496,257	160,382	△656,640
公社債	6,159,486	5,788,664	△370,822	95,914	△466,736
株式等	1,544,260	1,418,824	△125,435	64,468	△189,903
その他の証券	248,157	251,419	3,261	19,658	△16,396
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034
譲渡性預金	542,300	542,253	△46	—	△46
その他	—	—	—	—	—
合　　計	27,658,862	28,635,959	977,097	2,476,638	△1,499,540
公社債	15,168,512	15,536,037	367,524	1,016,901	△649,376
株式	1,065,964	2,118,958	1,052,994	1,084,853	△31,858
外国証券	10,337,417	9,890,578	△446,838	351,989	△798,828
公社債	8,740,918	8,426,680	△314,237	287,521	△601,758
株式等	1,596,499	1,463,897	△132,601	64,468	△197,069
その他の証券	248,157	251,419	3,261	19,658	△16,396
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034
譲渡性預金	542,300	542,253	△46	—	△46
その他	—	—	—	—	—

（注）1.本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2.市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	2021年度末	2022年度末
子会社・関連会社株式	743,750	789,941
その他有価証券	134,191	198,522
国内株式	19,990	21,414
外国株式	34,558	34,558
その他	79,642	142,548
合　　計	877,942	988,463

責任準備金対応債券について

○当社では、金利変動に対する資産・負債の時価変動を適切に管理する観点から、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、以下の保険契約群（小区分）を特定したうえで、これらに対応する債券の保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。

・個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
・最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険等の主契約
・確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
・拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
・確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約
・一時払養老保険契約（一部を除く）
・利率変動型終身保険（一時払）契約
・個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
・個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

○これらの小区分において、保険契約群の責任準備金と、対応する保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）が、一定幅の中で一致していることを定期的に検証しています。

c. 金銭の信託の時価情報（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2021年度末					2022年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益			貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
金銭の信託	4,914	4,914	—	—	—	14,990	14,990	—	—	—

（注）時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

（1）運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	4,914	383	14,990	28

（2）運用目的以外の金銭の信託

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

（ご参考）

金融商品に係る会計基準における「市場価格のない株式等および組合等」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	2021年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,569,177	1,812,094	242,917	242,925	△8
責任準備金対応債券	12,514,443	13,596,489	1,082,045	1,277,927	△195,882
子会社・関連会社株式	795,988	794,271	△1,717	9,193	△10,910
その他有価証券	15,311,508	16,554,354	1,242,846	1,632,154	△389,308
公社債	2,752,734	2,709,967	△42,767	44,159	△86,927
株式	1,175,180	2,317,221	1,142,041	1,181,568	△39,527
外国証券	10,259,276	10,374,242	114,965	368,377	△253,411
公社債	8,461,174	8,457,396	△3,777	181,643	△185,421
株式等	1,798,102	1,916,845	118,743	186,733	△67,990
その他の証券	415,314	439,954	24,640	33,156	△8,516
買入金銭債権	188,102	192,123	4,021	4,891	△870
譲渡性預金	520,900	520,844	△55	—	△55
その他	—	—	—	—	—
合　　計	30,191,118	32,757,210	2,566,091	3,162,201	△596,109
公社債	14,563,186	15,651,386	1,088,199	1,323,856	△235,656
株式	1,317,267	2,459,308	1,142,041	1,181,568	△39,527
外国証券	13,103,929	13,411,172	307,243	618,727	△311,483
公社債	10,734,343	10,924,561	190,217	422,801	△232,583
株式等	2,369,585	2,486,611	117,026	195,926	△78,900
その他の証券	497,732	522,373	24,640	33,156	△8,516
買入金銭債権	188,102	192,123	4,021	4,891	△870
譲渡性預金	520,900	520,844	△55	—	△55
その他	—	—	—	—	—

（単位：百万円）

区　分	2022年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,531,156	1,729,570	198,413	198,537	△124
責任準備金対応債券	13,192,905	13,610,612	417,707	975,068	△557,360
子会社・関連会社株式	843,019	879,255	36,235	43,687	△7,451
その他有価証券	13,080,244	13,497,116	416,871	1,352,016	△935,144
公社債	3,025,881	2,833,870	△192,011	34,902	△226,913
株式	1,086,539	2,139,820	1,053,280	1,084,853	△31,573
外国証券	7,873,993	7,425,358	△448,635	208,543	△657,179
公社債	6,159,486	5,788,664	△370,822	95,914	△466,736
株式等	1,714,507	1,636,693	△77,813	112,629	△190,443
その他の証券	255,018	259,101	4,082	20,480	△16,397
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034
譲渡性預金	542,300	542,253	△46	—	△46
その他	—	—	—	—	—
合　　計	28,647,325	29,716,554	1,069,228	2,569,309	△1,500,080
公社債	15,168,512	15,536,037	367,524	1,016,901	△649,376
株式	1,269,357	2,322,351	1,052,994	1,084,853	△31,858
外国証券	11,031,086	10,675,557	△355,529	443,838	△799,367
公社債	8,740,918	8,426,680	△314,237	287,521	△601,758
株式等	2,290,168	2,248,876	△41,291	156,316	△197,608
その他の証券	339,559	343,641	4,082	20,480	△16,397
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034
譲渡性預金	542,300	542,253	△46	—	△46
その他	—	—	—	—	—

（注）1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 有価証券の時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2021年度末が 29,618百万円、2022年度末が 92,131百万円となっています。

不動産(土地・借地権)の差損益

(単位：百万円)

区　分	2021年度末	2022年度末
不動産の差損益	186,055	212,562

(注) 土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

d. デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)(一般勘定)

(1)差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

区　分	2021年度末						2022年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	5,768	△555,980	—	—	—	△550,211	4,015	△200,674	—	—	—	△196,659
ヘッジ会計非適用分	△568	△73,414	△6,653	—	△762	△81,399	1,147	△200,021	△3,833	—	△1,129	△203,836
合　計	5,200	△629,394	△6,653	—	△762	△631,611	5,163	△400,696	△3,833	—	△1,129	△400,496

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2021年度末通貨関連 △585,471百万円、2022年度末通貨関連 △229,955百万円となっています。

(2)金利関連

(単位：百万円)

区分	種　類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**金利スワップ**								
	固定金利受取／変動金利支払	136,580	136,535	△5,619	△5,619	264,235	253,210	△ 12,010	△ 12,010
	固定金利支払／変動金利受取	91,792	91,792	10,820	10,820	100,147	100,147	17,173	17,173
合　計					5,200				5,163

(注) 1. 差損益欄には、時価を記載しています。

(ご参考)金利スワップ契約の内容

(単位：百万円、%)

区　分	2022年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合　計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	11,025	510	2,000	700	—	250,000	264,235
平均受取固定金利	1.20	0.18	0.71	0.83	—	0.75	0.77
平均支払変動金利	1.21	0.25	0.37	0.30	—	△0.03	0.03
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	—	—	40,059	—	60,088	—	100,147
平均支払固定金利	—	—	1.83	—	2.39	—	2.17
平均受取変動金利	—	—	6.14	—	6.50	—	6.36

(3)通貨関連

(単位：百万円)

区分	種　類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**為替予約**								
	売建	10,036,218	3,363,811	△804,302	△804,302	8,298,542	702,883	△482,097	△482,097
	(米ドル)	4,771,599	1,656,305	△435,508	△435,508	4,959,945	663,063	△292,026	△292,026
	(ユーロ)	3,105,975	1,265,539	△155,306	△155,306	2,131,914	—	△176,149	△176,149
	(豪ドル)	1,672,038	441,967	△174,858	△174,858	926,262	27,290	△14,634	△14,634
	買建	2,631,404	—	147,695	147,695	3,522,443	—	54,000	54,000
	(米ドル)	985,226	—	47,675	47,675	1,697,147	—	10,407	10,407
	(ユーロ)	1,030,813	—	59,991	59,991	1,336,183	—	47,926	47,926
	(豪ドル)	485,633	—	37,174	37,174	396,207	—	△ 5,848	△ 5,848
	通貨オプション								
	売建								
	コール	120,000	—			83,200	—		
		(313)		2,169	△1,856	(678)		256	422
	(米ドル)	120,000	—			83,200	—		
		(313)		2,169	△1,856	(678)		256	422
	買建								
	プット	100,000	—			914,650	—		
		(422)		—	△422	(3,933)		1,632	△2,301
	(米ドル)	100,000	—			914,650	—		
		(422)		—	△422	(3,933)		1,632	△2,301
	通貨スワップ	37,806	37,806	△5,352	△5,352	37,806	35,351	△7,039	△7,039
	(米ドル)	35,351	35,351	△5,057	△5,057	35,351	35,351	△6,634	△6,634
	(ユーロ)	2,454	2,454	△294	△294	2,454	—	△405	△405
合　計					△664,237				△437,016

(注) 1. (　)内には、オプション料を記載しています。
2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。開示の対象より除いている通貨スワップは、2021年度末が米ドルの契約額 530,629百万円、時価 34,843百万円、差損益 34,843百万円、2022年度末が米ドルの契約額 582,357百万円、時価 36,319百万円、差損益 36,319百万円です。
3. 差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(4)株式関連

(単位：百万円)

区分	種類	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益	2022年度末 契約額等	2022年度末 契約額等 うち1年超	2022年度末 時価	2022年度末 差損益
取引所	**株価指数先物** 売建	73,756	—	△5,261	△5,261	—	—	—	—
店頭	**株価指数オプション** **売建** コール	— (—)	—	—	—	40,000 (1,046)	—	390	656
店頭	**買建** プット	66,000 (1,392)	—	0	△1,391	547,130 (4,936)	—	446	△4,489
	合計				△6,653				△3,833

(注) 1. ( )内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(5)債券関連

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

(6)その他

(単位：百万円)

区分	種類	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益	2022年度末 契約額等	2022年度末 契約額等 うち1年超	2022年度末 時価	2022年度末 差損益
店頭	**マルチ・アセット指数オプション** **売建** コール	136,100 (414)	—	187	227	97,881 (291)	—	182	108
店頭	**買建** コール	143,926 (2,882)	—	1,892	△990	186,144 (4,144)	—	2,905	△1,238
	合計				△762				△1,129

(注) 1. ( )内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

12 株式の保有状況

a. 投資株式の区分の基準および考え方

当社では、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考えとして、中長期的な観点から株式投資を行っています。

また、この基本的な考え方に加えて、業務提携による関係強化を目的とした会社または他社との共同事業を目的とした会社への出資等により、政策的に株式を保有することがあります。これらの株式は、保有目的が純投資以外の目的である投資株式と区分のうえ、保有します。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

①保有の合理性を検証する方法および個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取締役会等にて個別銘柄の保有目的の適切性や保有に伴う便益等を具体的に精査し、保有の適否を検証しています。この検証の結果、保有の適切性・合理性が認められない場合には売却を含めた対応を行います。

②銘柄数および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2022年度 銘柄数	2022年度 貸借対照表計上額の合計額
非上場株式	39	7,914
上場株式	2	1,452

c. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（非上場株式を除く）の明細

銘柄	2021年度末 株式数（千株） 貸借対照計上額（百万円）	2022年度末 株式数（千株） 貸借対照計上額（百万円）	保有目的
株式会社アドバンスクリエイト	989	989	・保険分野における投資先との提携関係の維持・強化、および投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受することを目的とする。
	940	1,032	
株式会社アイリックコーポレーション	566	566	・保険分野における投資先との提携関係の維持・強化、および投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受することを目的とする。
	519	420	

d. 保有目的が純投資である投資株式

（単位：百万円）

区分	2022年度末	
	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
非上場株式	229	8,110
非上場株式以外の株式	1,134	2,116,952

（単位：百万円）

区分	2022年度			
	受取配当金	売却損益の合計額	評価損益の合計額	
			含み損益の合計額	減損処理の合計額
非上場株式	795	1,364	—	△14
非上場株式以外の株式	64,408	127,458	1,052,635	△2,609

13 貸付金明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2021年度末	2022年度末
保険約款貸付	244,196	234,873
契約者貸付	222,703	214,618
保険料振替貸付	21,493	20,255
一般貸付 （うち非居住者貸付）	1,948,057 (91,792)	1,963,401 (141,112)
企業貸付	1,690,979	1,762,288
（うち国内企業向け）	(1,599,187)	(1,621,176)
国・国際機関・政府関係機関貸付	228,641	169,994
公共団体・公企業貸付	26,500	29,500
住宅ローン	1,935	1,614
消費者ローン	1	3
その他	—	—
合　計	2,192,253	2,198,274

14 貸付金残存期間別残高（一般勘定）

（2021年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
変動金利	51,089	1,402	8,588	44,667	68,061	61,465	6,000	241,274
固定金利	354,287	200,459	240,690	169,380	195,216	546,748	—	1,706,782
一般貸付計	405,377	201,862	249,279	214,047	263,277	608,213	6,000	1,948,057

（2022年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
変動金利	50,914	5,662	48,099	13,199	68,483	91,231	6,000	283,591
固定金利	259,049	233,306	226,014	130,227	274,284	556,926	—	1,679,809
一般貸付計	309,963	238,969	274,114	143,427	342,768	648,157	6,000	1,963,401

15 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

（単位：件、百万円、%）

区　分		2021年度末		2022年度末	
			占率		占率
大企業	貸付先数	172	74.8	171	72.8
	金額	1,419,005	88.7	1,410,418	87.0
中堅企業	貸付先数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
中小企業	貸付先数	58	25.2	64	27.2
	金額	180,181	11.3	210,757	13.0
国内企業向け貸付計	貸付先数	230	100.0	235	100.0
	金額	1,599,187	100.0	1,621,176	100.0

（注）1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業種	①右の②、③、④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	常用する従業員300人超かつ	資本金10億円以上	常用する従業員50人超かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100人超かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100人超かつ	資本金10億円以上
中堅企業		資本金3億円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金1億円超10億円未満
中小企業	資本金3億円以下または常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下または常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下または常用する従業員100人以下		資本金1億円以下または常用する従業員100人以下	

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。
3. 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
4. サービス業は、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
5. 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）」の規模区分に準拠しています。

16 貸付金業種別内訳

（単位：百万円、%）

区　分		2021年度末		2022年度末	
		金額	占率	金額	占率
国内向け	製造業	175,950	9.0	163,498	8.3
	食料	12,014	0.6	14,014	0.7
	繊維	900	0.0	900	0.0
	木材・木製品	400	0.0	400	0.0
	パルプ・紙	14,750	0.8	16,700	0.9
	印刷	—	—	—	—
	化学	24,515	1.3	26,316	1.3
	石油・石炭	29,080	1.5	25,800	1.3
	窯業・土石	8,594	0.4	10,056	0.5
	鉄鋼	32,300	1.7	18,100	0.9
	非鉄金属	4,650	0.2	4,650	0.2
	金属製品	1,064	0.1	1,021	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	12,466	0.6	12,847	0.7
	電気機械	19,570	1.0	16,130	0.8
	輸送用機械	14,606	0.7	15,542	0.8
	その他の製造業	1,040	0.1	1,020	0.1
	農業、林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	5,361	0.3	10,487	0.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	236,505	12.1	241,496	12.3
	情報通信業	25,000	1.3	20,990	1.1
	運輸業、郵便業	164,714	8.5	169,955	8.7
	卸売業	367,700	18.9	339,500	17.3
	小売業	5,581	0.3	4,990	0.3
	金融業、保険業	345,187	17.7	396,523	20.2
	不動産業	180,010	9.2	188,359	9.6
	物品賃貸業	111,472	5.7	107,232	5.5
	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
	宿泊業	—	—	—	—
	飲食業	—	—	—	—
	生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
	教育、学習支援業	—	—	—	—
	医療・福祉	—	—	—	—
	その他のサービス	8,727	0.4	8,000	0.4
	地方公共団体	—	—	—	—
	個人（住宅・消費・納税資金等）	1,936	0.1	1,618	0.1
	合　計	1,856,264	95.3	1,822,288	92.8
海外向け	政府等	—	—	—	—
	金融機関	91,792	4.7	141,112	7.2
	商工業等	—	—	—	—
	合　計	91,792	4.7	141,112	7.2
一般貸付計		1,948,057	100.0	1,963,401	100.0

（注）1. 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。
2. 「国内向け貸付の合計」ならびに「一般貸付計」には日本国政府向け貸出を含みます。（2021年度末 2,281億円、2022年度末 1,696億円）

17 貸付金使途別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金額	占率	金額	占率
設備資金	194,436	10.0	181,620	9.3
運転資金	1,065,083	54.7	1,048,388	53.4

（注）占率には、一般貸付金残高に対する割合を記載しています。

18 貸付金地域別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	9,798	0.5	9,266	0.5
東　北	18,521	1.0	17,110	0.9
関　東	1,534,505	82.8	1,502,644	82.5
中　部	97,300	5.2	97,100	5.3
近　畿	139,838	7.5	140,366	7.7
中　国	15,225	0.8	15,112	0.8
四　国	5,550	0.3	5,550	0.3
九　州	33,590	1.8	33,520	1.8
合　計	1,854,328	100.0	1,820,670	100.0

（注）1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含みません。
2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

19 貸付金担保別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	11,889	0.6	10,732	0.5
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	11,889	0.6	10,732	0.5
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	13,104	0.7	12,656	0.6
信用貸付	1,921,126	98.6	1,938,394	98.7
その他	1,936	0.1	1,618	0.1
一般貸付計	1,948,057	100.0	1,963,401	100.0
うち劣後特約付貸付	116,000	6.0	125,800	6.4

20 保険業法に基づく債権の状況

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末	2022年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	755	783
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	600	—
小計	1,355	783
（対合計比）	(0.02)	(0.01)
正常債権	6,993,043	6,211,212
合計	6,994,398	6,211,996

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。（注1に掲げる債権を除く。）
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。
（注1及び2に掲げる債権を除く。）
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。
（注1から3に掲げる債権を除く。）
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

（ご参考）貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

区　分	2021年度末	2022年度末
個別貸倒引当金残高	242	247
一般貸倒引当金残高	682	619
貸倒引当金合計	925	867

21 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

22 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　目	2021年度末	2022年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	4,994,392	4,257,297
基金等	812,685	902,886
価格変動準備金	971,947	849,526
危険準備金	701,900	752,500
一般貸倒引当金	682	619
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	1,114,089	369,236
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	118,199	140,576
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	723,074	727,392
負債性資本調達手段等	600,510	566,510
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	―	―
控除項目	△120,000	△160,000
その他	71,303	108,048
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$（B）	1,234,561	1,047,545
保険リスク相当額　R_1	63,221	61,574
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	67,325	69,167
予定利率リスク相当額　R_2	175,378	175,772
最低保証リスク相当額　R_7※	3,045	2,973
資産運用リスク相当額　R_3	1,022,434	837,483
経営管理リスク相当額　R_4	26,628	22,939
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	809.0%	812.8%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。
（注）上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

◆ソルベンシー・マージン比率について

「ソルベンシー・マージン」とは、大地震や株の大暴落といった通常予測できる範囲を超える諸リスクに対応するための「支払余力」を意味しています。ソルベンシー・マージン比率とは、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した「リスクの合計額」に対する「ソルベンシー・マージン総額」の比率であり、通常の予測を超えて発生するリスクをどれだけカバーできるかを表す指標のひとつです。
この数値が200%を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

◆ソルベンシー・マージン総額について

「ソルベンシー・マージン総額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

項目	内容	法令上の根拠
基金等	貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等合計を控除したうえ、剰余金の処分として支出する金額（社員配当準備金に積み立てる金額を含みます。）を控除した額を記載しています。なお、規則第86条第1項第1号に定める事項のうち、「保険業法（以下、「法」）第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額」については、当社には該当事項はありません。 基金等 ＝ 貸借対照表上の純資産の部合計 － 評価・換算差額等合計 － 剰余金の処分として支出する金額 － その他（繰延資産等）	保険業法施行規則（以下、「規則」）第86条第1項第1号
価格変動準備金	貸借対照表上の価格変動準備金の額を記載しています。 価格変動準備金は、法第115条第1項により、保険会社に対し、所有する株式等の価格変動により生じ得る損失に備えて積み立てることが求められているものです。 株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合、その他金融庁長官の認可を受けたとき、取崩すことができます。	規則第86条第1項第2号
危険準備金	貸借対照表上の責任準備金の一部である危険準備金の額を記載しています。 危険準備金は、規則第69条第1項第3号により、保険会社に対し、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険（保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク）に備えて積み立てることが求められているものです。死差損・利差損がある場合、最低保証に係る収支残が負の場合において、当該損失のてん補に充てるときに取崩すことができます。 なお、業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、これらによらない取崩しを行うことができます。 ※保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクの意味については、「リスクの合計額について」をご覧ください。	規則第86条第1項第3号
一般貸倒引当金	貸借対照表上の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金の額を記載しています。	規則第86条第1項第4号
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	以下の各金額であって税効果適用前のものの合計額に、当該金額がプラスの場合は90%を、マイナスの場合は100%を乗じて得た額を記載しています。 ア．貸借対照表上のその他有価証券評価差額金の額 イ．貸借対照表上の繰延ヘッジ損益の額（ヘッジ対象に係る評価差額が貸借対照表のその他有価証券評価差額金に計上されている場合におけるものに限る。）	規則第86条第1項第5号

土地の含み損益	土地の時価と帳簿価額の差額に、当該金額がプラスの場合は85%を、マイナスの場合は100%を乗じて得た額を記載しています。土地の時価と帳簿価額の差額には、貸借対照表上の土地再評価差額金および貸借対照表上の再評価に係る繰延税金負債の合計額が含まれます。	規則第86条 第1項第6号
全期チルメル式 責任準備金 相当額超過額	貸借対照表上の責任準備金の一部である以下のアの額からイ及びウの合計額を控除した残額を記載しています。 ア. 保険料積立金及び未経過保険料の合計額 イ. 以下の①と②のいずれか大きい額 ① 保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額 ② 保有する保険契約が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額 ウ. 規則第69条第5項の規定に基づき追加して積み立てた保険料積立金の額を積み立てていないものとして、法第121条第1項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、追加して積み立てておくことが必要である保険料積立金の額	規則第86条 第1項第7号 及び平成8年 大蔵省告示 (以下、「告示」)第50 号第1条第4項第1号
負債性資本 調達手段等	貸借対照表上の社債及び借入金の一部である以下の負債性資本調達手段等の額を記載しています。 (単位：百万円) 項目 / 2021年度末 / 2022年度末 負債性資本調達手段等の額(①+②+③) / 600,510 / 566,510 告示第50号第1条第4項第5号イに掲げるもの(永久劣後債務)の額(①) / — / — 告示第50号第1条第4項第5号ロに掲げるもの(期限付劣後債務)の額(②) / 600,510 / 566,510 不算入額(③) / — / —	規則第86条 第1項第7号及び告示 第50号第1条第4項第5号
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	全期チルメル式責任準備金相当額超過額と負債性資本調達手段等(告示第50号第1条第6項に規定される特定負債性資本調達手段を除く) の合計額のうち、中核的支払余力(基金等、価格変動準備金、危険準備金、配当準備金未割当部分、マイナスのその他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ(税効果控除前)の合計額から繰延税金資産の不算入額及び告示第50号第1条第5項に規定される再保険契約に係る未償却出再手数料残高の額を控除した額)を超過する額を記載しています。	規則第86条 第1項第7号及び告示 第50号第1条第5項
控除項目	以下の各金額の合計額を記載しています。 ア. 当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等のうち、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する額 イ. 告示第50号第1条の3 に規定される再保険契約に係る未償却出再手数料残高の額	規則第86条 第1項第7号及び告示 第50号第1条の2、3
その他	以下の各金額の合計額を記載しています。 ア. 繰延税金資産の不算入額。繰延税金資産(価格変動準備金、保険契約準備金、評価・換算差額等に係る額を除く)のうち、告示第50号第1条第1項に規定される繰延税金資産算入基準額の20%を超過する額です。 イ. 配当準備金未割当部分。配当準備金未割当部分は、貸借対照表上の社員配当準備金(社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含む。)のうち、社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える額です。 ウ. 税効果相当額。税効果相当額は、任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものとして計算した額です。	規則第86条 第1項及び告示 第50号 第1条第1項、 第4項第2号、第3号、 第7項

◆リスクの合計額について

「リスクの合計額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

項目	内容	法令上の根拠
保険リスク相当額	保険リスクに対応する額を記載しています。 保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るもの以外のものです。 保険リスクは、普通死亡リスク、生存保障リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条 第1号
第三分野保険の 保険リスク相当額	第三分野保険の保険リスクに対応する額を記載しています。 第三分野保険の保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るものです。 第三分野保険の保険リスクは、ストレステストの対象とするリスク、災害死亡リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条 第1号の2
予定利率 リスク相当額	予定利率リスクに対応する額を記載しています。 予定利率リスクは、「責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険」です。	規則第87条 第2号
最低保証 リスク相当額	最低保証リスクに対応する額を記載しています。 最低保証リスクは、「特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険」です。	規則第87条 第2号の2
資産運用 リスク相当額	資産運用リスクに対応する額を記載しています。 資産運用リスクは、「資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険」です。 資産運用リスクは、価格変動等リスク、信用リスク、子会社等リスク、デリバティブ取引リスク、信用スプレッドリスク、再保険リスク、再保険回収リスクで構成されます。	規則第87条 第3号
経営管理 リスク相当額	経営管理リスクに対応する額を記載しています。 経営管理リスクは、「業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクおよび資産運用リスクに該当しないもの」です。	規則第87条 第4号

23 危険準備金等※残高

(単位：億円)

項目		2021年度末	2022年度末
危険準備金等		24,778	24,960
負債の部	危険準備金	7,019	7,525
	価格変動準備金	9,719	8,495
純資産の部	価格変動積立金	1,650	2,550
	基金償却積立金	6,390	6,390

※危険準備金、価格変動準備金、価格変動積立金、基金償却積立金の合計

24 有形固定資産明細表

a. 有形固定資産の明細

（2021年度）

（単位：百万円、%）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	359,957	6,880	9,998 （235）	—	356,840	—	—
建物	173,740	18,043	2,077 （196）	12,273	177,432	405,083	69.5
リース資産	4,387	117	5	1,437	3,061	5,176	62.8
建設仮勘定	23,711	18,923	20,434	—	22,200	—	—
その他の有形固定資産	4,465	1,006	45	1,394	4,032	18,536	82.1
合　計	566,262	44,971	32,561	15,104	563,567	428,797	—

（2022年度）

（単位：百万円、%）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	356,840	50,298	22,051 （350）	—	385,086	—	—
建物	177,432	42,051	8,651 （1,970）	13,063	197,769	415,947	67.7
リース資産	3,061	119	2	1,450	1,727	6,627	79.3
建設仮勘定	22,200	43,904	60,935	—	5,169	—	—
その他の有形固定資産	4,032	2,539	561	1,291	4,720	17,748	78.9
合　計	563,567	138,913	92,203	15,805	594,472	440,324	—

1.「当期減少額」欄の（　）内には、減損損失の計上額を記載しています。
2. 2022年度末の賃貸等不動産残高は、404,931百万円です。

b. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

（単位：百万円）

区　分	2021年度末	2022年度末
不動産残高	556,472	588,024
営業用	164,295	184,668
賃貸用	392,177	403,356
賃貸用ビル保有数	85棟	84棟

25 その他の資産明細表

（2021年度）

（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高
繰延資産	21,933	112	119	21,178	755
その他	28,812	22,221	0	0	28,812
合　計	50,746	22,333	119	21,178	29,568

（2022年度）

（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高
繰延資産	22,298	397	176	21,322	975
その他	12,932	76,644	92,524	0	12,932
合　計	35,230	77,042	92,701	21,322	13,908

26 公共関係投融資の概況（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分		2021年度	2022年度
公共債	国債	—	—
	地方債	—	—
	公社・公団債	504	497
	小計	504	497
貸付	政府関係機関	466,455	446,056
	公共団体・公企業	5,000	3,000
	小計	471,455	449,056
合　計		471,959	449,553

（注）上記表の公共債・貸付欄にはそれぞれ各年度の国内向け新規引受額、新規貸出額を記入しています。

27 海外投融資の状況（一般勘定）

a. 資産別明細

●外貨建資産

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金　額	占率	金　額	占率
公社債	9,771,179	65.8	7,046,502	58.0
株式等	2,354,182	15.8	2,083,495	17.2
現預金・その他	535,141	3.6	624,015	5.1
外貨建資産計	12,660,503	85.2	9,754,013	80.3

●円貨額が確定した外貨建資産

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金　額	占率	金　額	占率
貸付金	185,118	1.2	236,846	2.0
現預金・その他	3,132	0.0	3,244	0.0
円貨額が確定した外貨建資産計	188,251	1.3	240,091	2.0

●円貨建資産

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金　額	占率	金　額	占率
公社債	1,600,160	10.8	1,834,058	15.1
株式等	388,794	2.6	271,013	2.2
その他	15,817	0.1	40,272	0.3
円貨建資産計	2,004,772	13.5	2,145,344	17.7

●合計

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金　額	占率	金　額	占率
海外投融資	14,853,528	100.0	12,139,449	100.0

（注）「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

b. 海外投融資の地域別構成

(2021年度末)

(単位：百万円、%)

区　分	外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	4,594,949	34.8	3,720,505	34.7	874,444	35.1	91,792	100.0
ヨーロッパ	3,465,522	26.2	3,400,825	31.7	64,697	2.6	—	—
オセアニア	973,046	7.4	973,046	9.1	—	—	—	—
アジア	215,271	1.6	60,197	0.6	155,073	6.2	—	—
中南米	3,608,286	27.3	2,214,173	20.6	1,394,112	56.0	—	—
中東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	3,565	0.0	3,565	0.0	—	—	—	—
国際機関	358,253	2.7	358,253	3.3	—	—	—	—
合計	13,218,894	100.0	10,730,565	100.0	2,488,328	100.0	91,792	100.0

(2022年度末)

(単位：百万円、%)

区　分	外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	4,298,366	40.6	3,771,103	45.1	527,263	23.8	141,112	100.0
ヨーロッパ	1,828,123	17.3	1,709,754	20.4	118,368	5.4	—	—
オセアニア	630,571	6.0	630,571	7.5	—	—	—	—
アジア	161,532	1.5	2,019	0.0	159,512	7.2	—	—
中南米	3,450,631	32.6	2,043,421	24.4	1,407,210	63.6	—	—
中東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	3,533	0.0	3,533	0.0	—	—	—	—
国際機関	209,692	2.0	209,692	2.5	—	—	—	—
合計	10,582,451	100.0	8,370,096	100.0	2,212,355	100.0	141,112	100.0

(注) 1. 本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。
2. 中南米向け外国証券は、その大部分が中南米に設立されたＳＰＣ(特別目的会社)が発行する債券、または海外投資信託等であり、発行会社の国籍に基づき中南米に分類されているものの、実質的には日本や北米・ヨーロッパ・アジア・オセアニア地域等への投資です。

c. 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	7,573,450	59.8	7,314,169	75.0
豪ドル	1,656,420	13.1	916,665	9.4
ユーロ	2,566,665	20.3	905,311	9.3
ニュージーランドドル	385,779	3.0	244,187	2.5
カナダドル	218,115	1.7	211,719	2.2
ベトナムドン	52,257	0.4	52,260	0.5
中国元	109,231	0.9	50,381	0.5
シンガポールドル	37,004	0.3	41,183	0.4
インドネシアルピア	15,722	0.1	15,722	0.2
ポーランドズロチ	31,532	0.2	2,394	0.0
メキシコペソ	14,298	0.1	—	—
その他	24	0.0	16	0.0
合　計	12,660,503	100.0	9,754,013	100.0

◆負債関係

1 支払備金明細表

（単位：百万円）

区分		2021年度末	2022年度末
保険金	死亡保険金	61,465	66,738
	災害保険金	2,594	2,559
	高度障害保険金	3,068	3,106
	満期保険金	1,190	1,034
	その他	956	1,002
	小計	69,276	74,440
年金		4,796	4,990
給付金		29,285	28,473
解約返戻金		6,484	5,287
保険金据置支払金		5,135	4,429
その他共計		117,678	120,531

2 責任準備金明細表

（単位：百万円）

区分		2021年度末	2022年度末
責任準備金（危険準備金を除く）	個人保険	15,009,485	15,233,783
	（一般勘定）	(14,948,419)	(15,176,780)
	（特別勘定）	(61,066)	(57,003)
	個人年金保険	9,249,123	9,419,215
	（一般勘定）	(9,195,656)	(9,378,807)
	（特別勘定）	(53,467)	(40,407)
	団体保険	15,979	15,721
	（一般勘定）	(15,979)	(15,721)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	団体年金保険	2,716,382	2,699,982
	（一般勘定）	(2,015,306)	(2,020,094)
	（特別勘定）	(701,076)	(679,888)
	その他	191,383	184,269
	（一般勘定）	(191,383)	(184,269)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	小計	27,182,355	27,552,973
	（一般勘定）	(26,366,744)	(26,775,673)
	（特別勘定）	(815,610)	(777,299)
危険準備金		701,900	752,500
合計		27,884,255	28,305,473
（一般勘定）		(27,068,644)	(27,528,173)
（特別勘定）		(815,610)	(777,299)

3 責任準備金残高の内訳

（2021年度末）

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	2021年度末合計
残高	25,486,039	1,696,315	—	701,900	27,884,255

（2022年度末）

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	2022年度末合計
残高	26,027,387	1,525,585	—	752,500	28,305,473

4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高（契約年度別）

a. 責任準備金の積立方式・積立率

区　分		2021年度末	2022年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）	金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

（注）1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は含みません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

b. 責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	82,714	4.00%～5.00%
1981年度～1985年度	326,180	5.00%～5.50%
1986年度～1990年度	1,620,848	5.50%
1991年度～1995年度	2,785,549	3.75%～5.50%
1996年度～2000年度	1,255,603	2.00%～2.75%
2001年度～2005年度	1,148,463	1.50%
2006年度～2010年度	2,874,244	1.00%～1.50%
2011年度	904,909	1.00%～1.50%
2012年度	1,390,002	1.00%～1.50%
2013年度	955,835	0.50%～1.00%
2014年度	1,119,967	0.50%～1.00%
2015年度	1,569,306	0.50%～1.00%
2016年度	2,214,042	0.25%～1.00%
2017年度	1,133,161	0.25%～3.75%
2018年度	1,010,675	0.25%～3.95%
2019年度	966,107	0.25%～3.55%
2020年度	1,005,501	0.00%～2.55%
2021年度	1,027,755	0.00%～3.35%
2022年度	1,164,717	0.25%～4.75%

（注）1.「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
2.「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

5 法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

○第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

各第三分野保険のリスク特性を踏まえ、原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、将来期間における保険事故発生率の悪化等の状況を想定し、将来の保険金・給付金等のお支払が確実に履行されるかを検証します。この検証を法令等に則り行い、責任準備金の積立が不十分であると認識される場合には、危険準備金、追加責任準備金の積立等の必要な措置を講じることとしています。

○負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

危険発生率は、予定発生率に対する支払指数を基準に算定しており、過去の保険事故発生率の実績の推移をベースにしています。

原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、直近の保険事故発生率の実績*を基礎に、将来10年間における各契約区分の支払指数を設定しています。

上記方法で設定した支払指数を基準に、過去の実績から支払指数の変動するリスクを一定の確率（99％及び97.7％）でカバーする支払指数を算定した上で、前事業年度の水準を下回らないように危険発生率を設定しています。

＊2023年3月末以前の6ヵ月を超えない期間までに観測された実績を使用しています。

○テストの結果

ストレステストは、以下のP、Aに対し、AがPを上回るかどうかにより不足の有無を検証します。

P：責任準備金算出に用いる予定発生率に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

A：前述の危険発生率（発生率の変動するリスクを99％の確率でカバーする水準）に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

AがPを上回る場合は、不足が生じると判定されます。

主要な保険種類についての、Pに対するAの比率の状況（将来10年間合計、1年目および10年目）は下表のとおりです。

●ストレステスト（発生率の変動するリスクを99％の確率でカバーする水準）の結果

	将来10年間合計	1年目 → 10年目	
全区分合計	61.9%	54.0%	70.5%
うち総合医療特約区分	51.2%	47.4%	55.6%
うち新医療保険区分	49.5%	44.9%	54.1%
うち生活障害保障区分	78.2%	57.0%	99.6%

2022年度決算においてストレステストを実施した結果、不足の生じる区分はありませんでした。

なお、第三分野保険の一部について既に積み増している保険料積立金の2022年度末残高は8,984百万円です。

6 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

a. 責任準備金残高（一般勘定）

（単位：百万円）

	2021年度末	2022年度末
責任準備金残高（一般勘定）	—	—

（注）1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約（標準責任準備金対象契約）を対象としています。
2. 「責任準備金残高（一般勘定）」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。
3. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金として、2022年度末2,099百万円を控除しています。

b. 算出方法、その計算の基礎となる係数

		最低保証付 変額保険	最低保証付一時払 変額個人年金保険 （08）	変額個人年金保険 （一時払い）	最低保証付 変額個人年金保険 （一時払い）（16）
算出方法		平成8年大蔵省告示 第48号に定める 代替的方式 （シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示 第48号に定める 代替的方式 （シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示 第48号に定める 代替的方式 （ファクターテーブル方式）	平成8年大蔵省告示 第48号に定める 標準的方式
計算の基礎となる係数	予定死亡率	平成8年大蔵省告示 第48号に定める率＊	平成8年大蔵省告示 第48号に定める率＊	予定災害死亡率 （0.000504）のみを使用	平成8年大蔵省告示 第48号に定める率＊
	割引率			平成8年大蔵省告示 第48号に定める率	
	期待収益率				
	ボラティリティ	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、国内短期資産については0.3％（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）	平成8年大蔵省告示 第48号に定める率	18.4％ （保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）	基本部分：据置期間15年については4.0％、据置期間20年については4.5％ （保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）

＊ ・平成19年4月1日に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第１項第２号イに定める予定死亡率を用いています。
・平成19年4月2日以降に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第１項第２号ロに定める予定死亡率を満年齢方式に修正して用いています。

7 社員配当準備金明細表

（2021年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2021年度 合計
当期首現在高	203,425	11,416	2,851	42	409	11	218,156
前期剰余金からの繰入	17,133	1,497	34,060	1,353	0	136	54,181
利息による増加	28	0	0	—	0	0	29
配当金支払による減少	18,136	843	35,615	1,349	54	141	56,141
当期末現在高	202,448 （198,274）	12,073 （9,750）	1,296 （316）	46 （—）	355 （352）	6 （6）	216,226 （208,700）

（2022年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2022年度 合計
当期首現在高	202,448	12,073	1,296	46	355	6	216,226
前期剰余金からの繰入	16,261	2,051	36,948	2,909	0	139	58,310
利息による増加	26	0	0	—	0	0	26
配当金支払による減少	18,375	889	36,580	2,863	50	136	58,895
当期末現在高	200,360 （195,483）	13,235 （10,573）	1,664 （325）	92 （—）	304 （302）	9 （5）	215,667 （206,690）

（注）（　）内は積立配当金額です。

8 引当金明細表

(2021年度)

(単位：百万円)

区　分		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	628	682	54	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	261	242	△19	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		—	—	—	「退職給付に関する会計基準」等に基づき計上しています。
価格変動準備金		883,647	971,947	88,300	保険業法第115条の規定により計上しています。

(2022年度)

(単位：百万円)

区　分		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	682	619	△62	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	242	247	4	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		—	—	—	「退職給付に関する会計基準」等に基づき計上しています。
価格変動準備金		971,947	849,526	△122,420	保険業法第115条の規定により計上しています。

9 個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区　分	2021年度	2022年度
繰入額	274	277
取崩額 (償却に伴う取崩額を除く)	284	263
純繰入額	△10	14

10 特定海外債権引当勘定の状況

a. 特定海外債権引当勘定

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため記載していません。

b. 対象債権額国別残高

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため記載していません。

11 借入金等残存期間別残高

(2021年度末)

(単位：百万円)

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
借入金	—	—	—	—	—	120,000	120,000
社債	—	—	—	—	—	480,510	480,510

(2022年度末)

(単位：百万円)

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
借入金	—	—	—	—	—	170,000	170,000
社債	—	—	—	—	—	396,510	396,510

◆資本関係

1 基金の状況

2022年度末の基金の総額（基金および基金償却積立金の合計）は6,390億円となっています。

基金償却実績

基金償却準備金の積立ならびに基金償却積立金への振替、基金償却については下図のとおり実施しています。

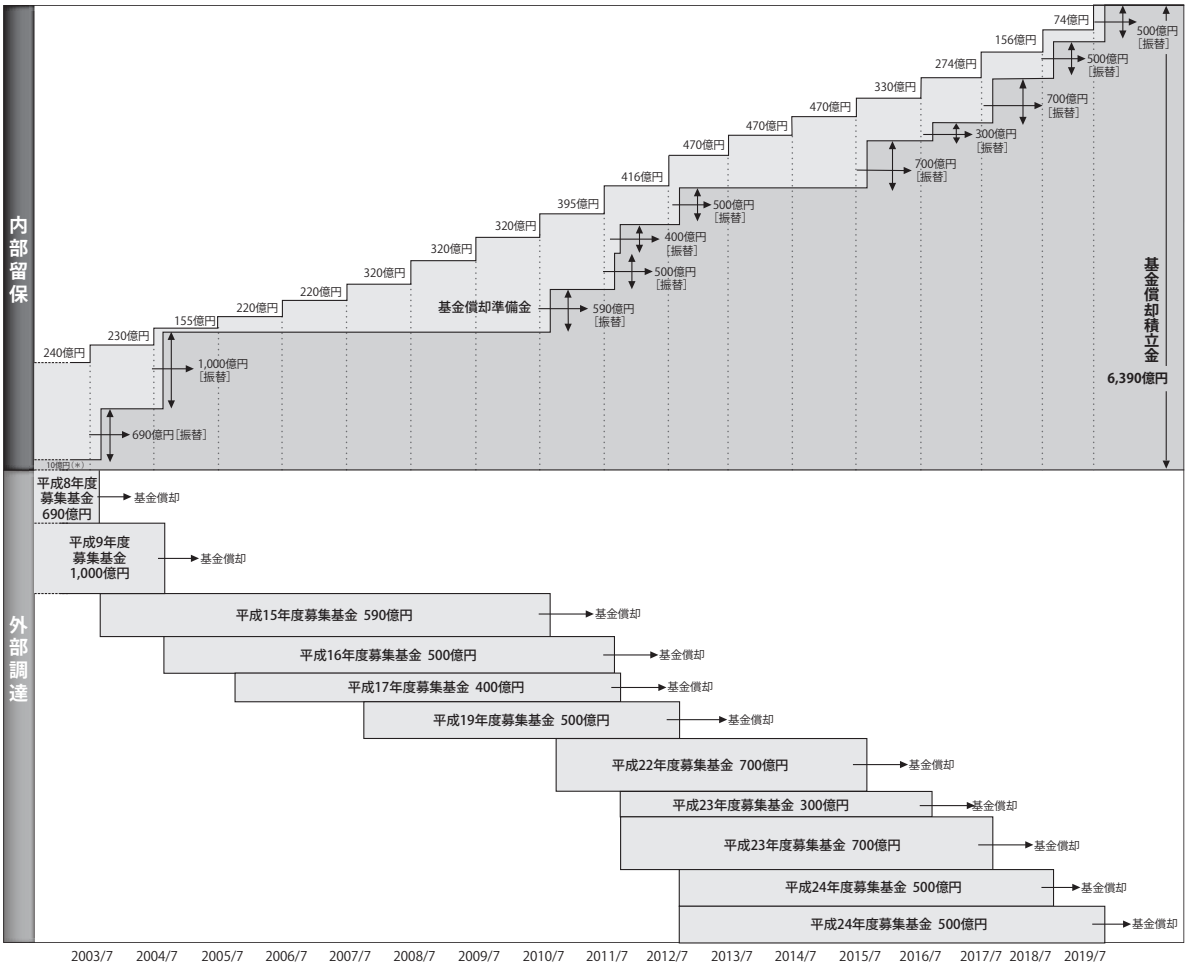

＊保険業法に定める最低基金総額10億円

◆保険関係収支

1 保険料明細表

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
個人保険	1,308,061	1,460,498
（うち一時払）	339,071	562,522
（うち年払）	157,522	103,998
（うち半年払）	3,875	3,480
（うち月払）	807,592	790,497
個人年金保険	521,182	469,468
（うち一時払）	32,200	71,254
（うち年払）	194,382	107,619
（うち半年払）	2,972	2,810
（うち月払）	291,626	287,784
団体保険	93,000	94,343
団体年金保険	203,310	175,888
その他共計	2,140,392	2,213,957

（注）年払には年1回払を、半年払には年2回払を、それぞれ含めた金額を記載しています。

2 保険金明細表

a. 金額

（2021年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2021年度合　計
死亡保険金	331,219	3,549	41,082	—	—	2	375,854
災害保険金	8,110	19	75	—	110	—	8,314
高度障害保険金	5,302	27	3,089	—	—	—	8,418
満期保険金	122,836	0	—	—	1,609	—	124,446
その他	4,311	—	—	—	—	—	4,311
合　計	471,780	3,596	44,247	—	1,719	2	521,345

（2022年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2022年度合　計
死亡保険金	369,639	3,542	42,920	—	—	9	416,111
災害保険金	11,030	15	127	—	104	5	11,283
高度障害保険金	5,370	35	3,363	—	—	—	8,769
満期保険金	104,440	6	—	—	2,111	—	106,558
その他	4,670	0	—	—	—	—	4,670
合　計	495,151	3,599	46,411	—	2,215	15	547,393

b. 件数

(2021年度)

(単位：件)

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2021年度合　計
死亡保険金	69,563	597	39,165	—	—	107	109,432
災害保険金	1,308	4	168	—	10	—	1,490
高度障害保険金	823	6	2,529	—	—	—	3,358
満期保険金	28,449	35	—	—	2,231	—	30,715
その他	8,111	—	—	—	—	—	8,111
合　計	108,254	642	41,862	—	2,241	107	153,106

(2022年度)

(単位：件)

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2022年度合　計
死亡保険金	77,905	543	40,034	—	—	108	118,590
災害保険金	1,744	2	189	—	5	1	1,941
高度障害保険金	816	4	2,560	—	—	—	3,380
満期保険金	23,898	30	—	—	1,504	—	25,432
その他	8,822	1	—	—	—	—	8,823
合　計	113,185	580	42,783	—	1,509	109	158,166

3 年金明細表

a. 金額

(2021年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2021年度合　計
—	373,449	380	51,574	3,357	—	428,761

(2022年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2022年度合　計
—	372,445	349	48,616	3,145	—	424,557

b. 件数

(2021年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2021年度合　計
—	587,468	17,457	1,995,317	11,527	—	2,611,769

(2022年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2022年度合　計
—	589,080	16,236	1,978,487	10,899	—	2,594,702

4 給付金明細表

a. 金額

(2021年度)

(単位：百万円)

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2021年度合　計
死亡給付金	50,261	10,671	5	—	125	—	61,063
入院給付金	67,292	513	88	—	—	55	67,949
手術給付金	30,727	555	—	—	—	27	31,311
障害給付金	4,354	9	14	—	10	—	4,388
生存給付金	39,274	273	—	—	380	—	39,928
その他	4,455	0	0	99,172	45	2	103,676
合　計	196,365	12,023	109	99,172	561	85	308,317

(2022年度)

(単位：百万円)

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2022年度合　計
死亡給付金	50,988	12,283	6	—	164	—	63,443
入院給付金	132,868	648	162	—	—	94	133,774
手術給付金	31,367	597	—	—	—	9	31,974
障害給付金	4,708	9	22	—	9	—	4,750
生存給付金	46,133	305	—	—	353	—	46,792
その他	5,264	0	0	102,748	53	2	108,069
合　計	271,331	13,844	192	102,748	580	106	388,804

b. 件数

(2021年度)

(単位：件)

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2021年度合　計
死亡給付金	21,581	4,258	391	—	52	—	26,282
入院給付金	930,386	7,362	2,727	—	—	10,475	950,950
手術給付金	415,639	6,957	—	—	—	4,017	426,613
障害給付金	56,202	120	70	—	1	—	56,393
生存給付金	107,259	1,070	—	—	130	—	108,459
その他	34,776	7	80	470,112	124	53	505,152
合　計	1,565,843	19,774	3,268	470,112	307	14,545	2,073,849

(2022年度)

(単位：件)

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2022年度合　計
死亡給付金	23,287	4,520	469	—	70	—	28,346
入院給付金	1,944,464	12,998	3,991	—	—	43,014	2,004,467
手術給付金	438,615	7,364	—	—	—	3,001	448,980
障害給付金	61,143	126	94	—	1	—	61,364
生存給付金	105,035	1,314	—	—	118	—	106,467
その他	41,372	8	94	499,824	123	66	541,487
合　計	2,613,916	26,330	4,648	499,824	312	46,081	3,191,111

5 解約返戻金明細表

（2021年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2021年度 合　計
317,647	89,151	—	23,839	16,188	—	446,828

（2022年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2022年度 合　計
380,311	118,142	—	36,483	16,686	—	551,624

◆資産運用関係収支

1 資産運用関係収益(一般勘定)

(単位：百万円、%)

区分	2021年度		2022年度	
		前年度比		前年度比
利息及び配当金等収入	667,365	109.1	761,129	114.0
金銭の信託運用益	379	—	287	75.5
有価証券売却益	67,019	84.4	358,718	535.2
有価証券償還益	1,761	10.8	1,120	63.6
金融派生商品収益	2,546	—	—	—
為替差益	98,853	—	80,608	81.5
貸倒引当金戻入額	—	—	48	—
その他運用収益	2,732	185.3	1,100	40.3
合計	840,657	118.6	1,203,013	143.1

2 資産運用関係費用(一般勘定)

(単位：百万円、%)

区分	2021年度		2022年度	
		前年度比		前年度比
支払利息	10,363	98.9	21,778	210.1
有価証券売却損	68,051	398.2	344,998	507.0
有価証券評価損	9,633	475.6	2,690	27.9
有価証券償還損	—	—	75	—
金融派生商品費用	—	—	161,882	—
貸倒引当金繰入額	43	13.8	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	8,425	100.0	8,950	106.2
その他運用費用	15,827	117.7	48,275	305.0
合計	112,344	82.0	588,650	524.0

3 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区分	2021年度	2022年度
預貯金利息	787	9,883
有価証券利息・配当金	593,228	673,754
うち公社債利息	220,193	223,774
うち株式配当金	62,013	67,588
うち外国証券利息配当金	297,662	367,472
貸付金利息	24,105	27,127
うち一般貸付利息	14,410	18,113
不動産賃貸料	32,111	32,485
その他共計	667,365	761,129

4 利息及び配当金等収入の分析(一般勘定)

(単位：百万円)

2022年度	残高による増減	金利等による増減	純増減
利息及び配当金等収入	12,091	81,672	93,763
うち現預金・コールローン	1,471	8,823	10,294
うち有価証券	5,441	75,084	80,525
うち貸付金	△126	3,148	3,022
うち不動産	838	△465	373

5 有価証券売却益明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
国債等債券	23,057	9,971
株式等	21,326	142,723
外国証券	22,634	206,023
その他共計	67,019	358,718

6 固定資産等処分益明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
有形固定資産	2,344	1,399
土地	48	356
建物	2,296	1,033
リース資産	—	—
その他	—	9
無形固定資産	—	46
その他	—	—
合　計	2,344	1,445
うち賃貸等不動産	2,270	931

7 有価証券売却損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
国債等債券	23,374	15,206
株式等	3,780	5,896
外国証券	40,896	323,894
その他共計	68,051	344,998

8 有価証券評価損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
株式等	9,633	2,625
外国証券	—	65
その他共計	9,633	2,690

9 貸付金償却額（一般勘定）

2021年度、2022年度ともに実績がないため、記載していません。

10 賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）

（2021年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	395,488	8,339	275,254	120,234	69.5%
建物	394,552	8,317	274,373	120,179	69.5%
その他の有形固定資産	935	21	880	54	94.1%
無形固定資産	13	0	6	7	45.5%
その他	1,610	85	926	684	57.5%
合　計	397,112	8,425	276,186	120,925	69.5%

（2022年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	392,394	8,807	266,108	126,286	67.8%
建物	391,366	8,763	265,249	126,117	67.7%
その他の有形固定資産	1,028	44	858	169	83.5%
無形固定資産	13	0	6	7	46.8%
その他	1,774	142	960	814	54.1%
合　計	394,183	8,950	267,075	127,107	67.7%

11 固定資産等処分損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
有形固定資産	2,713	668
土地	2,607	12
建物	59	498
リース資産	5	2
その他	40	153
無形固定資産	3	23
その他	15	11
合　計	2,731	703
うち賃貸等不動産	2,314	485

◆その他収支

1 減価償却費明細表

（2021年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	217,836	6,765	153,543	64,292	70.4%
建物	187,963	3,955	130,710	57,253	69.5%
リース資産	8,238	1,437	5,176	3,061	62.8%
その他の有形固定資産	21,634	1,372	17,656	3,978	81.6%
無形固定資産	157,370	12,134	122,048	35,321	77.5%
その他	20,323	22	20,251	71	99.6%
合　計	395,529	18,922	295,844	99,685	74.7%

（2022年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	252,145	6,997	174,215	77,929	69.0%
建物	222,350	4,300	150,698	71,651	67.7%
リース資産	8,354	1,450	6,627	1,727	79.3%
その他の有形固定資産	21,440	1,247	16,890	4,550	78.7%
無形固定資産	170,320	11,910	133,827	36,492	78.5%
その他	20,523	24	20,361	161	99.2%
合　計	442,989	18,932	328,405	114,584	74.1%

2 事業費明細表

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
営業活動費	109,747	113,176
営業管理費	60,391	60,283
一般管理費	160,891	162,954
合 計	331,030	336,414

（注）一般管理費中、生命保険契約者保護機構に対する負担金のうち保護資金負担金は2021年度2,377百万円、2022年度は該当なしです。

3 税金明細表

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
国税	16,029	16,629
消費税	14,387	14,908
特別法人事業税	1,459	1,533
印紙税	180	177
登録免許税	1	10
その他の国税	0	0
地方税	11,194	11,624
地方消費税	4,045	4,204
法人事業税	5,024	5,263
固定資産税	1,682	1,718
不動産取得税	—	—
事業所税	442	436
その他の地方税	0	0
合　計	27,224	28,253

4 リース取引

〈リース取引（借主側）〉

〔通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所得権移転外ファイナンス・リース取引〕

a. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

2021年度末、2022年度末、ともに残高がないため記載していません。

b. 未経過リース料期末残高相当額

2021年度末、2022年度末、ともに残高がないため記載していません。

c. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

2021年度末、2022年度末、ともに残高がないため記載していません。

d. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	取得価額相当額をリース期間定額法で償却した償却費
利息相当額の算定方法	発生ベースのリース料をリース期間で利息法により算定した利息額

◆保険契約高関係諸統計

1 保障機能別保有契約高

（単位：千件、百万円）

区分			保有件数及び金額			
			2021年度末		2022年度末	
			件数	金額	件数	金額
死亡保障	普通死亡	個人保険	7,874	53,756,360	7,842	50,733,700
		個人年金保険	—	—	—	—
		団体保険	22,222	33,297,735	22,003	33,367,202
		団体年金保険	—	—	—	—
		その他共計	30,101	87,080,770	29,855	84,182,468
	災害死亡	個人保険	(6,581)	(14,584,027)	(6,362)	(14,062,299)
		個人年金保険	(27)	(120,008)	(25)	(109,874)
		団体保険	(2,363)	(802,909)	(2,322)	(848,513)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(8,976)	(15,586,968)	(8,718)	(15,167,308)
	その他の条件付死亡	個人保険	(0)	(1)	(0)	(0)
		個人年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		団体保険	(62)	(29,057)	(61)	(27,350)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(66)	(55,732)	(70)	(108,915)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	194	347,891	183	324,734
		個人年金保険	2,625	13,168,703	2,592	12,925,497
		団体保険	0	81	0	105
		団体年金保険	—	—	—	—
		その他共計	2,825	13,531,700	2,781	13,264,220
	年金	個人保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		個人年金保険	(3,146)	(1,831,027)	(3,109)	(1,797,360)
		団体保険	(5)	(366)	(5)	(343)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(3,162)	(1,834,739)	(3,124)	(1,800,843)
	その他	個人保険	—	—	—	—
		個人年金保険	521	1,584,469	516	1,578,527
		団体保険	5	2,308	5	2,182
		団体年金保険	6,432	2,716,382	6,390	2,699,982
		その他共計	7,017	4,479,484	6,966	4,451,048
入院保障	災害入院	個人保険	(4,495)	(26,581)	(4,412)	(25,857)
		個人年金保険	(77)	(368)	(70)	(336)
		団体保険	(1,242)	(1,122)	(1,215)	(1,100)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(6,093)	(28,179)	(5,907)	(27,362)
	疾病入院	個人保険	(4,492)	(26,496)	(4,411)	(25,784)
		個人年金保険	(76)	(361)	(69)	(329)
		団体保険	(14)	(63)	(14)	(63)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(4,861)	(27,028)	(4,703)	(26,245)
	その他の条件付入院	個人保険	(7,599)	(247,212)	(7,353)	(271,206)
		個人年金保険	(30)	(252)	(28)	(234)
		団体保険	(65)	(68)	(64)	(69)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(7,938)	(247,570)	(7,622)	(271,512)

（注）1. ( )内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しています。
2. 団体保険、団体年金保険の件数は、被保険者数を表します。
3. 生存保障の「その他」欄の金額は責任準備金を表します。
4. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
5. 個人年金保険、団体保険の「満期・生存給付」欄は年金支払開始前契約の件数及びその年金支払開始時における年金原資、「年金」欄の金額は年金年額、「その他」欄は年金支払開始後契約の件数と責任準備金を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
7. 「その他の条件付」欄は成人病医療特約、交通災害保障特約、団体定期保険労働災害保障特約等、特定の疾病または災害による保障を表します。

（単位：件）

区分		保有件数	
		2021年度末	2022年度末
障害保障	個人保険	5,646,494	5,484,843
	個人年金保険	24,473	22,685
	団体保険	2,125,378	2,070,774
	団体年金保険	—	—
	その他共計	7,796,345	7,578,302
手術保障	個人保険	5,274,378	5,100,769
	個人年金保険	95,060	86,774
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	5,495,050	5,246,189

2 年換算保険料

a. 保有契約

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末		2022年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	1,485,604	△0.6	1,483,082	△0.2
個人年金保険	783,776	△1.1	776,597	△0.9
合　計	2,269,380	△0.8	2,259,679	△0.4
うち生前給付保障＋医療保障等	558,528	0.6	561,112	0.5

b. 新契約（新契約＋転換純増）

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度		2022年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	76,141	16.9	86,126	13.1
個人年金保険	24,649	△17.4	23,316	△5.4
合　計	100,791	6.1	109,443	8.6
うち生前給付保障＋医療保障等	35,311	31.6	32,789	△7.1

（注）1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

3 保有契約高及び新契約高

a. 保有契約高

（単位：千件、百万円、%）

区　分	2021年度末				2022年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	8,069	△1.3	54,104,252	△6.8	8,026	△0.5	51,058,435	△5.6
個人年金保険	3,146	△1.2	14,753,173	△1.2	3,109	△1.2	14,504,025	△1.7
団体保険	—	—	33,300,124	0.6	—	—	33,369,489	0.2
団体年金保険	—	—	2,716,382	1.9	—	—	2,699,982	△0.6

（注）1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。
3. 団体３大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。団体３大疾病保障保険の保有契約の３大疾病保険金額は、2021年度末292,176百万円、2022年度末338,975百万円です。

b. 新契約高（新契約＋転換純増）

（単位：千件、百万円、%）

区　分	2021年度						2022年度					
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	681	42.0	478,515	△20.3	1,329,574	△851,058	671	△1.6	931,650	94.7	1,515,129	△583,479
個人年金保険	94	△3.2	399,363	△11.8	401,979	△2,615	91	△3.8	360,073	△9.8	363,136	△3,063
団体保険	—	—	86,955	29.1	86,955	—	—	—	81,427	△6.4	81,427	—
団体年金保険	—	—	50	155.1	50	—	—	—	52	3.8	52	—

（注）1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。
2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含みます。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。
5. 団体３大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。団体３大疾病保障保険の新契約の３大疾病保険金額は、2021年度60,460百万円、2022年度54,390百万円です。

4 保有契約高の推移

（単位：千件、百万円）

区分			2021年度末			2022年度末		
			件数	保険金額	年換算保険料	件数	保険金額	年換算保険料
個人保険	死亡保険	終身保険	1,728	9,725,744	416,687	1,725	9,689,433	419,796
		限定告知型終身保険	139	121,237	21,924	137	119,568	21,374
		介護保障終身保険	97	444,145	11,621	99	449,410	11,817
		予定利率変動型終身保険	139	862,171	68,663	131	809,900	64,079
		指定通貨建終身保険	89	716,040	53,694	128	1,067,258	70,282
		その他共　終身保険計	2,245	12,093,786	579,075	2,273	12,358,681	594,041
		定期付終身保険	1,148	8,797,117	120,149	1,064	7,318,167	102,783
		利率変動型積立終身保険	2,408	23,312,224	492,486	2,384	21,721,199	490,806
		定期保険	56	1,537,401	29,942	54	1,477,997	28,906
		その他共　定期保険計	100	1,684,013	32,523	97	1,617,276	31,408
		特約組立型保険	596	5,568,905	86,230	661	5,672,418	92,588
		医療終身保険	568	123,255	77,864	583	123,047	79,916
		医療定期保険	451	253,731	26,356	460	255,070	27,256
		その他共計	7,583	52,454,237	1,418,612	7,586	49,623,740	1,422,401
	生死混合保険	養老保険	149	614,459	24,753	128	513,865	21,668
		定期付養老保険	15	165,768	1,826	11	121,285	1,390
		生前給付金付定期保険	121	409,601	16,645	113	379,719	15,597
		こども保険	194	423,871	22,901	181	388,002	21,252
		その他共計	480	1,621,281	66,129	435	1,409,970	59,910
	生存保険		4	28,733	862	4	24,724	770
	計（1）		8,069	54,104,252	1,485,604	8,026	51,058,435	1,483,082
個人年金保険	定額個人年金保険	個人年金保険	508	2,608,095	179,610	479	2,446,515	173,616
		生存保障重視型個人年金保険	2,470	11,563,564	516,404	2,456	11,430,871	518,821
		指定通貨建個人年金保険	27	167,749	18,847	35	209,360	23,008
		予定利率変動型指定通貨建個人年金保険	24	91,395	4,590	37	135,113	6,773
		その他共計	3,065	14,580,109	743,089	3,042	14,370,177	745,132
	変額個人年金保険		81	173,064	40,687	66	133,848	31,464
	計（2）		3,146	14,753,173	783,776	3,109	14,504,025	776,597
（1）＋（2）合計			11,215	68,857,426	2,269,380	11,135	65,562,461	2,259,679

（単位：千件、百万円）

区分		2021年度末		2022年度末	
		件数	金額	件数	金額
団体保険	団体定期保険	8,144	5,176,074	8,112	5,119,731
	総合福祉団体定期保険	3,804	9,743,289	3,759	9,754,900
	団体信用生命保険	9,973	18,347,861	9,797	18,462,935
	消費者信用団体生命保険	36	5,514	35	4,941
	団体終身保険	0	35	0	34
	心身障害者扶養者生命保険	38	24,960	37	24,658
	団体３大疾病保障保険	263	292,176	299	338,975
	年金払特約	5	2,389	5	2,287
	計	22,228	33,300,124	22,009	33,369,489
団体年金保険	企業年金保険	0	267	0	272
	新企業年金保険	4,134	76,913	4,141	77,203
	拠出型企業年金保険	2,296	785,648	2,248	784,068
	厚生年金基金保険	0	106	0	107
	確定給付企業年金保険	—	1,736,266	—	1,717,661
	確定拠出年金保険	—	117,181	—	120,669
	計	6,432	2,716,382	6,390	2,699,982
財形保険		47	158,692	44	153,841
財形年金保険		16	32,654	15	30,396
医療保障保険		152	71	149	67
受再保険		129	26,709	67	81,565

（単位：千件、百万円）

区分		2021年度末		2022年度末	
		件数	金額	件数	金額
災害・疾病関係特約	災害割増特約	1,234	5,171,026	1,187	4,868,033
	災害保障特約	1	2,686	0	1,465
	傷害特約	2,549	8,782,557	2,428	8,307,659
	傷害損傷特約	3,104	161,095	3,067	159,283
	総合医療特約	2,610	16,303	2,598	16,038
	災害入院特約	803	4,710	708	4,148
	疾病特約	918	5,138	821	4,577
	成人病特約	1,430	6,499	1,334	6,032
	その他の条件付入院特約	6,184	240,871	6,036	265,342
	先進医療特約	3,469	—	3,453	—
	がん診断特約	2,064	1,256,748	2,140	1,306,787
	がん薬物治療特約	2,153	131,176	2,229	134,558

（注）1. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・受再保険の件数は被保険者数を表します。
2. 心身障害者扶養者生命保険の件数は、計には含みません。また、団体３大疾病保障保険の金額は、３大疾病保険金額であり、計には含みません。
3. 保険金額・金額の欄には主たる保障額を記載しています。
a. 個人年金保険・団体保険（年金払特約）は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を表します。
b. 団体年金保険・財形保険は責任準備金を表します。
c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計、財形年金積立保険は責任準備金を表します。
d. 医療保障保険は入院給付日額を表します。
4. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
5. 傷害損傷特約の金額は給付金額を、入院特約の金額は入院給付日額を表します。
6. 災害保障特約には交通災害保障特約を含みます。
7. 疾病特約には限定告知型医療特約を含みます。
8. がん診断特約にはがん診断継続保障特約を含みます。

5 新契約高の推移（新契約+転換による増加）

（単位：千件、百万円）

区分			2021年度			2022年度		
			件数	保険金額	年換算保険料	件数	保険金額	年換算保険料
個人保険	死亡保険	終身保険〔終身保険、ふるはーとJロードプラス、ふるはーとF、プラスつみたて終身保険〕	71	289,465	29,456	68	311,810	27,429
		限定告知型終身保険〔千客万頼、たよれるYOUプラス〕	10	10,002	1,513	9	9,461	1,471
		介護保障終身保険〔バリューケア、ふるはーとL（介護プラン）〕	6	20,547	581	6	21,255	606
		指定通貨建終身保険〔ふるはーとJロードグローバルII、プラスつみたて終身保険〕	11	77,810	6,715	51	286,528	20,110
		その他共　終身保険計	99	398,027	38,277	136	629,263	49,628
		利率変動型積立終身保険〔ライブワン、Qパック〕	307	3,035,195	61,050	250	2,343,561	48,652
		定期保険〔定期保険、エンブレムGP〕	1	51,532	1,280	1	52,148	1,242
		その他共　定期保険計	4	55,741	1,405	4	55,691	1,353
		特約組立型保険〔プライムフィット〕	149	1,460,862	21,597	151	1,139,600	18,264
		医療終身保険〔ドクターGO（終身タイプ）〕	46	10,505	6,957	46	9,969	6,778
		医療定期保険〔ドクターGO（定期タイプ）〕	56	34,912	3,726	65	39,197	4,176
		その他共計	664	4,995,287	133,015	654	4,217,319	128,853
	生死混合保険	養老保険〔自由保険〕	6	22,877	1,401	6	23,557	1,449
		生前給付金付定期保険〔記念日宣言〕	5	18,715	777	5	16,875	715
		こども保険〔こどもすくすく保険〕	5	8,732	620	4	7,830	559
		その他共計	17	50,324	2,800	16	48,263	2,725
	生存保険		—	—	—	—	—	—
	計（1）		681	5,045,612	135,815	671	4,265,583	131,578
個人年金保険	定額個人年金保険	生存保障重視型個人年金保険〔たのしみワンダフル、たのしみ未来〕	80	341,686	19,739	61	236,383	11,952
		指定通貨建個人年金保険〔たのしみグローバルII〕	6	32,241	3,535	15	76,889	8,901
		予定利率変動型指定通貨建個人年金保険〔たのしみ未来グローバル〕	7	28,050	1,449	14	49,863	2,548
		その他共計	94	401,979	24,724	91	363,136	23,402
	変額個人年金保険		—	—	—	—	—	—
	計（2）		94	401,979	24,724	91	363,136	23,402
（1）＋（2）合計			776	5,447,591	160,540	762	4,628,719	154,981

（単位：千件、百万円）

区　分		2021年度		2022年度	
		件数	金額	件数	金額
団体保険	団体定期保険	2	1,203	13	32,102
	総合福祉団体定期保険	34	85,751	15	49,325
	団体信用生命保険	—	—	—	—
	団体３大疾病保障保険	42	60,460	41	54,390
	計	78	86,955	70	81,427
団体年金保険	拠出型企業年金保険	1	0	0	0
	確定給付企業年金保険	—	44	—	45
	確定拠出年金保険	—	6	—	6
	計	1	50	0	52
財形保険		0	45	0	39
財形年金保険		0	7	0	6
医療保障保険		—	—	—	—

（注）1.〔　〕は主な販売名称を表します。
2. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険の件数は被保険者数を表します。
3. 団体３大疾病保障保険の金額は、３大疾病保険金額であり、計には含みません。
4. 保険金額・金額の欄には主たる保障額を記載しています。
a. 個人年金保険は年金支払開始時における年金原資を表します。
b. 団体年金保険・財形保険は第１回収入保険料を表します。
c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始時における年金原資、財形年金積立保険は第１回収入保険料を表します。
d. 医療保障保険は入院給付日額を表します。
5. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
6. 個人保険・個人年金保険には転換による増加及び保障一括見直しによる増加を含みます。

◆特別勘定に関する指標等

1 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区　分	2021年度末	2022年度末
	金額	金額
個人変額保険	61,578	58,299
変額個人年金保険	58,618	43,759
団体年金保険	708,345	688,460
特別勘定計	828,542	790,519

2 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況

a. 2022年度の運用状況

国内外の株式相場については、年度前半はインフレの高止まりを背景とした各国中銀の積極的な金融引き締めによる景気悪化懸念等を背景に下落しました。年度後半は、米国のインフレピークアウトに伴うＦＲＢ（米連邦準備制度理事会）の利上げペース減速期待の高まりを背景に上昇しました。国内の長期金利については、年度前半は各国中銀の金融引き締め姿勢が続くなか、日銀の許容変動幅の上限付近で推移しました。年度後半は、日銀の許容変動幅拡大に伴い大幅に上昇する局面もありましたが、年度末にかけては、米国金利の低下を背景に上昇幅を縮めました。米国の長期金利については、年度前半はＦＲＢの積極的な金融引き締め姿勢の継続により大幅に上昇しましたが、年度後半はＦＲＢの利上げペース減速期待や景気悪化懸念等を背景に一進一退で推移しました。為替（ドル円）については、年度前半はＦＲＢが積極的な金融引き締めを行った一方で、日銀が金融緩和政策を継続し内外金利差が拡大したこと等により円安ドル高で推移しましたが、年度後半はＦＲＢの利上げペース減速期待や日銀の政策修正に対する思惑等を背景に、円高ドル安となりました。

こうした環境のなかで、個人変額保険特別勘定については、国内外の株式の構成比をやや高めて国内外の債券の構成比を抑えることを基本に運用しました。また、株式相場の上昇局面では国内株式・外国株式の一部売却を、逆に相場の下落局面ではその後の反発を見込んで買い入れを行いました。その結果、当年度の運用利回りはプラスとなりました。変額個人年金保険のうち自社で運用する特別勘定については、基本資産配分並みの構成比を基本としつつ、相場の見通しに応じ構成比の調整を行いました。なお、為替ヘッジ付外国債券については、投資妙味を勘案した結果、配分は行わず、国内債券のみで運用を行いました。その結果、当年度の運用利回りはプラスとなりました。変額個人年金保険のうち投資信託を主な投資対象とする特別勘定については、組入れ投資信託への投資を行いました。

b. 保有契約高

●個人変額保険

（単位：件、百万円）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額保険（有期型）	13	65	7	30
個人変額保険（終身型）	46,367	241,358	44,702	233,611
合　計	46,380	241,424	44,709	233,641

（注）保有契約高には、定期保険特約部分を含みます。

●変額個人年金保険

（単位：件、百万円）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	81,277	173,064	66,094	133,848

c. 特別勘定資産の内訳

●個人変額保険

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	387	0.6	826	1.4
有価証券	59,314	96.3	55,474	95.2
公社債	17,098	27.8	15,351	26.3
株　式	17,935	29.1	17,434	29.9
外国証券	24,281	39.4	22,689	38.9
公社債	5,653	9.2	5,994	10.3
株式等	18,627	30.3	16,694	28.6
その他の証券	—	—	—	—
貸　付　金	—	—	—	—
その他	1,876	3.0	1,998	3.4
貸倒引当金	—	—	—	—
合　　計	61,578	100.0	58,299	100.0

●変額個人年金保険

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	4,612	7.9	4,173	9.5
有価証券	48,847	83.3	36,711	83.9
公社債	18,685	31.9	12,585	28.8
株　式	5,784	9.9	3,877	8.9
外国証券	20,121	34.3	16,595	37.9
公社債	18,360	31.3	15,487	35.4
株式等	1,761	3.0	1,108	2.5
その他の証券	4,255	7.3	3,652	8.3
貸　付　金	—	—	—	—
その他	5,158	8.8	2,874	6.6
貸倒引当金	—	—	—	—
合　　計	58,618	100.0	43,759	100.0

d. 運用収支状況

●個人変額保険

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,005	1,076
有価証券売却益	2,981	2,988
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	14,440	12,355
為替差益	19	34
金融派生商品収益	42	59
その他の収益	2	2
有価証券売却損	665	1,247
有価証券償還損	34	17
有価証券評価損	13,314	14,573
為替差損	12	21
金融派生商品費用	28	14
その他の費用	0	0
収支差額	4,437	641

（注）2021年度の有価証券評価益 14,440百万円には有価証券振戻益 1,042百万円が、有価証券評価損 13,314百万円には有価証券振戻損 11,955百万円がそれぞれ含まれています。
2022年度の有価証券評価益 12,355百万円には有価証券振戻益 1,358百万円が、有価証券評価損 14,573百万円には有価証券振戻損 13,397百万円がそれぞれ含まれています。

●変額個人年金保険

（単位：百万円）

区　分	2021年度	2022年度
	金額	金額
利息配当金等収入	928	680
有価証券売却益	2,972	1,882
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	5,831	3,619
為替差益	7	20
金融派生商品収益	168	211
その他の収益	5	1
有価証券売却損	413	818
有価証券償還損	16	12
有価証券評価損	8,186	5,713
為替差損	6	14
金融派生商品費用	156	146
その他の費用	348	446
収支差額	784	△736

（注）2021年度の有価証券評価益 5,831百万円には有価証券振戻益 785百万円が、有価証券評価損 8,186百万円には有価証券振戻損 7,319百万円がそれぞれ含まれています。
2022年度の有価証券評価益 3,619百万円には有価証券振戻益 866百万円が、有価証券評価損 5,713百万円には有価証券振戻損 5,045百万円がそれぞれ含まれています。

e. 有価証券等の時価情報

●売買目的有価証券

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	59,314	12,039	55,474	9,821

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区　分	2021年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	48,847	4,178	36,711	2,084

●金銭の信託の時価情報

<個人変額保険>

2021年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2021年度以降期末残高がないため、記載していません。

f. デリバティブ取引の時価情報

●差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区　分	2021年度末						2022年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	1	△0	—	—	0	—	△0	—	—	—	△0
合　計	—	1	△0	—	—	0	—	△0	—	—	—	△0

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区　分	2021年度末						2022年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	0	107	—	—	107	—	0	7	—	—	7
合　計	—	0	107	—	—	107	—	0	7	—	—	7

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

●金利関連

<個人変額保険>

2021年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2021年度以降期末残高がないため、記載していません。

●通貨関連

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区分	種類	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益	2022年度末 契約額等	2022年度末 契約額等 うち1年超	2022年度末 時価	2022年度末 差損益
店頭	**為替予約**								
	売建	611	—	1	1	142	—	△2	△2
	（米ドル）	300	—	2	2	—	—	—	—
	（ユーロ）	256	—	△1	△1	142	—	△2	△2
	（豪ドル）	10	—	0	0	—	—	—	—
	（カナダドル）	9	—	0	0	—	—	—	—
	（英ポンド）	27	—	0	0	—	—	—	—
	（ノルウェークローネ）	2	—	△0	△0	—	—	—	—
	（ポーランドズロチ）	2	—	△0	△0	—	—	—	—
	買建	113	—	0	0	142	—	2	2
	（米ドル）	51	—	0	0	—	—	—	—
	（ユーロ）	61	—	0	0	142	—	2	2
合計					1				△0

（注）外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区分	種類	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益	2022年度末 契約額等	2022年度末 契約額等 うち1年超	2022年度末 時価	2022年度末 差損益
店頭	**為替予約**								
	売建	108	—	△0	△0	64	—	△1	△1
	（米ドル）	34	—	△0	△0	—	—	—	—
	（ユーロ）	73	—	△0	△0	64	—	△1	△1
	買建	108	—	0	0	64	—	1	1
	（米ドル）	35	—	0	0	—	—	—	—
	（ユーロ）	72	—	0	0	64	—	1	1
合計					0				0

（注）外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

●株式関連

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区分	種類	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益	2022年度末 契約額等	2022年度末 契約額等 うち1年超	2022年度末 時価	2022年度末 差損益
取引所	**株価指数先物**								
	売建	294	—	△0	△0	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
合計					△0				—

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区分	種類	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益	2022年度末 契約額等	2022年度末 契約額等 うち1年超	2022年度末 時価	2022年度末 差損益
取引所	**株価指数先物**								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	876	—	107	107	449	—	7	7
合計					107				7

●債券関連

<個人変額保険>

2021年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2021年度以降期末残高がないため、記載していません。

●その他

<個人変額保険>

2021年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2021年度以降期末残高がないため、記載していません。

3 団体年金保険特別勘定の状況

a. 団体年金保険特別勘定特約の受託状況

（単位：件、億円）

	2021年度末		2022年度末	
	件数	時価残高	件数	時価残高
第1特約	1,454	7,021	1,445	6,808
合 計	1,454	7,021	1,445	6,808

（注）1. 件数は、各年度末に時価残高のある団体数です。
2. 特別勘定第1特約は、複数の団体年金のご契約資金を合同運用しています。

b. 特別勘定第１特約の時価残高の推移

（単位：億円）

	2021年度末	2022年度末
総合口A	1,359	1,319
総合口M	1,454	1,750
総合口S	1,450	1,130
円貨建公社債口A	917	839
円貨建公社債口P	317	286
円貨建株式口A	35	65
円貨建株式口B	96	99
円貨建株式口E	15	16
円貨建株式口P	478	483
円貨建株式口V	26	12
外貨建公社債口A	126	170
外貨建公社債口B	94	83
外貨建株式口A	553	488
外貨建株式口D	12	—
短期資金口A	80	63
合 計	7,021	6,808

（注）1. 外貨建株式口Dは2023年3月23日に運用停止となりました。

c. 特別勘定第１特約の運用実績の推移

（単位：%）

	2021年度	2022年度
総合口A	7.12	2.20
総合口M	2.64	△ 2.77
総合口S	△ 1.40	△ 5.03
円貨建公社債口A	△ 0.96	△ 1.52
円貨建公社債口P	△ 1.20	△ 1.61
円貨建株式口A	2.16	5.84
円貨建株式口B	△ 7.46	9.91
円貨建株式口E	△ 2.97	3.74
円貨建株式口P	1.95	5.77
円貨建株式口V	5.75	9.41
外貨建公社債口A	1.91	△ 0.28
外貨建公社債口B	△ 5.21	△ 10.57
外貨建株式口A	24.02	2.03
外貨建株式口D	△ 11.41	1.74
短期資金口A	0.00	0.00

（注）1. 運用実績はユニット価格伸び率を掲載しております。
2. 円貨建株式口Eの運用実績は2021年10月1日運用開始以降のユニット価格伸び率を掲載しております。
3. 2022年度の外貨建株式口Dは、2023年3月22日時点のユニット価格伸び率を掲載しております。

◆経営諸指標

1 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

（単位：千円）

区　分	2021年度	2022年度
新契約平均保険金	3,952	3,797
保有契約平均保険金	6,704	6,361

（注）新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

2 新契約率（対年度始）

（単位：%）

区　分	2021年度	2022年度
個人保険	2.3	2.8
個人年金保険	2.7	2.5
団体保険	0.3	0.2

（注）転換契約は含みません。

3 解約失効率（対年度始）

（単位：%）

区　分	2021年度	2022年度
個人保険	3.8	3.8
個人年金保険	1.8	2.0
団体保険	0.5	0.1

4 個人保険新契約年間平均保険料（月払契約）

（単位：円）

2021年度	2022年度
122,777	112,715

（注）転換契約は含みません。

5 死亡率（個人保険主契約）

a. 件数率

（単位：‰）

2021年度	2022年度
9.46	10.71

b. 金額率

（単位：‰）

2021年度	2022年度
7.06	8.24

6 特約発生率（個人保険+個人年金保険）

（単位：‰）

区　分		2021年度	2022年度
災害死亡保障契約	件数	0.24	0.29
	金額	0.28	0.34
障害保障契約	件数	0.30	0.34
	金額	0.10	0.12
災害入院保障契約	件数	6.93	7.37
	金額	163	173
疾病入院保障契約	件数	101.38	223.70
	金額	1,378	2,519
成人病入院保障契約	件数	26.95	27.36
	金額	518	517
疾病・傷害手術保障契約	件数	84.91	92.01
成人病手術保障契約	件数	32.34	33.96

7 事業費率（対収入保険料）

（単位：%）

2021年度	2022年度
15.5	15.2

8 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

（単位：社）

2021年度	2022年度
8 (2)	8 (2)

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

（単位：%）

2021年度	2022年度
99.6 (100.0)	99.6 (100.0)

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

（単位：%）

区　分	2021年度	2022年度
A－以上	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
BBB－以上	— (—)	— (—)
その他〔格付なしを含む〕	— (—)	— (—)
合計	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

（注）1. 格付は、以下の方法により区分しています。
a. スタンダード＆プアーズ社（S＆P社）の格付を使用し、同社の格付がない場合は「その他〔格付なしを含む〕」に区分しています。
b. 各事業年度末時点の格付に基づいています。
2. （　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

11 未だ収受していない再保険金の額

（単位：百万円）

2021年度	2022年度
47 (8)	53 (5)

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

（単位：%）

区分		2021年度	2022年度
第三分野発生率		38.2	49.9
	医療（疾病）	40.6	60.6
	がん	39.1	39.1
	介護	30.9	34.3
	その他	37.5	39.0

（注）1. 保険種類（特約）単位で主要な第三分野給付の属する区分に分類しています。
2. 発生保険金額は、「保険金・給付金額等の支払額」「対応する支払備金繰入額」および「保険金支払に係る事業費等」の合計額としています。
3. 経過保険料は、「年度始保有契約と年度末保有契約の年換算保険料の和半」等としています。
4. 生前給付・医療保障と死亡保障等が組み込まれている保険種類（特約）については、死亡保障等に該当する部分を発生保険金額および経過保険料に含めています。

13 各種ローン金利

（単位：%）

貸付の種類	一般貸付 標準金利 （長期プライムレート）		貸付の種類	一般貸付 標準金利 （長期プライムレート）	
2021年度	4月 9日	1.00	2022年度	4月 8日	1.10
	5月11日	1.00		5月10日	1.10
	6月10日	1.00		6月10日	1.20
	7月 9日	1.00		7月 8日	1.20
	8月11日	1.00		8月10日	1.20
	9月10日	1.00		9月 9日	1.25
	10月 8日	1.00		10月12日	1.25
	11月10日	1.00		11月10日	1.25
	12月10日	1.00		12月 9日	1.25
	1月12日	1.00		1月11日	1.40
	2月10日	1.10		2月10日	1.50
	3月10日	1.10		3月10日	1.45

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況

連結決算の状況（直近事業年度における事業の概況）

（単位：百万円）

項　目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	3,639,446	3,485,973	3,517,715	3,599,428	4,225,499
経常利益	150,840	37,591	118,223	128,811	59,153
親会社に帰属する当期純剰余	48,266	5,207	26,965	45,605	139,787
包括利益	92,825	24,620	585,076	△424,405	△806,741

（単位：百万円）

項　目	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末	2022年度末
総資産	37,811,470	38,642,050	41,094,086	42,994,287	42,662,408
ソルベンシー・マージン比率	915.6%	870.0%	862.5%	794.6%	679.0%

当社グループは、生命保険業を中心に、保険関連事業、資産運用関連事業等を推進する中で、新型コロナウイルスの影響に留意しつつ、グループの業務全般にわたる品質の向上と収益力の強化等に取り組むとともに、グループベースでの経営管理体制のレベルアップに努めました。

グループの中核事業である生命保険業では、当社において、営業職員や金融機関等代理店・保険ショップによるマルチチャネルでの保険販売・サービスの提供に取り組みました。また、メディケア生命保険株式会社では、保険ショップ・金融機関等に医療保険を中心とした商品を供給し販売を推進しました。

少額短期保険業では、アイアル少額短期保険株式会社において、時代とともに変化するリスクやニーズに対応する保険商品の販売に努めました。

保険関連事業では、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社保険デザイン、マイコミュニケーション株式会社および株式会社エージェント・インシュアランス・グループにおいて、お客さまの比較検討ニーズにお応えする的確なコンサルティングに努めました。

海外における保険業等では、米国のシメトラ・フィナンシャル・コーポレーション、インドネシアのBNIライフ・インシュアランス、シンガポールのシングライフ・ホールディングス、ベトナムのバオベト・ホールディングスを通じ、さまざまな保険商品の提供に努めました。

資産運用関連事業では、日本ビルファンドマネジメント株式会社において、ステークホルダーとの協働に努めながら、投資家の中長期的な投資リターンの拡大に向けた資産運用を行いました。また、米国を中心とする海外クレジット資産への投資の拡大による長期的・安定的な資産運用利回りの向上を目的として、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社を設立しました。

総務関連事業等では、スミセイ情報システム株式会社において、当社のシステム開発を中心にグループ全体のＩＴ戦略への貢献およびＤＸの推進に向けて取り組みました。

こうした取組みの結果、当社グループの当連結会計年度の経常収益は4兆2254億円（前年度比17.4％増）、経常利益は591億円（同54.1％減）、親会社に帰属する当期純剰余は1397億円（同206.5%増）となりました。総資産については42兆6624億円（前年度末比0.8％減）となりました。連結ソルベンシー・マージン比率については679.0％（同115.6ポイント減）と十分な水準を確保しております。

1 連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	2021年度末（2022年3月31日現在）金額	2022年度末（2023年3月31日現在）金額
（資産の部）		
現金及び預貯金	1,107,622	1,565,736
コールローン	260,597	847,388
買入金銭債権	310,140	407,646
金銭の信託	4,914	14,990
有価証券	35,833,252	33,598,005
貸付金	3,023,520	3,175,130
有形固定資産	567,165	598,313
土　地	357,045	385,089
建　物	178,632	198,570
リース資産	3,782	2,128
建設仮勘定	22,201	5,169
その他の有形固定資産	5,503	7,355
無形固定資産	201,871	234,084
ソフトウェア	37,497	38,591
のれん	41,220	40,085
その他の無形固定資産	123,153	155,407
代理店貸	239	151
再保険貸	1,728	12,480
その他資産	1,375,566	1,588,901
退職給付に係る資産	21,677	35,837
繰延税金資産	290,037	588,114
貸倒引当金	△4,047	△4,373
資産の部合計	42,994,287	42,662,408

（負債の部）		
保険契約準備金	33,714,825	35,233,129
支払備金	156,079	169,352
責任準備金等	33,342,519	34,848,109
社員配当準備金	216,226	215,667
再保険借	20,523	12,643
社　債	508,257	428,417
その他負債	6,124,590	5,361,612
売現先勘定	3,513,925	3,110,297
債券貸借取引受入担保金	355,998	67,438
その他の負債	2,254,666	2,183,877
退職給付に係る負債	2,884	4,133
価格変動準備金	972,169	849,771
繰延税金負債	13,172	5
再評価に係る繰延税金負債	12,583	12,466
負債の部合計	41,369,007	41,902,180
（純資産の部）		
基金償却積立金	639,000	639,000
再評価積立金	2	2
連結剰余金	73,458	155,000
基金等合計	712,461	794,002
その他有価証券評価差額金	1,015,426	5,564
繰延ヘッジ損益	△3,001	△13,063
土地再評価差額金	△59,581	△59,645
為替換算調整勘定	△39,098	28,216
退職給付に係る調整累計額	△1,067	5,005
その他の包括利益累計額合計	912,676	△33,921
非支配株主持分	141	147
純資産の部合計	1,625,279	760,227
負債及び純資産の部合計	42,994,287	42,662,408

2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（連結損益計算書）

（単位：百万円）

科　目	2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日） 金額	2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日） 金額
経常収益	3,599,428	4,225,499
保険料等収入	2,411,977	2,583,077
資産運用収益	1,084,989	1,542,012
利息及び配当金等収入	827,483	964,997
金銭の信託運用益	379	287
売買目的有価証券運用益	5,797	—
有価証券売却益	75,831	361,890
有価証券償還益	2,665	2,076
金融派生商品収益	37,153	—
為替差益	98,556	77,386
貸倒引当金戻入額	220	—
その他運用収益	10,471	135,375
特別勘定資産運用益	26,429	—
その他経常収益	102,461	100,409
経常費用	3,470,616	4,166,346
保険金等支払金	1,898,437	2,161,551
保険金	566,570	597,894
年　金	428,801	424,618
給付金	392,436	519,679
解約返戻金	448,685	553,709
その他返戻金等	61,944	65,648
責任準備金等繰入額	827,824	546,040
支払備金繰入額	13,558	5,945
責任準備金繰入額	814,237	540,067
社員配当金積立利息繰入額	29	26
資産運用費用	134,380	816,509
支払利息	14,279	32,319
売買目的有価証券運用損	—	68,513
有価証券売却損	71,520	377,965
有価証券評価損	11,735	8,618
有価証券償還損	2,694	1,221
金融派生商品費用	—	235,685
貸倒引当金繰入額	—	84
賃貸用不動産等減価償却費	8,446	8,954
その他運用費用	25,704	76,842
特別勘定資産運用損	—	6,304
事業費	454,743	478,930
その他経常費用	155,229	163,315
経常利益	128,811	59,153
特別利益	2,344	124,317
固定資産等処分益	2,344	1,920
価格変動準備金戻入額	—	122,397
特別損失	92,541	3,946
固定資産等処分損	3,043	775
減損損失	480	2,471
価格変動準備金繰入額	88,334	—
社会及び契約者福祉増進助成金	683	699
税金等調整前当期純剰余	38,614	179,524
法人税及び住民税等	41,314	8,404
法人税等調整額	△48,314	31,326
法人税等合計	△7,000	39,730
当期純剰余	45,614	139,793
非支配株主に帰属する当期純剰余	9	6
親会社に帰属する当期純剰余	45,605	139,787

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

科　目	2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日） 金額	2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日） 金額
当期純剰余	45,614	139,793
その他の包括利益	△470,020	△946,534
その他有価証券評価差額金	△511,875	△1,005,446
繰延ヘッジ損益	△3,106	△10,061
為替換算調整勘定	36,294	57,026
退職給付に係る調整額	△1,252	6,072
持分法適用会社に対する持分相当額	9,919	5,873
包括利益	△424,405	△806,741
親会社に係る包括利益	△424,415	△806,747
非支配株主に係る包括利益	9	6

3 連結基金等変動計算書

2021年度(自　2021年4月1日　至　2022年3月31日)

(単位：百万円)

	基金等				その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	639,000	2	81,850	720,853	1,526,505	104	△59,397	△84,516	185	1,382,881	133	2,103,868
当期変動額												
社員配当準備金の積立			△54,181	△54,181								△54,181
親会社に帰属する当期純剰余			45,605	45,605								45,605
土地再評価差額金の取崩			184	184								184
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					△511,079	△3,106	△184	45,417	△1,252	△470,204	8	△470,196
当期変動額合計	—	—	△8,391	△8,391	△511,079	△3,106	△184	45,417	△1,252	△470,204	8	△478,588
当期末残高	639,000	2	73,458	712,461	1,015,426	△3,001	△59,581	△39,098	△1,067	912,676	141	1,625,279

2022年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

(単位：百万円)

	基金等				その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	639,000	2	73,458	712,461	1,015,426	△3,001	△59,581	△39,098	△1,067	912,676	141	1,625,279
当期変動額												
社員配当準備金の積立			△58,310	△58,310								△58,310
親会社に帰属する当期純剰余			139,787	139,787								139,787
土地再評価差額金の取崩			63	63								63
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					△1,009,861	△10,061	△63	67,315	6,072	△946,598	5	△946,593
当期変動額合計	—	—	81,541	81,541	△1,009,861	△10,061	△63	67,315	6,072	△946,598	5	△865,052
当期末残高	639,000	2	155,000	794,002	5,564	△13,063	△59,645	28,216	5,005	△33,921	147	760,227

連結財務諸表の作成方針

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数 27社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート＆コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporationです。 なお、当連結会計年度にSymetra Financial Corporationの子会社２社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Symetra Financial Corporationの子会社１社を解散したことに伴い、同社を連結の範囲から除いております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。	1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数 27社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート＆コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社、Symetra Financial Corporationです。 なお、当連結会計年度にスミセイ・アセット・マネジメント株式会社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Symetra Financial Corporationの子会社１社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。 Symetra Financial Corporationの子会社２社は、当連結会計年度に解散したため、連結の範囲から除いております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数　０社 持分法適用関連法人等数 10社 主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ（2021年7月1日付で株式会社エージェントが社名変更）、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.（2022年1月1日付でAviva Singlife Holdings Pte. Ltd.が社名変更）です。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合他）並びに関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。	2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数　０社 持分法適用関連法人等数 10社 主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.です。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合他）並びに関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は１２月３１日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は１２月３１日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項 のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、２０年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。	4. のれんの償却に関する事項 のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、２０年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

重要な会計方針

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
(2) 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 なお、金利変動リスクの適切なコントロールのため、当連結会計年度より、従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類を除く）」の責任準備金の一部に対し、金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。 これに伴い、次のとおり小区分を変更しております。小区分の変更による損益への影響はありません。 ・従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類を除く）」のキャッシュ・フローから一定割合を除いております。 変更後の小区分：「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）」 小区分は次のとおり設定しております。 個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く） 最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険等の主契約 確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象） 拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象） 確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約 一時払養老保険契約（一部を除く） 利率変動型終身保険（一時払）契約 個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約 個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）	(2) 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 なお、小区分は次のとおり設定しております。 個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く） 最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険等の主契約 確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象） 拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象） 確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約 一時払養老保険契約（一部を除く） 利率変動型終身保険（一時払）契約 個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約 個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）
(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。	(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 定率法によっております。	2. 有形固定資産の減価償却の方法 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 定率法によっております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。	3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、31百万円です。 連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。	4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、29百万円です。 連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

(2) 退職給付に係る負債

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から	8年
過去勤務費用の処理年数		3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

①採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

②確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	304,975百万円
勤務費用	13,265百万円
利息費用	1,726百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,090百万円
退職給付の支払額	△15,081百万円
過去勤務費用の当期発生額	△780百万円
その他	344百万円
期末における退職給付債務	306,541百万円

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	318,570百万円
期待運用収益	3,048百万円
数理計算上の差異の当期発生額	4,973百万円
事業主からの拠出額	5,418百万円
退職給付の支払額	△6,686百万円
その他	10百万円
期末における年金資産	325,333百万円

ハ. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	304,018百万円
年金資産	△325,333百万円
	△21,315百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,522百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△18,792百万円
退職給付に係る負債	2,884百万円
退職給付に係る資産	△21,677百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△18,792百万円

ニ. 退職給付に関連する損益

勤務費用	13,265百万円
利息費用	1,726百万円
期待運用収益	△3,048百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△4,381百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,026百万円
その他	340百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	6,876百万円

ホ. その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	△1,498百万円
過去勤務費用	△245百万円
合計	△1,744百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	△1,728百万円
未認識過去勤務費用	245百万円
合計	△1,482百万円

ヘ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株　式	40％
生命保険一般勘定	36％
投資信託	6％
債　券	4％
その他	14％
合　計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が47％含まれています。

ト. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

チ. 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	0.575％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.8％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、2,643百万円です。

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

(2) 退職給付に係る負債

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から	8年
過去勤務費用の処理年数		3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

①採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

②確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	306,541百万円
勤務費用	13,601百万円
利息費用	1,740百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,702百万円
退職給付の支払額	△16,045百万円
その他	119百万円
期末における退職給付債務	308,660百万円

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	325,333百万円
期待運用収益	3,286百万円
数理計算上の差異の当期発生額	13,084百万円
事業主からの拠出額	5,528百万円
退職給付の支払額	△6,870百万円
その他	1百万円
期末における年金資産	340,364百万円

ハ. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	306,097百万円
年金資産	△340,364百万円
	△34,266百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,562百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△31,704百万円
退職給付に係る負債	4,133百万円
退職給付に係る資産	△35,837百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△31,704百万円

ニ. 退職給付に関連する損益

勤務費用	13,601百万円
利息費用	1,740百万円
期待運用収益	△3,286百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△1,710百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△245百万円
その他	136百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	10,235百万円

ホ. その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	8,671百万円
過去勤務費用	△245百万円
合計	8,425百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	6,942百万円
合計	6,942百万円

ヘ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株　式	41％
生命保険一般勘定	34％
投資信託	6％
債　券	5％
その他	14％
合　計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が49％含まれています。

ト. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

チ. 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	0.575％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.9％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、3,064百万円です。

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

5. 価格変動準備金の計上基準
価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法
当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

当社のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日　企業会計基準委員会　実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日　企業会計基準委員会　実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

9. 責任準備金の積立方法
当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
（1）標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
（2）標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。
海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

5. 価格変動準備金の計上基準
価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法
当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

当社のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日　企業会計基準委員会　実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

8. 責任準備金の積立方法
当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
（1）標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
（2）標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。
海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

9. 既発生未報告支払備金の計算方法
当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当連結会計年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方（以下「4類型」）以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型のみなし入院に係る支払額と4類型の1つである65歳以上の方のみなし入院に係る支払額の比率を診断日が2022年9月25日以前の65歳以上の方のみなし入院に係る額に乗じて推計しております。

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。	10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
11. 保険料の計上基準 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。	11. 保険料の計上基準 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
12. 保険金等支払金の計上基準 当社の保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支払として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。	12. 保険金等支払金の計上基準 当社の保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支払として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
13. 重要な会計上の見積り 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。 (1)のれんの評価 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんは、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれんです。 米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております 。 減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が５０％を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。 減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び新型コロナウィルス感染症の拡大の影響を考慮した将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。 将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。 なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。 (2)保有契約価値及び繰延新契約費の償却 当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値10,189百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費118,356百万円がそれぞれ含まれております。 保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。 保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。 将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。	13. 重要な会計上の見積り 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。 (1)のれんの評価 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんは、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれんです。 米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。 減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が５０％を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。 減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。 将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。 なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。 (2)保有契約価値及び繰延新契約費の償却 当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値33,767百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費241,356百万円がそれぞれ含まれております。 保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。 保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。 将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。
14. 未適用の会計基準等 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。 ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日　企業会計基準適用指針第31号） (1) 概要 2019年7月4日に公表された「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が改正され、投資信託の時価の算定に関する取扱い等が定められました。 (2) 適用予定日 2022年度の期首より適用予定です。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 適用された連結会計年度における影響は評価中です。	14. 未適用の会計基準等 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。 ・「金融サービス－保険契約」（Topic944）（ASU第2018-12号、ASU第2022-05号） (1) 概要 長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。 (2) 適用予定日 米国子会社において、2025年度の期末より適用予定です。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 適用された連結会計年度における影響は評価中です。
15.「時価の算定に関する会計基準」等の適用 「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日　企業会計基準第30号)等を当連結会計年度の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」（2019年7月4日　企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。 これに伴い、当社の保有するその他有価証券のうち、市場価格のある株式の評価について、連結会計年度末前１ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法から、連結会計年度末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。	15.「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日　企業会計基準適用指針第31号）を当連結会計年度の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。 これに伴い、当社の保有する投資信託の時価の算定に関する取扱いについて、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が定める取扱いを適用し、投資信託の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

注記事項（連結貸借対照表関係）

2021年度（2022年3月31日現在）

1. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、1,355百万円です。
なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は、755百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、17百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
債権のうち、貸付条件緩和債権額は、600百万円です。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は、434,717百万円です。

3. 当社の当連結会計年度に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。

4. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、828,542百万円です。なお、負債の額も同額です。

5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	218,156百万円
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	54,181百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	56,141百万円
利息による増加等	29百万円
当連結会計年度末現在高	216,226百万円

6. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、189,174百万円です。

7. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,023,777百万円、貸付金427,658百万円、現金及び預貯金1,144百万円です。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　2001年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、4,776,801百万円です。

10. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は6,492百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、27,098百万円です。

12. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 480,510百万円含まれています。

13. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が120,000百万円含まれています。

14. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ589,198百万円、641,532百万円含まれています。

2022年度（2023年3月31日現在）

1. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、783百万円です。
なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は、783百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、16百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
債権のうち、貸付条件緩和債権額はありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は、447,479百万円です。

3. 当社の当連結会計年度に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、16,601百万円です。

4. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、790,519百万円です。なお、負債の額も同額です。

5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	216,226百万円
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	58,310百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	58,895百万円
利息による増加等	26百万円
当連結会計年度末現在高	215,667百万円

6. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、210,804百万円です。

7. 担保に提供している資産の額は、有価証券3,783,409百万円、貸付金617,078百万円、現金及び預貯金1,313百万円です。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　2001年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、3,991,231百万円です。

10. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は8,792百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、27,615百万円です。

12. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 396,510百万円含まれています。

13. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が170,000百万円含まれています。

14. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ651,076百万円、580,731百万円含まれています。

2021年度（2022年3月31日現在）	2022年度（2023年3月31日現在）
	15. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、36,665百万円です。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。	
	16. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日　企業会計基準委員会　実務対応報告第42号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
16. 繰延税金資産の総額は、781,308百万円、繰延税金負債の総額は、487,943百万円です。 繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、16,500百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 396,857百万円及び価格変動準備金 271,813百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 378,029百万円です。 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は △18.1％であり、法定実効税率 27.96％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △42.2％、海外の連結子会社及び子法人等の投資税額控除 △5.5％です。	17. 繰延税金資産の総額は、849,394百万円、繰延税金負債の総額は、238,021百万円です。 繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、23,264百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 412,727百万円及び価格変動準備金 237,590百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 116,594百万円です。 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は22.1％であり、法定実効税率 27.96％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △8.8％です。
17. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は395,019百万円、時価は532,472百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,319百万円をその他の負債に計上しております。	18. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は404,931百万円、時価は555,699百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,319百万円をその他の負債に計上しております。

注記事項（金融商品関係）

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

（1）金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。
これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	520,844	520,844	—
うち、その他有価証券	520,844	520,844	—
買入金銭債権	310,140	311,400	1,259
うち、その他有価証券	192,123	192,123	—
金銭の信託	4,914	4,914	—
有価証券	35,450,247	36,790,028	1,339,781
売買目的有価証券	1,107,657	1,107,657	—
満期保有目的の債券	1,640,178	1,891,271	251,092
責任準備金対応債券	12,514,443	13,596,489	1,082,045
子会社株式及び関連会社株式	47,036	53,679	6,642
その他有価証券	20,140,931	20,140,931	—
貸付金	3,023,520		
貸倒引当金※1	△3,295		
	3,020,225	3,046,138	25,912
社債	508,257	515,593	7,336
デリバティブ取引※2	(614,268)	(614,268)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(23,373)	(23,373)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(590,895)	(590,895)	—

※1 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（　）で示しております。

（注1）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	326,290	350,959	24,669
	外国証券（公社債）	1,305,600	1,532,328	226,728
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	8,288	7,983	△304
	外国証券（公社債）	—	—	—
合計		1,640,178	1,891,271	251,092

②責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	9,121,741	10,385,240	1,263,498
	外国証券（公社債）	408,480	422,909	14,429
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	2,425,133	2,276,412	△148,720
	外国証券（公社債）	559,088	511,926	△47,161
合計		12,514,443	13,596,489	1,082,045

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	122,748	127,640	4,891
	公社債	927,128	975,276	48,148
	株式	902,639	2,084,398	1,181,759
	外国証券	7,579,746	8,118,621	538,875
	公社債	6,858,017	7,242,811	384,794
	株式等	721,728	875,810	154,081
	その他の証券	192,719	225,564	32,845
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	520,900	520,844	△55
	買入金銭債権	65,354	64,483	△870
	公社債	1,992,142	1,901,023	△91,118
	株式	252,606	213,078	△39,527
	外国証券	6,681,426	6,413,183	△268,242
	公社債	5,714,947	5,514,520	△200,427
	株式等	966,478	898,663	△67,815
	その他の証券	218,287	209,782	△8,504
合計		19,455,698	20,853,900	1,398,201

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	136,387
組合出資金等※2	246,617

※１ 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
※２ 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年7月4日　企業会計基準適用指針第31号）第27項の経過措置に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
譲渡性預金	520,900	—	—	—
買入金銭債権	34,550	213	295	271,025
有価証券	729,290	4,928,930	9,413,674	14,116,412
満期保有目的の債券	22,904	613,924	219,608	782,622
責任準備金対応債券	160,622	970,898	4,251,363	7,045,414
その他有価証券	545,763	3,344,108	4,942,702	6,288,374
貸付金※	430,316	561,029	588,104	1,173,472
社債	—	27,499	—	480,510

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
譲渡性預金	—	520,844	—	520,844
買入金銭債権	—	34,493	157,630	192,123
金銭の信託	—	—	4,914	4,914
有価証券	6,520,745	11,806,909	527,991	18,855,647
売買目的有価証券	510,889	397,991	12,332	921,214
その他有価証券	6,009,855	11,408,918	515,658	17,934,432
国債	1,291,807	—	—	1,291,807
地方債	—	46,195	—	46,195
社債	—	1,537,296	1,000	1,538,296
株式	2,296,837	640	—	2,297,477
外国証券	2,417,887	9,824,785	514,658	12,757,331
公社債	2,417,887	9,824,785	514,658	12,757,331
その他の証券	3,323	—	—	3,323
貸付金	—	—	114,039	114,039
デリバティブ取引	558	208,908	11,734	221,201
通貨関連	—	155,693	—	155,693
金利関連	—	13,306	—	13,306
株式関連	556	38,016	11,734	50,307
その他	2	1,892	—	1,895
資産計	6,521,303	12,571,157	816,310	19,908,771
デリバティブ取引	7,481	825,334	2,654	835,470
通貨関連	—	815,207	2,169	817,377
金利関連	—	7,153	—	7,153
株式関連	6,347	2,786	484	9,618
その他	1,133	187	—	1,320
負債計	7,481	825,334	2,654	835,470

※「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年7月4日　企業会計基準適用指針第31号）第26項の経過措置に基づき、投資信託については、上表には含めておりません。
当該投資信託の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は2,392,941百万円です。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	—	—	119,276	119,276
有価証券	10,623,422	4,916,008	2,008	15,541,440
満期保有目的の債券	165,421	1,725,849	—	1,891,271
国債	165,421	—	—	165,421
地方債	—	2,031	—	2,031
社債	—	191,489	—	191,489
外国証券	—	1,532,328	—	1,532,328
公社債	—	1,532,328	—	1,532,328
責任準備金対応債券	10,458,000	3,136,479	2,008	13,596,489
国債	10,458,000	—	—	10,458,000
地方債	—	135,972	—	135,972
社債	—	2,067,679	—	2,067,679
外国証券	—	932,827	2,008	934,836
公社債	—	932,827	2,008	934,836
子会社株式及び関連会社株式	—	53,679	—	53,679
貸付金	—	18,038	2,914,060	2,932,098
資産計	10,623,422	4,934,046	3,035,346	18,592,815
社債	—	515,593	—	515,593
負債計	—	515,593	—	515,593

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル３、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル３の時価に分類しております。

負 債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル２の時価に分類しており、主にプレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報※1

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	2.4％～4.8％

※1 レベル３の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

②期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ取引※5	合計
期首残高	159,383	—	473,620	112,291	△20,035	725,260
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	△1,941	382	27,331	△1,735	2,099	26,136
損益に計上※1	8	382	30,527	△1,735	2,099	31,282
その他の包括利益に計上※2	△1,950	—	△3,195	—	—	△5,145
購入、売却、発行及び決済等の純額	187	4,532	30,549	3,483	27,016	65,768
レベル3の時価への振替※3	—	—	6,374	—	—	6,374
レベル3の時価からの振替※4	—	—	△9,884	—	—	△9,884
当連結会計期間末残高	157,630	4,914	527,991	114,039	9,080	813,656
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	3,114	6,402	△994	8,522

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※3 レベル１の時価またはレベル２の時価からレベル３の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※4 レベル３の時価からレベル１の時価またはレベル２の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。
これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	542,253	542,253	—
うち、その他有価証券	542,253	542,253	—
買入金銭債権	407,646	407,470	△175
うち、その他有価証券	296,712	296,712	—
金銭の信託	14,990	14,990	—
有価証券	33,101,172	33,725,052	623,880
売買目的有価証券	1,041,054	1,041,054	—
満期保有目的の債券	1,659,605	1,864,850	205,244
責任準備金対応債券	13,192,905	13,610,612	417,707
子会社株式及び関連会社株式	44,698	45,626	927
その他有価証券※1	17,162,908	17,162,908	—
貸付金	3,175,130		
貸倒引当金※2	△3,699		
	3,171,430	3,056,199	△115,231
社債	428,417	415,788	△12,629
デリバティブ取引※3	(394,911)	(394,911)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(155,644)	(155,644)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(239,266)	(239,266)	—

※1「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日　企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（　）で示しております。

（注1）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	337,343	358,273	20,930
	外国証券（公社債）	1,292,200	1,478,302	186,102
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	30,061	28,273	△1,787
	外国証券（公社債）	—	—	—
合計		1,659,605	1,864,850	205,244

②責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	8,258,437	9,228,002	969,564
	外国証券（公社債）	169,561	175,065	5,504
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	3,645,235	3,222,896	△422,338
	外国証券（公社債）	1,119,669	984,647	△135,021
合計		13,192,905	13,610,612	417,707

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	60,329	63,565	3,236
	公社債	509,485	547,168	37,682
	株式	833,698	1,918,673	1,084,975
	外国証券	2,283,833	2,448,829	164,995
	公社債	1,982,979	2,083,506	100,527
	株式等	300,854	365,322	64,468
	その他の証券	91,605	111,263	19,658
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	542,300	542,253	△46
	買入金銭債権	236,181	233,146	△3,034
	公社債	2,626,754	2,395,660	△231,094
	株式	231,482	199,909	△31,573
	外国証券	10,507,045	9,401,247	△1,105,797
	公社債	9,263,639	8,347,745	△915,893
	株式等	1,243,405	1,053,502	△189,903
	その他の証券	156,552	140,156	△16,396
合計		18,079,268	18,001,874	△77,393

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	155,561
組合出資金等※2	341,270

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日　企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
譲渡性預金	542,300	—	—	—
買入金銭債権	143,051	218	302	263,839
有価証券	937,064	6,211,267	8,301,504	14,436,971
満期保有目的の債券	43,298	596,733	218,609	807,623
責任準備金対応債券	84,411	1,309,990	4,668,529	7,093,128
その他有価証券	809,354	4,304,544	3,414,365	6,536,219
貸付金※	333,445	659,476	611,500	1,325,069
社債	—	31,726	—	396,510

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
譲渡性預金	—	542,253	—	542,253
買入金銭債権	—	142,995	153,716	296,712
金銭の信託	—	—	14,990	14,990
有価証券	5,948,492	10,793,673	1,126,664	17,868,830
売買目的有価証券	673,297	367,080	676	1,041,054
その他有価証券	5,275,194	10,426,593	1,125,987	16,827,775
国債	1,577,329	—	—	1,577,329
地方債	—	42,638	—	42,638
社債	—	1,322,510	350	1,322,860
株式	2,118,488	94	—	2,118,583
外国証券	1,526,830	8,872,285	1,125,637	11,524,752
公社債	1,506,057	7,979,876	945,319	10,431,252
株式等	20,773	892,409	180,318	1,093,500
その他の証券	52,546	189,064	—	241,610
貸付金	—	—	123,140	123,140
デリバティブ取引	2,060	207,972	7,114	217,147
通貨関連	—	150,380	1,632	152,012
金利関連	—	22,602	—	22,602
株式関連	1,280	32,083	5,482	38,846
その他	779	2,905	—	3,685
資産計	5,950,552	11,686,895	1,425,626	19,063,075
デリバティブ取引	446	609,654	1,958	612,058
通貨関連	—	573,386	256	573,642
金利関連	—	24,943	—	24,943
株式関連	446	11,141	1,701	13,290
その他	—	182	—	182
負債計	446	609,654	1,958	612,058

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日　企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は335,133百万円です。
当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	基準価額を時価とみなす投資信託
期首残高	228,914
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	21,135
損益に計上※1	1,495
その他の包括利益に計上※2	19,640
購入、売却、償還等の純額	85,083
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	—
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	—
当連結会計期間末残高	335,133
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。
※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は251,835百万円です。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債　（単位：百万円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	—	—	110,758	110,758
有価証券	10,636,013	4,883,060	2,015	15,521,089
満期保有目的の債券	162,168	1,702,682	—	1,864,850
国債	162,168	—	—	162,168
地方債	—	17,693	—	17,693
社債	—	206,685	—	206,685
外国証券	—	1,478,302	—	1,478,302
公社債	—	1,478,302	—	1,478,302
責任準備金対応債券	10,473,291	3,135,305	2,015	13,610,612
国債	10,473,291	—	—	10,473,291
地方債	—	131,436	—	131,436
社債	—	1,846,171	—	1,846,171
外国証券	—	1,157,697	2,015	1,159,713
公社債	—	1,157,697	2,015	1,159,713
子会社株式及び関連会社株式	553	45,072	—	45,626
貸付金	—	17,690	2,915,367	2,933,058
資産計	10,636,013	4,900,751	3,028,141	18,564,906
社債	—	415,788	—	415,788
負債計	—	415,788	—	415,788

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル３、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル２の時価又はレベル３の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル３の時価に分類しております。

負 債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル２の時価に分類しており、主にプレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報※1

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	5.8％～7.18％

※1 レベル３の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

②期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益　（単位：百万円）

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ取引※6	合計
期首残高※1	157,630	4,914	695,614	114,039	9,080	981,278
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	△3,816	316	21,795	△19,472	△25,859	△27,036
損益に計上※2	4	316	46,747	△19,472	△25,859	1,736
その他の包括利益に計上※3	△3,820	—	△24,952	—	—	△28,772
購入、売却、発行及び決済等の純額	△97	9,760	439,928	28,573	21,934	500,100
レベル3の時価への振替※4	—	—	3,558	—	—	3,558
レベル3の時価からの振替※5	—	—	△34,232	—	—	△34,232
当連結会計期間末残高	153,716	14,990	1,126,664	123,140	5,156	1,423,668
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	△1	△12,085	△14,665	△26,752

※1 有価証券の期首残高には投資信託167,622百万円が含まれております。
※2 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。
※3 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
※4 レベル１の時価またはレベル２の時価からレベル３の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。
※5 レベル３の時価からレベル１の時価またはレベル２の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。
※6 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

注記事項（連結損益計算書関係）

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

1. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	432百万円
	計	432百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

1. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	751百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	1,569百万円
	計	2,320百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

注記事項（連結包括利益計算書関係）

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	△740,795百万円
組替調整額	38,959百万円
税効果調整前	△701,835百万円
税効果額	189,960百万円
その他有価証券評価差額金	△511,875百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△2,475百万円
組替調整額	△1,985百万円
税効果調整前	△4,460百万円
税効果額	1,353百万円
繰延ヘッジ損益	△3,106百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	36,294百万円
組替調整額	－
税効果調整前	36,294百万円
税効果額	－
為替換算調整勘定	36,294百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	3,663百万円
組替調整額	△5,408百万円
税効果調整前	△1,744百万円
税効果額	492百万円
退職給付に係る調整額	△1,252百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	10,494百万円
組替調整額	△575百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	9,919百万円
その他の包括利益合計	△470,020百万円

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	△1,411,681百万円
組替調整額	67,340百万円
税効果調整前	△1,344,340百万円
税効果額	338,894百万円
その他有価証券評価差額金	△1,005,446百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△8,454百万円
組替調整額	△4,935百万円
税効果調整前	△13,390百万円
税効果額	3,328百万円
繰延ヘッジ損益	△10,061百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	57,026百万円
組替調整額	－
税効果調整前	57,026百万円
税効果額	－
為替換算調整勘定	57,026百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	10,381百万円
組替調整額	△1,956百万円
税効果調整前	8,425百万円
税効果額	△2,352百万円
退職給付に係る調整額	6,072百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	6,756百万円
組替調整額	△883百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	5,873百万円
その他の包括利益合計	△946,534百万円

4 連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　目	2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日） 金額	2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日） 金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余（△は損失）	38,614	179,524
賃貸用不動産等減価償却費	8,446	8,954
減価償却費	35,173	38,442
減損損失	480	2,471
のれん償却額	6,475	7,470
支払備金の増減額（△は減少）	14,661	7,789
責任準備金の増減額（△は減少）	907,998	755,023
社員配当準備金積立利息繰入額	29	26
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△230	△153
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△6,942	△4,486
価格変動準備金の増減額（△は減少）	88,334	△122,397
利息及び配当金等収入	△827,483	△964,997
有価証券関係損益（△は益）	△18,090	98,407
支払利息	14,279	32,319
為替差損益（△は益）	△94,736	△81,491
有形固定資産関係損益（△は益）	679	△1,136
持分法による投資損益（△は益）	1,312	△3,208
代理店貸の増減額（△は増加）	△78	125
再保険貸の増減額（△は増加）	△375	△10,527
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	6,349	△1,524
再保険借の増減額（△は減少）	5,058	△6,287
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	△23,030	△133,121
その他	△34,570	291,642
小　　計	122,355	92,866
利息及び配当金等の受取額	866,236	1,004,892
利息の支払額	△12,937	△30,118
社員配当金の支払額	△56,141	△58,895
その他	△683	△699
法人税等の支払額	△49,172	△52,964
営業活動によるキャッシュ・フロー	869,657	955,081
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	5,353	△209,419
買入金銭債権の取得による支出	△476,962	△1,552,482
買入金銭債権の売却・償還による収入	730,125	1,451,157
金銭の信託の増加による支出	△4,534	△9,768
有価証券の取得による支出	△4,988,814	△6,988,808
有価証券の売却・償還による収入	3,929,071	8,800,634
貸付けによる支出	△869,963	△913,355
貸付金の回収による収入	562,077	873,810
その他	△83,609	△2,167,721
資産運用活動計	△1,197,256	△715,954
（営業活動及び資産運用活動計）	(△327,598)	(239,126)
有形固定資産の取得による支出	△16,434	△54,824
有形固定資産の売却による収入	1,572	3,895
その他	△11,615	△16,738
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,223,734	△783,621
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	50,000
借入金の返済による支出	△20	—
社債の発行による収入	100,586	—
社債の償還による支出	△70,000	△84,000
その他	37,260	89,920
財務活動によるキャッシュ・フロー	67,827	55,920
現金及び現金同等物に係る換算差額	12,670	21,305
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△273,579	248,685
現金及び現金同等物期首残高	571,440	297,861
現金及び現金同等物期末残高	297,861	546,546

注記事項（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

2021年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,107,622百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	△809,761百万円
資金（現金及び現金同等物）	297,861百万円

2022年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,565,736 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	△1,019,189 百万円
資金（現金及び現金同等物）	546,546 百万円

3. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。

5 連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価

2022年度の財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果は以下のとおりです。

内　部　統　制　報　告　書

2023年5月18日

住友生命保険相互会社

取締役 代表執行役社長　高田　幸徳

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役 代表執行役社長 高田幸徳は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2023年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社14社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社13社及び持分法適用関連法人等10社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の経常収益（連結会社間取引消去後）が、連結経常収益の 2／3 を超えていることから、当社のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。

以　上

（注）なお、当誌では、内部統制報告書の評価対象とした連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、連結財務諸表の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

6 連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した2022年度の連結財務諸表及び2022年度の内部統制報告書について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（注）なお、当誌では、監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、連結財務諸表の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

7 保険業法に基づく連結計算書類についての会計監査人の監査報告

当社は、2022年度において、保険業法第54条の10第１項に規定される連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書）を作成し、同条第４項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

8 連結財務諸表の適正性に関する確認書

2022年度の連結財務諸表の適正性について、以下のとおり、確認しております。

確　認　書

2023 年 5 月 18 日

住友生命保険相互会社
取締役　代表執行役社長　高田　幸徳

1．取締役 代表執行役社長 高田幸徳は、当社の 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの 2022 年度に係る連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記）に記載した内容が、保険業法等の関係諸法令に準拠し、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

以上

9 保険業法に基づく債権の状況

（単位：百万円、%）

区　分	2021年度末	2022年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	755	783
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	600	—
小計	1,355	783
（対合計比）	(0.02)	(0.01)
正常債権	7,826,592	7,190,810
合計	7,827,947	7,191,593

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。（注1に掲げる債権を除く。）
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。（注1及び2に掲げる債権を除く。）
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。（注1から3に掲げる債権を除く。）
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

10 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　目		2021年度末	2022年度末
ソルベンシー・マージン総額　(A)		4,795,724	3,597,472
基金等		495,828	548,883
価格変動準備金		972,169	849,771
危険準備金		705,442	756,736
異常危険準備金		—	—
一般貸倒引当金		3,604	4,123
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)		1,248,951	32,194
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）		118,196	140,574
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額		△1,482	6,942
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		761,616	779,854
負債性資本調達手段等		600,510	566,510
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
控除項目		△180,420	△196,176
その他		71,306	108,056
リスクの合計額　$\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2}+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$　(B)		1,207,009	1,059,629
保険リスク相当額	R_1	93,867	99,759
一般保険リスク相当額	R_5	—	—
巨大災害リスク相当額	R_6	0	0
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	86,858	95,565
少額短期保険業者の保険リスク相当額	R_9	9	9
予定利率リスク相当額	R_2	175,401	175,797
最低保証リスク相当額	R_7※	6,102	8,134
資産運用リスク相当額	R_3	984,644	832,861
経営管理リスク相当額	R_4	26,937	24,242
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times100$		794.6%	679.0%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。
（注）上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

◆連結ソルベンシー・マージン比率について

連結ソルベンシー・マージン比率は、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した住友生命グループ全体の「リスクの合計額」に対する住友生命グループ全体の「ソルベンシー・マージン総額」の比率であり、通常の予測を超えて発生するリスクをどれだけカバーできるかを表す指標のひとつです。
この数値が200%を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。

連結ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

11 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（メディケア生命保険株式会社）

（単位：百万円）

項　目	2021年度末	2022年度末
ソルベンシー・マージン総額　(A)	51,492	56,047
資本金等	22,338	29,211
価格変動準備金	222	245
危険準備金	3,542	4,236
一般貸倒引当金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	△356	△740
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	38,542	52,462
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△12,796	△29,368
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　(B)	6,158	5,393
保険リスク相当額　R_1	442	455
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	2,960	3,107
予定利率リスク相当額　R_2	23	24
最低保証リスク相当額　R_7	—	—
資産運用リスク相当額　R_3	4,810	3,728
経営管理リスク相当額　R_4	247	219
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	1,672.2%	2,078.2%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条及び第87条、並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

12 セグメント情報

2021年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)及び2022年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

13 エンベディッド・バリューの状況

エンベディッド・バリュー

住友生命グループのエンベディッド・バリューは、海外金利の上昇等によるマイナスの影響がある一方、新契約獲得や保有契約からの収益確保など保険事業による成果により、前年度末比722億円の増加となりました。

4兆7,512億円

［住友生命（単体）のエンベディッド・バリュー：4兆6,982 億円］

エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリューは、計算基準日の修正純資産に、保有契約が将来生み出す収益の現在価値（保有契約価値）を加えることにより計算されます。

現行の法定会計では契約締結時に初期コストを認識し、その後の契約期間を通じて徐々に収益の認識を行います。このような期間損益構造によって、販売業績が好調だった場合に、その期間の損益が悪化するといったことが生じます。そのため、会計上の業績から保険会社の実態評価を行うことは必ずしも容易であるとはいえません。

生命保険契約の損益構造（イメージ図）

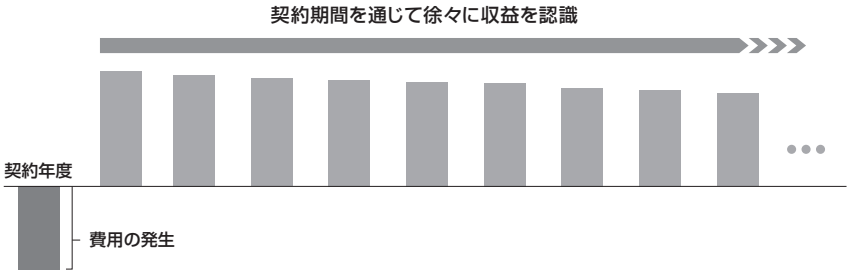

一方、エンベディッド・バリューは過去の収益の実績に加え、保有契約が将来生み出す収益も評価に加えるため、上記のような法定会計で不足する情報を補うことができる一つの指標となり得ます。

また、エンベディッド・バリューは、会社の財務の健全性や成長性などを表す指標の一つとして重要な役割を果たし、ご契約者の皆さまをはじめとして、さまざまなステークホルダーの方々に有益な情報をもたらすものと考えています。

なお、当社のエンベディッド・バリューは、欧州の大手保険会社のCFO（Chief Financial Officer:最高財務責任者）から構成されるCFOフォーラムが制定したヨーロピアン・エンベディッド・バリュー（以下「EEV」）原則に準拠したEEVです。

エンベディッド・バリュー（保有契約価値・修正純資産）のイメージ図

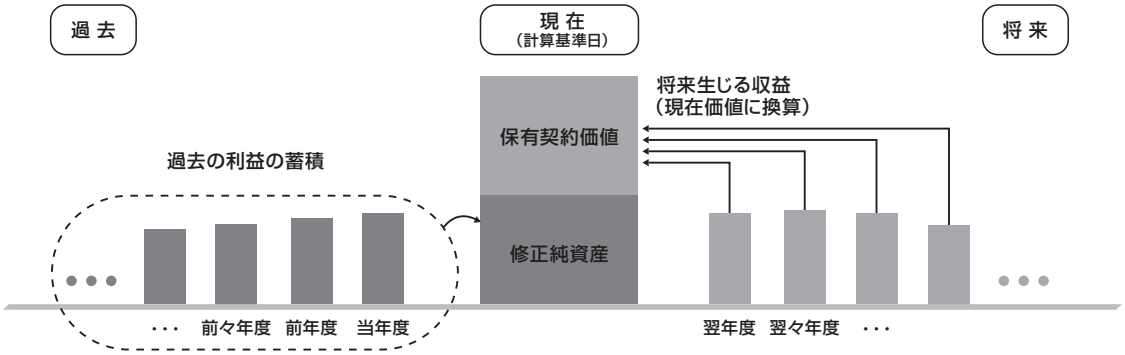

修正純資産

計算基準日における純資産価値を表す尺度であり、保有している資産を時価評価し純資産を計算した上で、負債のうち危険準備金、価格変動準備金等を加える調整などを行い計算されます。

保有契約価値

保有契約から将来生じる収益を、計算基準日における現在価値に換算したものです。

エンベディッド・バリューの推移

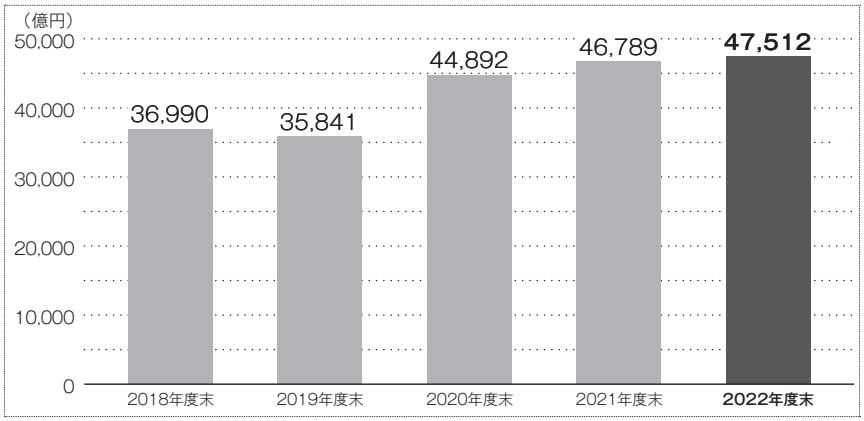

2022年度末の住友生命グループのＥＥＶと新契約価値

（単位：億円）

	2022年度末
EEV	47,512
保有契約価値	21,495
修正純資産	26,016

	2022年度
新契約価値	1,208

新契約価値
当年度の新契約から将来生じる収益の現在価値です。

※1 住友生命グループのEEV は、住友生命のEEV にメディケア生命およびシメトラのEEV を加え、住友生命が保有するメディケア生命およびシメトラの株式の簿価を控除することにより算出しています。
※2 計算方法等の詳細はホームページに掲載の「2022年度末ヨーロピアン・エンベディッド・バリューの開示」をご確認ください。

主要な前提条件

エンベディッド・バリュー計算上の主要な前提条件は次のとおりです。

経済前提

確実性等価将来収益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスク・フリー・レートとして計算基準日時点の国債利回りを使用しています。

非経済前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金などのキャッシュ・フローは、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案した前提を用いて予測しています。

独立した第三者機関によるレビュー

エンベディッド・バリューの適正性・妥当性を確保するため、当社は独立した第三者機関にレビューを委託し、計算方法および計算前提がEEV原則に準拠したものである旨の意見書を受領しています。

前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合の住友生命グループのエンベディッド・バリューへの影響額は次のとおりです。

（単位：億円）

前提条件	EEV	変化額
2022年度末ＥＥＶ	47,512	—
感応度 1：リスク・フリー・レート50bp上昇	48,931	1,419
感応度 2：リスク・フリー・レート50bp低下	45,913	△1,598
感応度 3：株式・不動産価値10％下落	45,019	△2,492
感応度 4：事業費率（維持費）10％減少	48,720	1,208
感応度 5：解約失効率10％減少	48,924	1,412
感応度 6：保険事故発生率（死亡保険）5％低下	50,107	2,595
感応度 7：保険事故発生率（年金保険）5％低下	47,452	△59
感応度 8：必要資本を法定最低水準に変更	48,374	862
感応度 9：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25％上昇	47,509	△2
感応度10：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25％上昇	47,040	△471

【ご参考】資産・負債の対応を考慮したエンベディッド・バリューの内訳について

保有契約価値は、将来の運用利回りの前提として、計算基準日における国債利回りを用いて計算されます。そのため金利が低下した場合、将来見込まれる運用収益が減少することに伴い、保有契約価値は減少します。

住友生命では、契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するＡＬＭ推進の観点から、長期の公社債や貸付金などの円金利資産等を中心に投資を行っており、過去に投入した相対的に利回りの高い長期の債券等を保有しています。

そのため、保有契約価値計算上の将来の運用利回り前提となる国債利回りが低下しても、実際には、これらの資産から将来得られる運用収益は減少しません。国債利回り低下時には、これに対応して、保有している資産の含み損益およびそれを含む修正純資産は増加し、保有契約価値の減少を補います。

このように、保有契約が将来生み出す収益を把握するにあたっては、保有契約価値に加えて、円金利資産等の含み損益を合わせて見る必要があります。

2022年度末の保有契約価値と円金利資産等の含み損益を合わせて見ると、2兆1,633億円となっています。

（単位：億円）

	2022年度末
EEV	47,512
純資産の部合計＋危険準備金・価格変動準備金等	16,829
保有契約価値＋円金利資産等の含み損益	21,633
保有契約価値	21,495
円金利資産等の含み損益	138
円金利資産等以外の含み損益等	9,049

◆生命保険協会統一開示項目索引

このディスクロージャー資料は、保険業法第111条に基づき、また（一社）生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに掲載しています。
（注）＊印は保険業法で開示することが定められている項目

Ⅰ. 保険会社の概況及び組織*
1.沿革 …… 102
2.経営の組織* …… 106
3.店舗網一覧 …… 109
4.基金の状況* …… 141、197
5.総代氏名 …… 112
（総代の役割） …… 79
（選考方法） …… 112
（主な保険種類別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域別による構成） … 114
6.社員構成 …… 114
7.審議員氏名 …… 113
（制度の趣旨） …… 79
（審議員の役割） …… 79
（職業・年齢） …… 113、114
8.取締役及び執行役(役職名・氏名)* …… 88
9.会計参与の氏名又は名称* …… 該当せず
10.会計監査人の氏名又は名称* …… 142
11.従業員の在籍・採用状況 …… 107
12.平均給与（内勤職員） …… 107
13.平均給与（営業職員） …… 107
14.総代会傍聴制度 …… 79
（議事録） …… 115

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容*
1.主要な業務の内容* …… 101
2.経営方針 …… 4

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況*
1.直近事業年度における事業の概況* …… 132
2.契約者懇談会開催の概況 …… 79
3.相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例 …… 121
4.契約者に対する情報提供の実態 …100、124
5.商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 ……123、124
6.営業職員・代理店教育・研修の概略 … 47、108
7.新規開発商品の状況 …… 50
8.保険商品一覧 …… 118
9.情報システムに関する状況 …… 70
10.公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 …… 25

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標* …… 152

Ⅴ. 財産の状況*
1.貸借対照表* …… 153
2.損益計算書* …… 154
3.キャッシュ・フロー計算書* …… 該当せず
4.基金等変動計算書* …… 155
5.剰余金処分又は損失処理に関する書面* … 155
6.保険業法に基づく債権の状況*
（破産更生債権及びこれらに準ずる債権）* … 186
（危険債権）* …… 186
（三月以上延滞債権）* …… 186
（貸付条件緩和債権）* …… 186
（正常債権）* …… 186
7.元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況* …… 187
8.保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）* …… 188
9.有価証券等の時価情報（会社計）*
（有価証券）* …… 170
（金銭の信託）* …… 172
（デリバティブ取引）* …… 172
10.経常利益等の明細（基礎利益） …… 169
11.計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨* … 169
12.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* …該当せず
13.代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨… 該当せず
14.事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容* ……該当せず

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等*
1.主要な業務の状況を示す指標等
(1)決算業績の概況 …… 8
(2)保有契約高及び新契約高* …… 208
(3)年換算保険料 …… 208
(4)保障機能別保有契約高* …… 207
(5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高* …… 209
(6)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料 …… 209
(7)社員配当の状況* …… 147
2.保険契約に関する指標等
(1)保有契約増加率* …… 208
(2)新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）* …… 218
(3)新契約率（対年度始） …… 218
(4)解約失効率（対年度始）* …… 218
(5)個人保険新契約平均保険料（月払契約）* … 218
(6)死亡率（個人保険主契約） …… 218
(7)特約発生率（個人保険） …… 219
(8)事業費率（対収入保険料） …… 219
(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数* … 219
(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合* …… 219
(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合* …… 219
(12)未収受再保険金の額* …… 220
(13)第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合* …… 220
3.経理に関する指標等
(1)支払備金明細表 …… 193
(2)責任準備金明細表* …… 193
(3)責任準備金残高の内訳* …… 193
(4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）* … 194
(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数* …… 195
(6)社員配当準備金明細表* …… 195
(7)引当金明細表* …… 196
(8)特定海外債権引当勘定の状況*
（特定海外債権引当勘定）* …… 196
（対象債権額国別残高）* …… 196

(9)保険料明細表…… 198
(10)保険金明細表 …… 198
(11)年金明細表 …… 199
(12)給付金明細表 …… 200
(13)解約返戻金明細表 …… 201
(14)減価償却費明細表 …… 205
(15)事業費明細表* …… 205
(16)税金明細表 …… 206
(17)リース取引 …… 206
(18)借入金等残存期間別残高 …… 196
4.資産運用に関する指標等
(1)資産運用の概況
(年度の資産の運用概況)…… 57
(ポートフォリオの推移
〈資産の構成及び資産の増減〉)* … 175
(2)運用利回り* …… 175
(3)主要資産の平均残高* …… 176
(4)資産運用収益明細表* …… 202
(5)資産運用費用明細表* …… 202
(6)利息及び配当金等収入明細表* …… 202
(7)有価証券売却益明細表…… 203
(8)有価証券売却損明細表…… 203
(9)有価証券評価損明細表…… 203
(10)商品有価証券明細表* …… 176
(11)商品有価証券売買高 …… 176
(12)有価証券明細表* …… 176
(13)有価証券残存期間別残高*…… 177
(14)保有公社債の期末残高利回り …… 177
(15)業種別株式保有明細表* …… 178
(16)貸付金明細表* …… 184
(17)貸付金残存期間別残高 …… 184
(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳* … 185
(19)貸付金業種別内訳* …… 185
(20)貸付金使途別内訳* …… 186
(21)貸付金地域別内訳 …… 186
(22)貸付金担保別内訳* …… 186
(23)有形固定資産明細表*
(有形固定資産の明細)* …… 190
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)* … 190
(24)固定資産等処分益明細表* …… 203
(25)固定資産等処分損明細表* …… 204
(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表 … 204
(27)海外投融資の状況
(資産別明細)* …… 191
(地域別構成)* …… 192
(外貨建資産の通貨別構成) …… 192
(28)海外投融資利回り* …… 175
(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額) … 191
(30)各種ローン金利 …… 220
(31)その他の資産明細表 …… 190
5.有価証券等の時価情報(一般勘定)
(有価証券) …… 179
(金銭の信託) …… 181
(デリバティブ取引) …… 182

Ⅶ. 保険会社の運営*
1.リスク管理の体制* …… 96
2.法令遵守の体制* …… 94
3.法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性* … 194
4.指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称
指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容* …… 129
5.個人データ保護について …… 125
6.反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 … 125

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等*
1.特別勘定資産残高の状況* …… 213
2.個人変額保険及び個人変額年金保険
特別勘定資産の運用の経過 …… 213
3.個人変額保険及び個人変額年金保険の状況*
(1)保有契約高…… 213
(2)年度末資産の内訳* …… 213
(3)運用収支状況* …… 214
(4)有価証券等の時価情報…… 215
(有価証券) …… 215
(金銭の信託) …… 215
(デリバティブ取引)…… 215

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況*
1.保険会社及びその子会社等の概況*
(1)主要な事業の内容及び組織の構成* …… 104
(2)子会社等に関する事項*
(名称)* …… 105
(主たる営業所又は事務所の所在地)* … 105
(資本金又は出資金の額)* …… 105
(事業の内容)* …… 105
(設立年月日)* …… 105
(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)* … 105
(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)* … 105
2.保険会社及びその子会社等の主要な業務*
(1)直近事業年度における事業の概況* … 221
(2)主要な業務の状況を示す指標*
(経常収益)* …… 221
(経常利益又は経常損失)* …… 221
(親会社に帰属する当期純剰余又は親会社に帰属する当期純損失)* …… 221
(包括利益)* …… 221
(総資産)* …… 221
(ソルベンシー・マージン比率)* …… 221
3.保険会社及びその子会社等の財産の状況*
(1)連結貸借対照表* …… 222
(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書*
(連結損益計算書)* …… 223
(連結包括利益計算書)* …… 223
(3)連結キャッシュ・フロー計算書* …… 239
(4)連結基金等変動計算書* …… 224
(5)保険業法に基づく債権の状況*
(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)* … 242
(危険債権)* …… 242
(三月以上延滞債権)* …… 242
(貸付条件緩和債権)* …… 242
(正常債権)* …… 242
(6)保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)* …… 242
(7)子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)* … 243
(8)セグメント情報* …… 243
(9)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* ……該当せず
(10)代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨 …… 241
(11)事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容* ……該当せず

◆五十音索引

（あ行）

アイアル少額短期保険 …… 48
ERM経営 …… 95
ESG投融資 …… 33
ウェルビーイング …… 10～17、22～25、53
ウェルビーイング価値提供顧客数 …… 37
運用環境 …… 57
運用方針 …… 57
運用利回り（一般勘定） …… 175
営業拠点数 …… 107
ALM …… 57、97
エグゼクティブ・フェロー …… 72、93
SDGs …… 26
エヌエヌ生命 …… 50
沿革 …… 102
エンゲージメントサーベイ …… 9、65、69
エンベディッド・バリュー …… 8、244
大阪Vitalityチャレンジ …… 24
お客さまアンケート …… 121
お客さまの声（苦情・お褒め・ご満足） …… 121
お客さまへの情報提供 …… 124
お客さま本位推進委員会 …… 120
お客さま満足度 …… 9、121
お役に立った保険金・給付金 …… 20、122、198～200

（か行）

カーボンニュートラル …… 30～31
海外事業 …… 59～62
格付の状況 …… 20
価値創造プロセス …… 20～21
監査委員会 …… 80、84、85、87
勧誘方針 …… 94
基金の状況 …… 197
基金等変動計算書 …… 155
危険準備金 …… 189
気候変動への対応 …… 30～31
基礎利益 …… 152、169
給付金請求のデジタル化 …… 51
教育研修制度 …… 47、108
金融機関窓販への取組み …… 47
クーリングオフ制度 …… 123
グループ基礎利益 …… 8
グループ・サステナビリティオフィサー …… 28
グループ保有契約年換算保険料 …… 8
経営管理体制 …… 78、80
経営政策会議 …… 80
経営方針 …… 4
経常利益 …… 152、154、169
健康経営 …… 68
公式ホームページ …… 100
コーポレートガバナンス・コード …… 80
コールセンター …… 109
告知義務 …… 123
ご契約者懇談会 …… 79、117
個人情報保護に関する基本方針 …… 125
コンプライアンス …… 94

（さ行）

サービス網 …… 109
サクセッションプラン …… 90
サステナビリティ経営方針 …… 4
サステナビリティ重要項目 …… 26
CS向上アドバイザー会議 …… 120
CSVプロジェクト …… 41
CVC（SUMISEI INNOVATION FUND） …… 53
ジェロントロジー …… 25
事業報告書 …… 132
支社等所在地 …… 110
自治体との連携協定 …… 23
執行役 …… 92
支払管理態勢 …… 122
指名委員会 …… 80、82
指名委員会等設置会社 …… 80
シメトラ …… 62、105
社員の構成 …… 114
社会・環境サステナビリティ推進協議会 …… 29
社外取締役経営協議会 …… 80
従業員数 …… 107
商品一覧 …… 118
情報開示に関する基本方針 …… 100
剰余金処分に関する決議 …… 155
女性管理職比率 …… 9、65
人財共育・人的資本 …… 64～69
人財ポートフォリオ …… 66
人生100年時代 …… 25
審議員 …… 113
審議員会 …… 79
シングライフ …… 62、105
新契約価値 …… 245
新契約年換算保険料 …… 208
スキル・マトリックス …… 91
スチュワードシップ活動 …… 33
スミセイ Innovation Challenge …… 55
スミセイダイレクトサービス …… 51
スミセイ中期経営計画2025 …… 36
スミセイのご家族アシストプラス …… 51
住友生命グループ行動規範 …… 63
住友生命グループ人権方針 …… 63

住友生命グループVision2030 …… 5、18～21
住友生命「Vitality」 ……41～43
生命保険契約者保護機構 ……127
生命保険の知識と制度 ……123
生命保険料控除 ……123
責任準備金 …… 152、193
責任投資 ……32～33
相互会社のしくみ …… 78
総資産 ……152
総代会 …… 79
総代会開催結果 …… 79
総代会の主な質疑応答 ……115
総代名簿 ……112
組織図 ……106
ソニー生命 …… 50
ソルベンシー・マージン比率 …… 152、188、243
損益計算書 ……154
損害保険事業への取組み …… 50

（た行）
大規模災害等への対策 …… 99
貸借対照表 ……153
ダイバーシティ、エクイティ＆インクルージョン… 67
男女の賃金の差異 ……65、107
男性育休取得率 …… 9、65
地域包括支援センター …… 25
注意喚起情報 ……124
中期経営計画2022 …… 34
直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 …152
TCFD提言への対応 …… 31
ディスクロージャー ……100
デジタル＆データ …… 70
当期純剰余 ……152
特別勘定に関する指標等 ……213
TomoWork…… 55
取締役 ……88～89
取締役会 …… 80、82

（な行）
内部監査体制 …… 87
内部統制基本方針 …… 87
内部統制システムの整備 …… 87
年換算保険料 ……208

（は行）
パーソナル健康増進サポート＆パーソナル疾病リスクレポート… 43
パーパス …… 2～3
Vitalityウォーク …… 23
Vitalityスマート …… 42
配当金（社員配当金）……147
バオベト・ホールディングス ……62、105
働き方改革 …… 68
反社会的勢力に対する基本方針 ……125
BNIライフ・インシュアランス ……62、105
PICC生命 …… 62
PFC-FD保険 …… 55
ブランド戦略2.0 …… 5
プレコンセプションケア …… 54
紛争解決（ADR）機関……129
PayPayほけん …… 48
報酬委員会 …… 80、83
法人向けサポートメニュー …… 45
法人向け商品ラインアップ …… 44
保険料等収入 ……154
保有契約価値 ……244
保有契約年換算保険料 ……208
本社等所在地 ……109

（ま行）
マテリアリティ …… 26
マテリアリティ特定プロセス …… 27
三井住友海上 …… 50
メディケア生命 …… 48

（や行）
有価証券残高 ……152

（ら行）
来店型保険ショップ …… 48
リスキル・学び直し …… 66
リスク管理体制 …… 96
リスクと機会 …… 26
利息及び配当金等収入 …… 154、202
連結ESR …… 20
連結基金等変動計算書 ……224
連結キャッシュ・フロー計算書 ……239
連結総資産 ……20、221
連結ソルベンシー・マージン比率 ……9、221、242
連結損益計算書 ……223
連結貸借対照表 ……222
連結保険料等収入 …… 8、223

（わ行）
WaaS …… 53

お手続き・お問合わせ先一覧

詳細は当社ホームページをご確認ください。

（2023年7月現在）

		契約者貸付 保険ファンド 配当金などのご利用	住所・電話番号 変更、ご家族登録 サービス／保険契 約者代理特約に 関するお手続き	名義変更 （改姓・改名等）	入院給付金 手術給付金 のご請求	契約内容の ご確認 等
LiefDirect		○	○	○	○	○
スミセイ ダイレクト サービス	インターネット	○	○	○	○	○
	カード（提携ATM） ※	○	＜ATM提携先金融機関＞ ゆうちょ銀行、三井住友銀行、セブン銀行、全国の信用金庫、 大垣共立銀行、沖縄銀行、四国銀行、常陽銀行、きらぼし銀行、南都銀行、 北陸銀行、北海道銀行、北國銀行、武蔵野銀行			
スミセイコールセンター		○	○	○	○	○
ご来店窓口						

※2024年7月31日をもちまして、カード（提携ATM）のサービスを終了させていただきます。詳細は当社ホームページをご確認ください。

スミセイダイレクトサービス

インターネット等で契約内容のご確認、入出金取引、住所変更等の各種お手続きがご利用いただけるサービスです。

［ご利用時間］

平日、土・日・祝　8：00～23：45　※5/3～5/5、12/31～1/3およびシステムメンテナンス期間中はご利用いただけません。

■インターネット

● 住友生命ホームページ

住友生命　検　索

● 二次元コード

スミセイコールセンター

スミセイライフデザイナー（営業職員）を通じてご加入のお客さま

0120-307506

Vitalityにご加入のお客さま（Vitality健康プログラムに関するお問合わせ窓口）

0120-307864

月～金曜日　午前9時～午後6時
土曜日　午前9時～午後5時
〔日・祝日・12/31～1/3を除く〕

※詳細は当社ホームページをご覧ください。

代理店を通じてご加入のお客さま

0120-506154	金融機関等代理店・保険ショップを通じてご加入のお客さま
0120-506873	郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さま
0120-506081	外貨建商品、「プラスつみたて終身保険」、「たのしみYOUプラス」にご加入のお客さま

【お願い】
・証券番号（お客さま番号）をあらかじめお確かめのうえお電話ください。
・お問合わせは契約者ご本人さま、入院・手術の給付金のご請求は被保険者さま、死亡保険金のご請求は受取人さまからお電話をお願いいたします。
・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

ご来店窓口

月～金曜日　午前9時～午後3時30分〔土日・祝日・年末年始（12/31～1/3）を除く〕

※ご来店窓口でお手続きいただく際は、ご用意いただく書類がございますので、ご来店前にお電話でご確認ください。
※最寄のご来店窓口については、P.101をご覧ください。

あなたの未来を強くする

住友生命